

第百六十六回国会 参議院厚生労働委員会会議録第二十八号

平成十九年六月十二日(火曜日)
午前十時二十二分開会

委員の異動

六月八日

辞任

小泉 昭男君

補欠選任

南野知恵子君

六月十一日

辞任

犬塚 直史君

補欠選任

櫻井 充君

白 眞勲君

鰐淵 洋子君

山本 孝史君

谷合 正明君

六月十二日

辞任

武見 敬三君

補欠選任

山本 順三君

西島 英利君

南野知恵子君

岡田 直樹君

松村 祥史君

森 ゆうこ君

大久保 勉君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

鶴保 庸介君

阿部 正俊君

中村 博彦君

足立 信也君

津田弥太郎君

浮島とも子君

委員

岡田 直樹君

岸 宏一君

坂本由紀子君

清水嘉与子君

武見 敬三君

中島 眞人君

中原 爽君

衆議院議員

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

西島 英利君

藤井 基之君

松村 祥史君

山本 順三君

大久保 勉君

櫻井 充君

島田智哉子君

下田 敦子君

辻 泰弘君

柳澤 光美君

山本 孝史君

谷合 正明君

小池 晃君

福島みずほ君

石崎 岳君

谷畑 孝君

宮澤 洋一君

福島 豊君

柳澤 伯夫君

田村 憲久君

石田 祝稔君

松田 茂敬君

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

合正明君が選任されました。

○委員長(鶴保庸介君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
日本年金機構法案外二案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、社会保険庁長官村瀬清司君外十二名の政府参考人の出席を求め、その説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(鶴保庸介君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鶴保庸介君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
日本年金機構法案外二案の審査のため、本日の委員会に国民生活金融公庫理事飛田康隆君及び日本銀行理事稲葉延雄君を参考人として出席を求め、その説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(鶴保庸介君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鶴保庸介君) 日本年金機構法案、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案及び厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

柳澤厚生労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。柳澤厚生労働大臣。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 本日は、国民年金の特殊台帳のマイクロフィルム記録とオンラインの記録との照合の調査の結果について御説明をいたすわけでございますが、その前に、大変申し訳ない

事態になりましたことにつきましておわびを申し上げたいと思います。

昨日の一部の新聞におきまして、この調査結果に関する報道がございました。報道に至りました経緯につきましては必ずしも明らかではございませんが、結果として関係者の皆様方に御迷惑をお掛けいたしました。この点につきまして、大変遺憾に感じておりますので、今回の件につきまして、何とぞ御寛恕賜りたいとお願いを申し上げます。

さて、今般の調査は国民年金の特殊台帳のマイクロフィルム記録とオンライン記録の照合についてサンプル調査を行ったものでありますが、その調査結果が取りまとまりましたので御説明を申し上げます。

調査の結果といたしましては、対象とした記録三千九百件のすべてについて、マイクロフィルム記録に対応するオンライン記録がないという事例はございませんでした。また、氏名、生年月日等の本人の特定に関する記載に食い違いがある事例もございませんでした。

ただし、収録されている各月の納付情報の一部、すなわち保険料の免除と納付の記録の一部について、マイクロフィルム記録とオンライン記録が一致していないものが四件ございました。不一致があつた四件につきましては、御本人にも確認の上、オンライン記録の訂正等の措置を講じてまいりたいと考えております。

今後とも、年金行政の運営に万全を期してまいりたいと考えております。
以上でございます。（発言する者あり）
○委員長（鶴保庸介君） 津田弥太郎君。速記を止めてください。

○委員長（鶴保庸介君） 速記を起こしてください。
暫時休憩をいたします。
午前十時三十分休憩

午後零時三十分開会

○委員長（鶴保庸介君） ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、南野知恵子君及び森ゆう子君が委員を辞任され、その補欠として松村祥史君及び大久保勉君が選任されました。

○委員長（鶴保庸介君） 休憩前に引き続き、日本年金機構法案外二案を議題といたします。

柳澤厚生労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。柳澤厚生労働大臣。
○国務大臣（柳澤伯夫君） お許しをいただきますして、引き続き発言をさせていただきます。

今回の事業につきまして、厚生労働委員会における御審議の経緯を踏まえれば、国会軽視とのおしかりを甘受しなければならぬものであり、重ね重ねおわび申し上げるべきものと認識いたしております。

また、ここに至る経緯につきましては、現時点でつまびらかではありませんが、今後、十分調査した上で御報告し、関係者の処分も含めて対応いたします。

さらに、今後、委員会で資料のお求めがあつた場合には、誠実に対応させていただきたいと存じます。

なお、具体的資料として先ほど理事会でお求めのあつた市町村における被保険者名簿の保管状況及び社会保険事務局、社会保険事務所における被保険者台帳等の廃棄に関する調査について御説明させていただきます。

一、本年五月に行つた市町村の国民年金被保険者名簿等の保管状況に係る調査につきましては、本六月十二日時点で、特別区を含む全市町村千八百二十七のうち、公文書による回答があつた市町村が千八百十、公文書による回答がない市町村が十七となっております。

二、公文書による回答がない市町村について回答の催促を行うとともに、公文書による回答が

あつた千八百十市町村につきましては、回答の内容を逐次精査し、そこがある場合は市町村に対し再度照会を行つております。現在、二百三十三市町村に対し再度照会を行つてるところであり、今後、鋭意、内容精査の進捗を図つてまいりたいと考えております。

次に、被保険者台帳の廃棄に係る調査につきましては、一、被保険者台帳の廃棄に係る調査については、通知により廃棄することとされた台帳等のほか、廃棄された台帳がなかったかどうかについて、社会保険事務局を通じて社会保険事務所長から聞き取りを行ったものであります。社会保険事務局長からの報告によれば、通知により廃棄することとされた台帳等のほか、被保険者台帳を廃棄した事例を聞いたことがないという社会保険事務所長はいなかったところであり、以上であります。

○委員長（鶴保庸介君） この際、津田君から発言を求められておりますので、これを許します。津田弥太郎君。

○津田弥太郎君 昨日の我々が資料を求めておりました国民年金被保険者台帳のサンプル調査、いわゆる三千件サンプル調査の件につきまして今大臣が述べられました。本来、国会で審議をしていく当委員会に対して資料をいち早く提出するのが本来の、国会を議論を重視する立場では当然の行政の責任であるというふうに認識をするわけであり、大臣は国会軽視ということをおっしゃいましたけれども、既に本年三月の雇用保険法の審議の際にも大変重い国会軽視の事実が厚生労働省はあつたわけでございます。再度このような国会軽視の行つたことについては、極めて厳しく、厚生労働省並びに社会保険庁に対して警告をいたしたいというふうに思います。

さらに、大臣はただいまの答弁で、今後、資料の提出については誠意を持って対応するというふうにおっしゃいました。そして同時に、ただいま被保険者台帳の廃棄に係る調査並びに市町村にお

ける国民年金被保険者名簿等の保管状況調査について説明がございました。

特に、この市町村における保管状況の調査というのは、ただいま審議をしているこの法案に極めて、今後どう対応していくかということについてかわりがある重要な調査でございます。これが市町村でどのような状況で保管をされているかというところが十分把握できずにこの法案の審議を進めるといふことは、これは不可能に近い。特に、総理も述べておられますように、徹底的にこの一年掛けて調査をするというふうにおっしゃつておられるわけですが、それは単にコンピュータ上の照合だけでは済まないことはもうあらゆる点で指摘をされているところであります。

したがって、この調査につきまして、先ほど理事会におきましても、取りあえず答えられる分については本委員会の野党質問のスタート前までは数字を報告するという話がございました。あとの資料につきましては、少なくとも明後日の委員会の審議の前までは提出をするというお話がございました。この約束を、大臣、きちっと守つていただくということが誠意を持って対応することである、その誠意の表れであるというふうをしっかりと確認をさせていただきたいというふうに思います。

以上、厳しく厚生労働省並びに社会保険庁に対して更に誠意を持つて対応することを希望して、私の意見を終わります。

○委員長（鶴保庸介君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○中島眞人君 自民党の中島でございます。この三法案が参議院に回つてまいりました。私も与党は、なるべく野党の皆さんの主張を聞いて、そして我々としては、国民に対する一つの責任を果たしていく方策を見付けようと、そんな気持ちで、長い間、正に座っているのも苦痛のような状況の中で、あれもこれもぼろぼろ出てくる

社会保険庁のミスについて私どもは聞いてまいりました。

立法院でございますから、私は、こういう問題を追及をし明らかにしていくことは当然なこととでございます。しかし、私はここで同僚各位にも申し上げたい。少なくとも真相を究明することは立法院の責任であると同時に、いったんパニック状態になった国民に対して政治の不安感を除去する、そういう手だても、これは与党とか野党とかという問題でなくて、私どもが政治に対する安心感を持たせるような方策を提示していつてこそ私は国会の使命であろうと、こんなふうに思えるわけでございます。そんな意味で、今まで論議をされてきた、今まで発表をされてきた、明らかにされた問題は、さらに私はやっぱり謙虚に厚生労働省も社会保険庁も、あるいは現場に携わる方も、私ども国会議員としても、やっぱり責任をそれなりに感じていかなければいけないではないか。

特に、おとし、私は党の年金委員長もやっております。両院合同協議会をやった際には、正にこの問題は全く論議をされておられません。特に民主党さんから出された案は、言うなれば今の年金制度でなくて税方式でいくべきだと、そして二階建てにして比例部分に対してのいわゆる一つの形をつくっていくべきであると、そうすることが年金を国民の手に戻すことだという主張が民主党さんの大きな意見であったように覚えております。

しかし、私どもとしては、これに対して、その税方式にするのは余りにも費用が掛かるんじゃないのか、そんなことで過般も御質問をいたしましたら、昨日も出ましたけれども、総理からも、十七兆円から十九兆円掛かる。そういう質問。もしたら、昨日、大塚耕平さんは、いや、そんなことは今の財政の中でできるんだと。これも一理あるかと思えます。その一理ある原因を、愛知県の下がったと、入札の差金を、こういうものをためていけば財源なんか出てくるじゃないかという意見もありました。しかし一方では、こういう問題

が見もありません。しかし一方では、こういう問題が起す様々な問題点を踏まえていくと、私は大変難しい問題が山積しているなど、こんなふう

に思うわけであります。民主党の皆さん方、あるいは野党の皆さん方の意見を聞いたものですから、まずその感想に対して私の意見を述べてまいりたいと思ひます。

また、私どもは、この各党がお示しになっていろいろの問題点というのは、少なくとも昨年正に、今国会に臨んで初めてこの問題が私どもは見たと。与党としては恥ずかしい話ですね。

しかし、こういう問題の中で、いわゆる年金問題を、いわゆる柳澤大臣あるいは社会保険庁の民間から登用された村瀬さん、少なくとも村瀬さんは現場での指揮を先頭に立って三年間おやりになつてきた。私は、今までこういう問題に対してはこういうふうな取組をしてまいりましたということも、もうここまで来たんですから明らかにしてもらいたい。

同時に、私は、この動きに、この一連の年金問題に対して、当初はマスコミが、消えた年金、消えた年金という言葉が、最近では宙に浮いた年金というふうな言葉に変わってきています。それと同時に、私の手に、今度は民主党さん持っているかどうか知りませんが、私も、全部人に渡った資料だけじゃということ、あらゆる場所を探しまして、昨晩の報道ステーションでも、自民党だけを、与党だけが、厚生労働省だけがとんでもないと言った古館氏が出した資料を、労働組合との間に行つた覚書、協定書がこんなに厚く入つてまいりました。地方の社会保険事務所においても同じようなことが行われているという問題も出てまいりました。

私は、やっぱり駄目であるものはこの際、あつたことは、先ほどおっしゃっているように、すべてを明らかにして、国民の皆さん方に、社会保険の体質、同時に厚生労働省の対応、同時に社会保険庁の業務センターから始まって各社会保険事務所の実態というものを明らかにして、さあ、こういう問題がありました、しかしこれからは改めてまいりますという形で臨んでいかなければいけないのではないのか、こんな思いで実は今までちゅうちうしてまいりました。しかし、この問題について私は今日はかなり厳しく真相を明らかにしてまいりたい、こんなふうに思ひます。

と同時に、この日本年金機構法案外三本の法律が提案されたときに、一斉に、政府は無責任だと、時効法案は、こういう問題が出てきたから責任逃れで時効特例法案をいれようとしたと、主体性がないんじゃないのかというマスコミの論調や各野党の皆さんの主張がございました。しかし、この間、特例法案の提出者である宮澤衆議院議員から、いわゆるこういう理由で国民の皆さん方に対して救うのにはこういう方法しかないんだと、政府が提出することは限界があるという説明がございました。

これを、私はやっぱり、こういう問題も宮澤衆議院議員から更に具体的に国民の皆さん方にお話をさせていただきたいと、こんな思いをしながら、まづ大臣、村瀬さん、長官、この間ビラ配つていたね。村瀬さんが三年間社会保険庁の改革をし、平成十七年に労働組合と交わされた問題は、改革のためだといってあなたが破棄をしたんですよ。あなたが破棄したんですよ。こういう問題も頑張って頑張つてきた。しかし、一つの、大きなつくられた構造的な一つの形というものは崩すことができなかった。とすれば、私どもは、現状の社会保険庁を解体をして、日本年金機構というものを非公務員化していく中で、いわゆるこれを新しく出発させて国民に安心を持たせなければならぬと、そういう気持ちになつたんです。

村瀬さん、長官、あなたをよく御存じの検事の堀田さんも社会保険庁の顧問でしたね。あなたにほれて、あなたの改革に協力するために私は顧問になつたとおっしゃっていました。しかし、昨年の分母減らしも、今年のこの問題も、全く長官も私も知りませんでした、何が何だか分かりません

と言っているんです。

こういう状況の中で、皆さん方が済みません、済みません、済みませんと言つて謝る。謝罪をする。当然、国民に対しては、責任者ですから謝罪をするのは当たり前だと思います。しかし、悔しいだろうな、大臣も長官も悔しいだろうな。自分が知らないところでそういう問題が行われている。

これは、もつとさかのほれば、今考えたら、まああれでしような、想像も付かない、五十三年、五十年代の初めから起こつた日本の労働組合の、コンピューターを使うことによつていわゆる人減らしが起こつてはいけないう、言うなれば、全通においては、いわゆるオンラインを導入する反対、全通の有名なオンライン反対闘争ですよ。そして、五十四年に、これもまた社会保険庁が、大きないわゆる人減らしされては困る、だからそのために我々はオンラインを導入することは反対なんだ、しかし導入ということが決まつたらなるべく今の人員が減らないように、言うなれば仕事の分量を引き伸ばしていこう、こういう発想がその中に全部出ているんですよ。そのことを抜きにしては、私はやっぱりこの問題というのは国民の皆さん方が正しく評価をしていただけないと思うんです。

おかげさまで、当初は、政府に対する、社会保険庁に対する話は全く一番悪者だった、しかし先週の読売新聞には政府の対応はまあまあ理解する、理解するという数字が五十一%になつてきた。同時に、昨晩ごろから、昨日辺りからテレビで、いわゆる労働組合の現場における実態はこんなものですよと、皆さん許せますかという、いわゆる論議がテレビの中で出てきた。

これも皆さん明らかにして、そして間違ひは間違ひとして認めながら、国民の皆さん方に安心できる年金機構というものを、体制というものをつくっていくというのが私は今厚生労働省、社会保険庁、同時に国会の役割だろう、こんなふうに思ひますけれども、大臣、村瀬長官、その辺の所感

をお示しください。言えなかった部分もあるだろうと思いますが、言いなさいよ。

○政府参考人(村瀬清司君) 平成十六年の、ちょうど三年前でございませうけれども、社会保険庁の長官として民間から就任をさせていただきました。その中で、社会保険庁改革を何としてでもやり遂げるんだということで、使命でもって長官になったわけだということで、そのときには与党の方で社会保険庁改革のワーキンググループ、それから政府の方では官房長官の下の有識者会議というのが設けられまして、現在の社会保険庁がどういう仕事のやり方をしていいのか、職員の意識がどういふ形になっているのか、様々な国民の皆さん方に不安感を与えているものがあるというものであるが赤裸々に表して、その中でどう改革をしていったらいいのかと様々な御意見をいただきましたが改革案をまとめてきた、これが経緯でございます。

その中で、今委員御説明ありました、組合との関係の覚書、確認書、これが百二でございませうか、たぐさんのものがあつたということで、これをなくしたままでは改革はできないということで、先ほど御指摘ございましたように、平成十七年に一月の二十七日でございませうけれども、中央段階におきましては組合が二つございまして、国費評議会並びに全厚生との間ですべて覚書を破棄をさせていただいた。これは中央だけでございませうで、国費評議会の場合は各県単位の組合もございまして、そういう点で各県単位でも確認書等を取り交わしたということで、これも二月中に全部破棄をさせていただきました。

全国の部分については既に国会等でも開示されていますので先生方御存じだと思いますけれども、地方の中では、独自のものとして、パソコンの使用は勤務評定につなげないだとか使用を強制しないとか、レセプト開示業務はトラブルが予想されることから管理者が対応するとかということで、様々な制約要件を設けた確認書になってございます。これにつきましては、先ほど申し上げ

げましたように、十七年の二月にすべてなくしておりますので、そういう点では、今現段階においては、当然これを前提にせず仕事をやっていこうというふうに変わってきているんだらうというふう

に思っております。やはり、社会保険庁改革の中で一番大事なことは何かといいますと、仕事のやり方を根本的に変えることと、それから職員の意識を変えることに尽きるのではなからうかと、このように考えておりまして、昨年、ねんきん事業法ということで特別の機関という形で国家公務員の中で法律案を出させていたという形が廃案になり、新たに今回、日本年金機構という法案を出させていた。これは最大のポイントは何かといいますと、やはり意識改革を徹底させるためには、日本年金機構、非公務員型の組織にして一生懸命仕事をやってくれる方々が報いる組織にやはりしていく必要があるのではなからうかと、こんなように考えている次第でございます。

その中で、今回の機構法案、先ほど先生からもございましたように、一つは、社会保険庁の現在のガバナンス体制、これが本当にうまくいっているのかどうか、これは私自身も含めて反省をしておりますけれども、ガバナンス体制をやはりきちとふさわしい組織になるように強化をしなきゃいかぬと。これがやはりこの法案の中で一つ盛り込まれているということ、二つ目に、実際に働く職員の意識でございませうけれども、やはり能力と実績に基づく人事管理体制を導入いたしました、先ほど申し上げましたように、一生懸命国民の皆さんのために働き、結果を出してくる職員をやっぱり評価をしてあげる、そういう人がリーダーになつていく仕組みをつくっていく必要があるのではなからうかと。それから三点目に、今回いろいろな形でサービス強化ということで二十四時間対応であるとか土、日の窓口対応とかとやっておりませうけれども、必ずしもまだ一〇〇%国民の皆さんのニーズにこたえ切れていないと、早急に立て直して国民の皆さんの役に立てようという形

にしたいと思えますけれども、そのためには国民のニーズにこたえられるような業務運営の確に行い、サービスの向上と事業運営の効率化を図る、これがやはり極めてこれからの社会保険行政にとつては大事な事なんだらうと。

そういう点で、何とか今の社会保険庁のときにできる限りこういう下地をつくりながら新しい組織に向かつてしっかりやり、新しい組織では国民の皆さんに対して胸を張っていけるような組織まで持っていけたらと、こんな形で考えております。

○委員長(鶴保庸介君) 続けて、柳澤厚生労働大臣。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私ども、今、村瀬長官の発言にありましたように、社会保険庁の体質の改革、それからまた事業運営における効率化及びサービスの向上と、こういうようなことを理念といたしまして現在二つの法案を政府側から提出をさせていただいてるところでございます。そうい

う中で、年金記録の問題が非常に大きく取り上げられることになりました。顧みますと、私は、この年金という非常に莫大な数の国民の皆様を相手にして、しかもその一つ一つが国民の皆さんの貴重な財産である、こういうことをお預かりするということになりますと、この記録の問題というのは本当に死命を制するよ

うな重大な問題であるということに考えます。しかしながら、この間、文明が発達する中で、手書きでの管理の段階からキーパッチの段階あるいは磁気テープの段階、さらには磁気ディスクによるオンライン化というような、コンピュータライゼーションと申しますか、IT化というものが日進月歩進んでまいつたわけでございます。その

ときにどういったところにミスがあつたか。私は、手作業の段階でもやはり多くの数を扱う中で、ヒューマンエラーと申しますか、そういうものもあつた、そういうことも事実として存在しているのだらうと思えます。しかし、何よりも、手から今、さん孔あるいは

磁気テープというような、そういう人間の手と機械との受け渡しのところでもまた人間のミスが起こつていのではないかと。それからまた、今度はもう一つ、オンライン化のところでは、これはもう機械から機械でございませうから、人間の手を介したエラー、ミスということはないわけですが、もう一つ、さらにそのオンライン化をある意味で活用する形で、基礎年金番号というものを振りま

して一元化をするということになったわけでございます。

この一元化をするということは、もう言葉の裏腹の問題ですけれども、これは年金番号を統合する、一人別に統合するということを伴うわけですが、この統合ということが伴うけれどもまた相当の問題が存在した。これを本当に的確にやり切れたのかという問題もありますし、もしやり切れなかつたとしたら、それは時日の経過の中で少しずつでも着実に統合という作業を進めなければならなかつたはずである。こういう問題が本当に的確に行い得たのかということが、ここに来て私ども、非常に大きな問題として直面することになったステップでございませう。それぞれの段階で本来的確に処理すべきものがどんどんどんどん累積してしまつたということであらうと思ひます。

私は、今回このような形で委員の先生方からも御指摘を受けて、そして、そういう熱心な御議論の下で、何をここでやらなきゃならないかということについて、ある意味で総まとめ的な対応策というものが取りまとめられるということになつたと思ひます。

したがって、これをいかに的確に行うか、今度こそ本当に的確に行うかということが私は問われているというふうな考えるわけでございまして、この問題は、もう本当にメニューだけは並べましたけれども、本当にそれが具体的に国民の皆さんを安心させるようなものになるのかということ、またもう一回私どもの肩に掛かつてきている課題だと、このように考えておまして、この課題にどのように的確にこたえていくか、これが

我々の使命だと考えまして、またいろいろ委員の先生方から御注意をいただき、また御指導をいただきながら、この問題に本當に、ちゃんとした取組をしなければこの問題は解決しないし、また国民の皆さんの信頼を回復することはできない、本當に強い覚悟で臨まなければならぬ、このように考えている次第でございます。

○中島眞人君 宮澤衆院議員にはこの次にまた御答弁をいただきますけれども。

実は、ここにいる武見厚生労働副大臣、社会保険庁のワーキングチームの主査ですよ。私は党の厚生労働部会長もやりましたし、年金委員長もやりました。

様々な議論がありました。その中で、私も早くから社会保険庁は解体すべきだと、そういうことを主張してきたんだけれども、まああとワシントン・アップのようなこと、そういう形の中でいわれる送られてきた。あのときに鬼になっていけばよかった。あのときに鬼になってこれを、ワーキングチームの武見報告では社会保険庁解体だったんですよ。それで、まああ一遍に改革するという形になればこれはあれだから、もう一回頑張ってもらおうじゃないかという形の中で、いわゆる我が党の、あるいは与党の公明党さんとも相談をしてそういう形になった。

しかし、皆さん、僕はあえてまた言います。オンラインの端末機導入に伴い次のことを確認する。窓口装置の一人一日のキータッチは平均五千タッチ以内として、最高一万タッチ以内とする。端末機の操作に当たりノルマを課したり実績表を作成したりはしない。端末機の機種の変更、更新その他必要な事項についてはその都度、事前に協議を行う。次に、驚くようなことが一杯あります。窓口装置の一人一日の操作時間は百八十分以内とする。ただし、法改正等業務の繁忙期においては一日二百七十分を限度として、週平均一日百八十分を超えないこと。昼休みにおける窓口対応は、地域住民のニーズ、地域の実情等を考慮し、職場で対応できる必要最小限の体制で行うもので

あること。今のうちに、今のうちに残業もあれもやってくれるんじゃないんです、この協定は。もう昼休みに来たときには小人数で対応しろ。そしてレセプトの問題、地方なんかでもそうだけれども、レセプトの問題はややこしいんです。これは受けてきた管理職がやりなさい、我々はやりませんという覚悟も書いてある。

これを見た途端に、こういう動きを知ってきた過程の中で、もうこの構造的な欠陥は、私も新しい組織をつくっていかねばいけないんだ、それも非公務員化の形の中でやっていくべきだということこの法案が、私も、政府・与党の中ではこういう議論の中で出てきたものだと思うんです。

そこで、先ほど、いろいろ批判が出てきたから時効問題はなしにすると、永遠に時効はありませんよといったことに対して、マスコミや各党の一部から無責任だと、何でも責任持て出さないのかといった言葉に対しても、ひとつ宮澤衆院議員、分かります国民にメッセージを送ってください。

○衆議院議員(宮澤洋一君) 今先生からお話があって、閣法でという議論が野党の方からあったことは私も承知をしております。少し詳しく御説明をさせていただきますけれども、先ほど大臣の御答弁がありましたように、今回の件、五千万件を始めていろいろな原因があつたものについて政府としてのけりを付けるといふ御趣旨の御答弁があつたと思えますけれども、いろいろな問題を抱えている中で、五千万件の話を始めとしてきつちりこれから対応をするというところになりますと、やはり現行法にございます時効の問題というのは大変大きなネックになってまいります。過去五年間しか、せつかく再裁定が行われても過去五年間しかさかのぼれないといった点は極めて不公平な点だろうと私も思っております。

一方で、これは現行法で対応できるのではないかとこの御意見が民主党の方から一部ございまして

たけれども、これは、これまで政府の方も随分答弁をしましてまいりましたけれども、恐らく個別対応であろうし、また極めて限定的にしか対応できないだろうということございまして、やはり国民の皆様の不信をぬぐい去るという意味では新法、新しい法律で時効に関する規定を設けなければいけないということだろうと思っております。

一方で、時効というのは、これは法制度の中ではかなり大事な部分でございます、国民の社会の法律関係を安定させるという意味でございます。五十年前、百年前、二百年前の証文が出てきてもお金を払わなければいけないということになりますと、これは社会の安定性というのが極めて怪しくなつてまいりますので、社会の法的な安定性といった観点から時効という制度が設けられておりますし、私が、少なくとも私自身の知識では、こういう債権債務といふこと、お金の貸し借りといった債権債務に関して時効がないという例は恐らくないのではないだろうかというふう

に思っています。そういう意味では、なかなか法的には相当な決断をしないとこれは法律、法定化できないということでございますし、政府の中には法体系の美しさというところにこだわるところは実はいろいろとあります。そういう方からいいますと法体系としては一部美しい部分も恐らくあるんだらうと思えます。そういう中で、じゃ、政府の中でこれ議論をしたらという仮定の話で申し上げて、五年、十年で本當に結論が出る話のなかなかない気が私自身はしております。

そういう中で、こういう年金という制度、そしてまた、政府として徹底的に今後五千万件等々という解決を図っていくという姿勢の中で、時効の問題というのは解決しなければいけない。となると、これはもう政治として決断をしなければいけないということ、今回こういう法律を御用意させていただきます。恐らく、閣法ということではなかなか対応がし切れない、五年、十年掛かつてしまふようなものについて我々政治家として決断し

たと、こういうふうに御理解いただきたいと思

○中島眞人君 年金については、言うなれば、閣法でやるいろいろな整合性を詰め合わせをしていかなきゃならないから、閣法にして、年金だけはいわゆる貴重なお金を出している国民の皆さん方に時効という垣根を外して、間違いがあつたらそれは年数に限らず支給しますよと、そういうことですね。

○衆議院議員(宮澤洋一君) 正におっしゃるとおりでございます。年金というものの国民生活に与つての大変大事なものであるということの中で、おじいちゃん、ひいおじいちゃんの年金でも対応ができる制度を整えたと、こういうことでございます。

○中島眞人君 ちょっと、年金局長ね、僕は、一昨年、両院合同会議をやりましたね。その際に、私もはいわゆる被用者年金も厚生年金と一元化していくんだという提案をした。この間だれか質問をした、だれがしたんでしょうか、議事録見れば分かると思うんですけども、厚生年金にはこういう不祥事なものが一杯あるけれども、国家公務員の共済年金にはこういうことがあるんだとか言ったら、だれですか、御答弁した人が、国家公務員共済年金にはないと言った。ああ財務省だ。

あれでしょう、地方公務員共済会、これは年金局長ですが、そういう問題が起ったかどうかというものについては分かりませんが、こういうような問題が出てきたということ。

○政府参考人(渡邊芳樹君) 今急なお尋ねでございますが、私も厚生年金と国民年金の制度の所管をしておるわけでございます。先般、当委員会の質疑の中で国家公務員共済の例がございまして、現在所管しております財務省主計局の幹部から、こうした年金記録にまつわるような問題なりはなかった、あるいは福祉施設等に類するような施設の関係も経理の仕方が違っていると、こういうようなお話がございました。

今お尋ねの地方公務員共済は、御承知のとおり、総務省行政局の福利担当の課で所管をしておりますものではございますし、実際の運営は、六十九の地方公務員共済組合が全国各地にあつて、それらが同時並行で動いていると、こういう仕組みでございます。その地方公務員共済の運営の中でどのようなことがあつたかにつたのかという点について、私、申し訳ございませんが、詳しい知識を現時点では持ち合わせておりません。

そういったことで、今の御質問について正確にお答えはできませんけれども、一般に、共済組合、もう一つ私学教職員共済でございますが、共済組合制度というのはやはり同質の職場の間の相互扶助ということでございまして、比較的目的が届きやすいという特質があるということで、それから、年金勘定だけじゃなくて、福祉勘定、健康勘定と申すんですとか、そういう総合的な業務を行つておりますので、それらを組み合わせたいろいろな活動が行われているということで、全体的な評価は私ももちろんできませんけれども、身近な人間同士、比較的均質な人間同士の中で様々な活動を行つており、全国民を相手にしている厚生年金、国民年金と行政運営面においても少し、ある意味での簡潔性と申しますか、簡易な手続で事が管理できると、こういうような特質を持っておりますのではないかと承知しております。

○中島眞人君 ところで、お聞きをしますが、社会保険庁の職員はどの年金に加入しているんですか。

○政府参考人(清水美智夫君) 国家公務員共済組合でございます。

○政府参考人(渡邊芳樹君) 現在、今総務部長申し上げたところでございますが、国会に今御提案申し上げております被用者年金一元化の法案におきまして、日本年金機構ということになった場合には、これは厚生年金そのものでございます。一元化法で厚生年金はそのものでございますが、その前に、日本年金機構が立ち上がる時点、一元化法が施行時点で既に厚生年金の加入者になると、こ

ういう整理をしております。

○中島眞人君 国民は怒りますよね。自分の金は国家公務員共済会にいて、目を光らせて、一銭もこういう不祥事は、記録ミスもない。ところが、国民の金をもらつた厚生年金、国民年金からはこのような五千万件に上るようなまだ宙に浮いた年金がある、一千四百万というものが出た。これは性格的に私は違うものだろうと思うけれども、それにしてもたまたまにしている、人の年金はたまたまにしている。

自分が入っている年金が、国家公務員共済はいわゆるそういうスキヤンダルもなくて堅実にやらせて、人のお金はばかばか穴が空き放題やつても構わないという一つの姿が、私が言う構造的な問題点だというふうには私は認識しているんです。大臣、どうですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) そういう見方をされるのも、現状の公務員の共済年金と、他方、厚生年金、国民年金との管理のレベルというものを考えますときに、今委員が指摘されたようなことということは当然の御批判としてであると、このように考えます。

そういうことで、私どもとしては、今回、被用者年金という形になりますけれども、とにかく民間、非公務員の形にすることによって、自身が自分が仕事として取り扱わせていただいておる国民の皆さんと同じ立場に立つということ、これも、今後この組織が本場に国民の皆さんにしっかりとサービスをしていく、そういうための基盤を構成する一つだろうと、このように考えております。

○中島眞人君 僕は今、三年前の両院合同協議会並びに公明党さんと与党で各年金の担当者を集まて、さあ、厚生年金と被用者年金を統合しようやといったときに、言うなればなかなか足並みが、いわゆる総論は賛成なんです、国民年金共済も私学共済も。しかし、総論は賛成だけれども、なかなかスタート台へ着いてくれなかった。案外、厚生年金なりそういうものを構成する、

そういう問題点を専門家である、いわゆる担当をされている彼らにとつては、国家公務員共済、地方公務員共済、いわゆる私学共済の人たちは知つておつたんじゃないのかな。あんなずさんなところと一緒になつたらたまたまもんじゃない。そんなうがった見方をして、どうして、悪いことじゃないじゃないかと言ふんだけれども、なかなか乗つてこない。しまいは、丹羽雄哉調査会長や坂口先生が、これは行くんだと、統合するんだと。という形です。うちの年金では十年下さいとか五年掛かりますとか二十年掛かりますと、そういうような話が、渡邊局長、あつたな。

その背景には、善意に考えれば、積立金の問題が違ふじゃないのと、お嫁さんに行くときの持つていく持参金が違ふんじゃないのというところだといふことで私はいたんだけれども、既にそのときに、この社会保険庁の担当する年金の実態というもの、彼らは知つておつたんじゃないのか。それで、あんなにゆるゆるの車に乗つてやかなわないうと。そんな思いが実は今もよぎっているんです。

さて、ざりて、そんな問題を野党さんからは十分に聞かせていただきました。私は、野党さんの調査に対しても敬意を表します。私たちが調べられなかったことを調べたんですから、敬意を表したいと思ひます。

同時に、野党の皆さん方も、やっぱり私が言っているこの、これはひどいねという、この労働者との協約の問題、資料を取るの早い民主党さんですからとつくにあるのかもしれないけど、私は自分が早めに取りつたというふうには思つていいますから、もしよろしかったらお見せしますよ。ひどいもんだ。こういうことの中で私は論議をやり合つていった。(発言する者あり) ちよつと待つてくたさい、おれの質問のやじに聞かえて。

そこで、私は、日が刻々と迫つていきますよ。時間が来る。そして、今日までずっと見ていたけれども、機構法案についても特例法案についても一切の審議はなかった。全部過去の問題点だけ論議

をしてきた。

考えてみれば、これでいいんだらうか。そして、このままスケジュールどおりに行つたら、予定、もう国会の終わりですから、さあ、終わりにしましう。いや、皆さんは、まだ審議が足りません。審議が足りませんわね、日本機構法案、特例法案、一つも質疑していませんから、時間がありませんという形になる。

こういうときに、もしこの法案を、じゃ今国会でこの法案はやめましようという形になつたら、国民はどう受けるだらうか。国民はもつと不安を私は増してくるだらうと思う。

そういう中で、私は、宮澤衆院議員がいますけれども、衆議院というところは大体いつ選挙があるか分かりませんから、鉄板の上をはだして歩いていけるようなものだとはよく言うんですけれども、参議院は、少なくともこの問題に対しては最後まで第三者機関に対してチェックをする、あるいは第三者機関ができないもの、第三者機関へ持ち込むもの、そういうようなものの一つの具体的な事実を、小委員会でも何でもつくつて、そして国民に期待されるような案を作りながら年金問題を継続化していく。

ともすると、ともすると、あんなにもめた法案なのに、あんなに激論を交わした法案なのに、法案が通つてしまふとどうも全くそれに論及しないというのがまあ国会の一つの姿のようでございまして、それはそれでなくて、参議院の中にそういう小委員会なりなんなりをつくつて、そして第三者委員会でもチェックするもの、あるいはこういう問題の今幾つ照合が終わつたかというふうなものを報告するようなもの、そういう一つの決め事、そういうものをやりながら、二度と再び同じことがないようにしていくことを参議院としては是非つくつてほしい。

私は大病しました、そして病氣も悩みました。しかし、大勢の人が出馬せよということでしたけれども、自分の体は自分が分かるということで、私は今期で引退します。皆さん、参議院は衆議院

と違うんです。同じ形、ことを今度二十三日までにやったら、参議院は要らないじゃないかと言われるようになると思う。参議院は衆議院のコピーだと言わないために、どうかひとつ、同僚諸兄、参議院らしい一つの方法を作っていただいた。私はそれを誇りとしながら、今期で去つていくことを誇りしたいと思います。

そんな意味で、与党、野党を問わず、この厚生労働委員会に所属する皆さん方に、同時に、参議院全体が、参議院は衆議院とは違うんだ、何か人間これだけ知恵が出てくるだろう。そういう中で、国民も安心ができるような一つの提案、方法を検討していただきたい、私は強く皆さん方に申し上げたいと思います。

これに対して答弁はない、ありませんわな。そこで、鶴保委員長。

○委員長(鶴保廣介君) はい。

○中島眞人君 私は、あなた、時の、時の最も重要な時期の厚生労働委員長ですよ。言うなれば、これがあつた、あれがあつた、労働組合の問題が、これがあつた、これがあつたじゃ、これはまるで衆議院のいわゆる暴きつことになる。ここで言っているように、少なくとも参議院は、国民にいわゆる安心感を持たせる手だてをやつぱり院全体が持つべきだと。

そういう点で、まず、与党の第一党の自民党の青木会長、野党一党の民主党の奥石代表、あなた自身が私が言っていることに同意できるならば、あなたの責任でその話合いを持つてもらいたいと、そして国民にも納得する方法をみんな考えていく糸口を探してもらいたいということを委員長に申し上げます。いかがですか。

○委員長(鶴保廣介君) 中島委員の熱い思い、本当にそれとおどろきだと思います。

委員長として、当委員会が衆議院のコピーであるというように、できる限りの努力、全力で当たっていきたいというふうに思います。

○中島眞人君 ありがとうございます。

参議院の役割というのは、私はそうだと思うんです。質問にはなつておりませんが、与野党問わず良識の府として、そして私も去つていきます。参議院にいてよかつたと言われるような姿を、あと二週間全力を尽くして取り組んでいただきますことを同僚各位にもお願いを申し上げ、特に委員長は職権をもつて、先ほど言った両代表、更にそれは上げて全会派の代表になるかもしれない、その辺は私はたがははめませんけれども、委員長にその動きをいざないたいと思います。慎重に検討の上、対応したいという委員長のお言葉でございますので、私は大いに期待をしながら、始まつたのが遅かつたものですから、もう私も十年取つて六十二歳、十年取つてですよ。ですから、夜になると、余りやると体も疲れますので、皆さんの幸のために私の質問を終わります。

○谷合正明君 公明党の谷合正明です。

引き続きまして、私もこの年金の記録問題、あるいは新しくできます新法人につきまして質問をさせていただきますと思っております。

まず、この一週間で特にこの記録問題というのが大変に国民の中で関心というよりは、不安を感じたり、本当にどうしたらいいんだろう、自分の年金は元に戻ってくるのだろうか、そういう思いを致す方がたくさんいらっしゃると思っております。

私自身も、この一週間だけでも本当に様々な声を聞かせていただきましたし、また地元の岡山に戻つたときにも社会保険事務所に行つて、どういった相談がこの一週間あつたのかと、そういったことも聞いてまいりました。まず、今真っ先に手を付けなければならぬのは、国民に対してできる限り丁寧に事実関係を公表し、また相談体制の充実を図るべきだと私は思っております。

先週から二十四時間体制の年金相談体制というもののがしれました。この一週間で相談件数も全国軒並み、多分増えていると思っております。また、その結果、平均待ち時間も、岡山では二十七

分と聞いております。最長でも三時間待っている方もいらっしゃると思っておりますが、実際のところ、この一週間、今回、日曜日初めて相談業務をしたということでありますが、まずどんな実施状況だったのか、簡単に御報告いただければと思います。

○政府参考人(青柳親房君) 年金相談につきましては、実施状況のお尋ねがございました。

全国の社会保険事務所の来訪相談窓口につきましては、六月の四日から平日の受付時間を午後七時までに延長いたしますとともに、今委員から御紹介がございましたように、六月の九日、十日の土曜、日曜につきましても、休日の年金相談を実施させていただきます。

このうち、六月の九日の土曜日の東京都内二十七か所の社会保険事務所の状況を代表例として御紹介をさせていただきますと存じますが、最大の待ち時間の状況を確認いたしましたところ、最も長かつたのが二か所でございます。約三時間というものがございました。また、最も短かつたのが約二十分という一応データが集まつております。

なお、大変恐縮でございますが、それぞれの社会保険事務所未統合の記録あるいは記録漏れという分類による件数はちよつと集計をまだ行つておりませんので、お許しを願いたいと存じます。

また、六月の十日の日曜日の業務開始から、社会保険業務センター及び二十三県、百三十の社会保険事務所におきまして社会保険のオンラインシステムの端末が使用できないという障害が発生いたしました。午前十一時には復旧いたしました。その後の御相談、対応可能な状態とはなりませんが、御相談にお越しいただきました皆様には大変御迷惑をお掛けしたことを改めておわび申し上げますとともに、今後こうした障害が生じないよう、あらゆる対策を講じることとし、窓口における対応に万全を尽くしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

分と聞いております。最長でも三時間待っている方もいらっしゃると思っておりますが、実際のところ、この一週間、今回、日曜日初めて相談業務をしたということでありますが、まずどんな実施状況だったのか、簡単に御報告いただければと思います。

特に、地域性もあると思います。移動、転職の方が多い地域では相談件数も多いでしょうし、また相談に掛かる時間も多いいでしょうし、あるいは逆に、なかなか、もうすでに年金記録も判明して安心して帰つていらっしゃるというケースも多く見られる地域もございます。

そうした中で、全国一律というよりは地域性あるいは事務所の状況に適時柔軟に対応しながら、今後も引き続き相談体制の強化、電話であるとか相談員の確保であるとか、そういったところに万全な対策をしていただきたいと思っておりますが、その点について見解をお伺いいたします。

○政府参考人(青柳親房君) 先ほど来お尋ねでございますように、年金記録に対します国民の不安を解消して信頼を回復するという点では、国民の立場に立つて利用しやすい相談体制を取りまして、相談に対して丁寧かつ迅速に対応することが必要と私も認識をしております。

まず、地域性についてのお尋ねもございましたが、全国でどのような体制を取りあえず取らしていただいているかということを変更して御紹介申し上げますと、六月四日からねんきんダイヤル、これは全国一律の電話番号でお電話をしていただく体制を既に取つていらっしゃるわけですが、このねんきんダイヤルによりまして、土、日を含めた二十四時間の電話相談を実施をさせていただいております。

ただ、システムが動きません夜間の時間、あるいは特別にシステムを動かします第二土曜を中心とした日以外の休日につきましては、いったんお電話をちょうだいいたしまして、このお電話をお受けしてその必要な記録等を後ほどお送りさせていただきます。

ていただきます、いわゆるコールバックという体制でこの二十四時間の体制を取らせていただいております。

さらに、六月十一日からはフリーダイヤルで、ねんきんあんしんダイヤルというふうに私も命名をさせていただいておりますが、料金無料のフリーダイヤルの専用窓口というものを新規に開設をさせていただいております。

また、社会保険事務所等にいらっしゃいます来訪相談につきましては、この受付を通常ですと月曜日のみ七時までということで延長させていただいておりますが、今般、平日毎日、午後七時まで延長させていただく、そして土、日につきましても休日の年金相談を実施をさせていただくという体制を取らせていただいております。

また、地域性のお尋ねがございましたので、社会保険事務所は全国に現在三百九の設置でございますが、これが設置されていない市町村もございいます。したがって、こうした社会保険事務所が設置されていない市町村での出張相談の実施というのもさせていただきまして、あわせて、大都市の繁華街での臨時窓口による相談も実施をさせていただくなど、年金の記録相談体制の強化拡充を図らせていただきたいと思います。

なお、先ほどお尋ねございましたように、この先日の土曜、日曜、こういった体制を初めて取らせていただきました。私も、実は土曜日の日に渋谷で臨時に開設しておりますブースに十時過ぎに出掛けて、職員の激励を兼ねて、あるいは様子、どのようなことになっているかなということを観察をさせていただき参りました。

渋谷のブースは三か所のブースでございましたが、既に満員になっており、既に三、四名の方の待ちになっておられる方もできておられました。これは通常、これまで休みの日に開設しております休日の年金相談窓口は年金受給年齢間近の方が比較的多く、そういう方がこれからの年金生活をどうしていくかということで御相談をされるケースが多いわけですが、先日、

土曜日に私が参りましたときには、年金受給年齢にはかなりまだ間のある方で、しかも女性の方、お待ちの方はすべて女性の方でした。こういう方が年金手帳をきちんとお持ちになって、正に、言葉適切かどうか分かりませんが、言わば真剣勝負ということで御相談になってきているということがこれまでの休日の年金相談とは随分様子の違うものだなということをおも実感をしてまいりました。

そうやって、この問題に大変御心配をされて、またそのためにわざわざ足をお運びいただく方々にきちんとお答えできる体制をつくるということを中心掛けてまいりたいと考えております。

○谷正明君 是非、本当に、皆様、先ほど真剣という言葉が出ましたけれども、それに対する対応ということでございますので、万全な体制をしいていただきたいと重ね重ね申し上げます。

また次に、五千万件の問題が起きて以降、次々といういろいろな事案が出てきております。例えば、一千四百三十万件であるとか、あるいは週刊誌等で一億件の記録がどうかとかでですね、いろいろあるんですが、いずれにしてもその数字が巨大なだけにその数字が独り歩きしているという印象は私、持っているわけでありまして。

まず、その一千四百三十万件の問題について、厚生年金の旧台帳の記録一千四百三十万件でございますが、これは先週末、委員会でも質問もあり答弁もありますので、事実関係については簡単にいいんですが、この一千四百三十万件は、結局のところ、五千万件の記録問題で打ち出した政府のパッケージ対策で解決していくのか。さらに、その足りないところを別途それ以外の方途でやっていくということと私は理解しているんですけども、それでこの一千四百三十万件は解決できるということでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) 事実関係簡単にという御示唆がございましたが、最初に少し触れさせていただきますと存じます。

まず記録は、厚生年金保険法が昭和二十九年に全面改正がございました。この二十九年の四月一日前に会社等を退職して資格を喪失した方の記録とすることが大きな根本の性格でございます。

この記録は大きく分けますと二つの種類があるというふうに御理解を賜りたいと存じます。その第一は、この二十九年の四月一日前に資格を喪失した方がその後五年間、したがって昭和三十三年の四月一日ということになるわけですが、三十四年四月、五年間たつてそれ以降にも厚生年金に再加入しなかったという方である場合ですが、この場合には、多くの方が御不幸にも戦争などで亡くなられた場合、あるいは加入期間が短く、退職された場合、あるいは結婚などで退職されて、当時、制度としてございました脱退手当金等を受給され、今日、年金額には、そのしたがって精算が終わっておりますので年金額には金額に反映されない方、こういった記録が相当数あるものというふうに予測されます。

したがって、こういう事情から使用頻度が比較的低い見込まれたために、加入履歴はオンラインデータには電子化せずにマイクロフィルムに収録して管理をしております。しかし、オンライン記録にはその手帳記号番号とこの記録が別にマイクロフィルムのカセットでどういう番号のところで収録されているかというものが記録されておりますので、電子的にこれを言わば索引として利用することができるといふ状態でございます。

また、第二のグループの方は、昭和三十四年四月以降に厚生年金に再加入された、そこで再就職をされたという方々の記録でございます。この方々の場合には二つの場合に更に分けられるわけですが、まず第一のケースとして、それまでの記号番号が事業主を通じて届け出されている場合でございます。この場合には前後の記録が言わば統合されて管理されている形になります。また、何らかの事情で前の番号が事業主に届出されていない場合でありまして、この三十四年四月以降の記録内容それ自体はオンラインデータに、失礼しました、二十九年前の記録はオンラインデータに収録されておりますが、先ほど申し上げましたように、まずはマイクロフィルムで管理されており、それからその検索が付けられているということから、年金裁定時には当然この記録を反映することができるといふ状態になっております。

したがって、いずれの場合におきましても、年金を裁定いたしますときには、これを検索をするもの、あるいはデータに載っているもの、いずれを問わず、これを利用することは可能な状態に置かれておるといふことでございます。したがって、この記録の取扱いにつきましては、私どもは社会保険庁で別途、保管しておりますマイクロフィルム、あるいは市町村が保有する台帳の記録と社会保険庁のオンライン記録とを突き合わせを行うというものを既に公表しておりますので、こういったグループの中でとりわけ最優先で取り扱っていくべきものというふうに整理をさせていただいております。

○谷正明君 分かりました。ただ、実際にその事業主が届出を適切に行わなかったケースとかどのくらいあるのかといったところが、数の把握がまだ分かっていないところが、ここがちょっと一つ不安に陥らせる要因だと思っておりますので、早急にこの問題も対処していただきたいと思います。

次に、時間もございませんので、一億件の記録が倉庫に眠っているという週刊誌報道がありましたけれども、これはもう間違いということでしょう。

○政府参考人(青柳親房君) お尋ねの週刊誌の記事、年金台帳一億件倉庫に眠るということにつきましては、こういったものも社会保険庁が保管し、廃棄しているという事実はございません。

ただ、今ほど申し上げましたように、社会保険業務センターにおきましては、二十九年の四月以降に厚生年金保険に再加入した被保険者の方々は、今既にすべて電子データに管理をしております。

方々というところでございますが、これらの方々に係る記録を紙の台帳で念のために保管をしているという事実がございますので、こうした事実が誤って伝わったとしかちよつと私どもには推測のしようがございません。

○谷合正明君 いずれにしても、その一億件というのはちよつと数字が誤っているということだと思ひます。

次に、特例納付制度でございますが、これも最近、報道によりますと、本来、社会保険事務所がやらなさいけない業務なのに市町村が違法に代行していたという指摘がございますが、そのような事実は実際あったのか。そして、いずれにしても、その違反事実があったのか。その点にかんして、いづれにしても混乱が生じた背景、そして今後この問題についてどう対処をしていくのか、その三点について手短にお願ひいたします。

○政府参考人(青柳親房君) お尋ねの件は、六月十日付けの朝日新聞の記事に係るものと承知をしております。この報道におきましては、国民年金の特例納付に係ります保険料の領収書には龍ヶ崎市の役所の領収印が押されているというふうな報道されておると承知をしております。

社会保険庁におきまして早速この事実関係を確認いたしましたところ、領収書に残された領収印は龍ヶ崎郵便局の領収印でございました。特例納付は国が直接収納するという手続になっておりますので、社会保険事務所が収納するわけでございますが、当然、国庫金を収納する窓口としては郵便局の印があるというところは正当に国庫金として収納されたというふうには私どもは理解をしております。したがって、報道された事案について市町村が法令に反する徴収事務を行ったというものではないというふうな理解をしてございます。しかし、いづれにいたしましても、これまで年金記録をめぐる様々な相談の中で、本来、制度の予定していない特例納付の保険料を市町村に納付

したという旨の申立てを行う事例が散見されているということもまた事実でございます。したがって、御指摘がございましたように、混乱が生じているということかというふうな認識をしておりますので、私ども、社会保険庁におきまして特例納付についての当時の事務処理の状況について可能な範囲で調査を行ひまして、なるべく当時の実態に迫るという努力をさせていただきたいと考えております。

○谷合正明君 これから実態に迫るということでございますが、市町村と社会保険事務所の間の保険料がどういう行き来をしたのかといったところがあやふやになっているということでございます。

先ほど中島議員の方からも、覚書の分厚い資料を提出しての御説明がございましたが、やはりその中にも、ちよつと特例納付をしていた時期に結ばれた覚書、昭和五十四年に結ばれた覚書にも、オンライン化は社会保険事務所の考え方に立つものであり、将来にわたり市町村との間にオンラインを直結することはないと、いろいろ書いてありまして、原因を追求する際に、こういった実際、現場で何が起きていたのかと、市町村と社会保険事務所の間の連携といったところはどういうミスがあったのか。私は今申し上げたところも一因ではないかなと思つておるわけでありますが、この点についてもしっかりと調査、検証していただきたいと思ひます。

次に、今、国民の皆様が一番関心を持っているものの一つが、保険料を支払った証拠が本人にも社会保険庁にもない場合どうするのかと。これは申立てを第三者委員会で判断するというところでございますが、これまでの政府の答弁だと例示が余りにも少なく、それは例えば客観的な事実、通帳であるとか雇用主の証言であれば広く記録を訂正していくことは分かるわけでありまして、それ以上の説明が余りなくて、実際どうなるんだと。実際、客観的な事実もない場合どうすればいいのかという声がたくさん寄せられております。

す。やはり、ここは本人が整合性のある説明をするとか、あるいは個人的な記録、手帳とか家計簿だとか、そういったものを提示すれば、広くそれは第三者委員会に申立てを酌み取って記録を訂正していくという、そういうスタンスが必要であると私は思つております。

この第三者委員会、昨日からいろいろ、今月内にも設置していくという話もございました、総務省内に。これは大変関心のある問題でございます。是非前向きな答弁をお願いしたいと思います。

○政府参考人(新井英男君) ただいまの点につきまして御説明いたします。

第三者委員会の設置につきましては、昨日、総理より総務大臣に対し設置の指示があったところでございます。今月中の立ち上げに向けまして、速やかに第三者委員会のメンバー、また手続、また委員御指摘の点も含めまして詰めていくこととしております。

いづれにいたしましても、第三者委員会は、社会保険庁側に記録がなく、また本人も領収書等の証拠を持っていないといった事例について、本人の立場に立つて申立てを十分に酌み取り、また様々な関連資料を検討し、記録訂正に関し公正な判断を示していくこととなるものでございます。また、第三者委員会の組織につきましては、総理指示におきまして、この委員会、国民の立場に立つて対応することが求められており、申出を行う方々にとって利便性が高くなるよう、なるべく住所地の近いところで対応する必要があると考えております。

いづれにいたしましても、委員会の判断につきましては、個々の判断の間の整合性の確保が重要と考えておりまして、この点も踏まえまして第三者委員会の立ち上げに向けて検討していくこととしております。

○谷合正明君 個々のケースを判断していくということでございますが、例えば厚生年金で今加入

している事業者は、百六十万でございますが、そのうち六万三千の事業者が実は厚生年金に未加入であるということでございます。

問題なのは、六万三千のうち、事業者が従業員から保険料を徴収しておきながら厚生年金に加入していないというケース。だから、従業員は払っているんだけれども、その保険料は国にきていないというケースは、これはどういう扱いに、そういう方が申立てをされた場合、第三者委員会ではどういうふうな検討していくんでしようか。

○政府参考人(青柳親房君) まずは、制度の運用の取扱いということでございますので私の方からお答えを申し上げますが、事業主の届出漏れが原因で厚生年金保険の被保険者資格が事実と相違しているというようなケースが今御提起ございました。

二年を経過していなければこの当該記録は訂正をされるということになるかと思ひますが、二年を経過している場合には事業主からの訂正届を受けて記録を訂正すると、これが一応ルール、手続のルールとなっております。

それで、事業所が従業員から保険料を徴収しておきながら厚生年金に加入していなかったという事例を全体像として把握することはなかなか困難な場合もあるかというふうな存じますが、例えば厚生年金の加入手続を適正に行っていない事業主としては、厚生年金の加入手続を行わず、未適の事業所になっているようなケースもあります。また、届出漏れ等により、その事業所は適用されておるわけですが、その個人の方について厚生年金に加入すべきであるのに加入していないものと、いろんなケースが考えられるわけでございます。

何よりもまず、この問題は、未適用の事業所を的確に把握するというところによって、加入の指導あるいは事業所調査、職権適用という一連の対策を行うわけでございますし、あわせて、厚生年金の適用漏れが、届出漏れがないかということを行うことによりまして、まずは御指摘のような事例

の解消もかなり程度図っていくことができるだろうと思います。

そこで、最後に、過去の厚生年金の被保険者記録が事実と異なっていた場合にどうかということになるわけですが、事業主の届出漏れなのか、それとも社会保険庁の記録管理に不備があったのかということ、最後は事実関係として判断をしなければいけないというケースも想定されます。このようなケースにつきましては、今後、総務省に設置をされます第三者委員会において公正な御判断をいただきますが、その御意見を尊重して、最終的には社会保険庁として対応してまいりたいというふうに考えております。

○谷合正明君 是非、申立て側の立場に立った対応をお願いしたいと思います。

この一連の年金記録問題の解決に向けての大臣の決意をお伺いしたいわけですが、国民の皆様の感情は、やはり年金制度の仕組みというよりは、社会保険庁の体質を変えるべきだという声が多く聞かれます。新しく新法人が今後法案が通ればできるわけですが、私は、その新法人が設立する前にもっといかにこのうみを出し切るか、これが本当に国民が願っていることではないかなと思っています。

今いろんな件で報道が、新たな事実、報道していく、それで後手後手に回るということもありまますが、一方で行き過ぎた、数字をおおるような報道も目に余るところではあります。だからこそ、私は、しっかりと政府で事実を把握して、それを国民の皆様に公表していただいて、速やかに対処を打ち出し、実行していただくということに尽きるのではないかと考えております。

この年金記録問題、この解決に向けて、大臣の決意をお伺いいたします。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今回、本当にこの年金記録問題におきまして国民の皆様に不安を与えてしまったということ、大変これは申し訳ないことでございまして、おわびをしなければならぬ

と、このように考えます。

この不安を早急に解消する必要があるわけですが、今当面の問題としては、まず相談体制、これを本場にしっかりとやっていて、国民の皆さんからいろいろ自分の年金記録等について大丈夫かどうか、そういうお問い合わせ、確認のお話がある場合には、それに対してしっかりと対応するということがまず第一だということに思います。

それから第二番目に、これまでいろいろ問題提起を受けて、それで統合が十分できていないじゃないか、統合漏れが起こっているじゃないかと、五千万件を始めそういう問題があるわけですが、それとか、あるいは本当に記録の段階で、コンピュータに対して手書きの台帳とか、あるいは名簿からしっかりと間違いなくコンピュータに入力されたのかというような問題があるわけですが、

そういうような記録の確かさというものをしっかりと一回立て直すための仕事、これをいろんなメニューでもう既に明らかにしているわけですが、ごさいますけれども、これに的確に対応する。もちろん統合の問題については、五千万件を始めとしてもう総理からの強い指示がありまして、これは基本的に一年以内に名寄せをして、そしてそういうものを踏まえて国民の皆様にお知らせをするということをやって御確認をいただくわけですが、これも、やっぱりコンピュータに対して、本当に手書きのいろんな資料の入力というのが確かであったかというのをもう一回見直す、この仕事は何しろ相手が台帳という紙の資料でございすので、かなりこれは時間が掛かると。

しかし、いつまでもいつまでもこれも掛けるわけにはいきませんので、できるだけ我々としては手早くやらなきゃいけないということで計画を立てて、そしてやるということですが、その進捗の状況は半年ごとにでももう御報告をする、公表するということを言っております、こういう今お約束しているこの記録を正しいものにしていくとい

う作業をこれからやっていかなきゃいけない、こういう、これを的確にやっていくということでございす。

そういうことをやった後に、今委員も御指摘になられたように、この社会保険庁、やっぱりもう体質から大改革をしないといけないということでございすので、是非、委員の皆様、また国会の御決意をいただいて、そしてこの法案を成立をさせていただきます、二十二年一月まで、本当に二十二年一月のスタートの時点にはもうしっかりとした体質になって、そしてそういう新しいこの日本年金機構という組織で日本の国民の皆さんの非常に大事な年金の事業を運営させていただく、そういう体制を取りたい、こういうように考えているわけですが、いろいろお約束をした、記録を真正なものにするというこの努力、それから新しい体質を、しっかりと改革したという新しい機構でもって効率的で、しかもサービスの質のいい、そういう機構をつくり上げていく、こういう仕事をこれからしっかりと取り組んでいく必要があると考へまして、私もその問題に真剣に取り組んでいく決意をしております。

○谷合正明君 私、平成二十二年一月にスタートする予定のこの新法人につきましては、しっかりと、当たり前の仕事を当たり前にできる組織をしっかりとつくっていただきたいと思っております。

今回、新法人と国の役割、責任、これについて、例えば新法人設立後も公的年金に係る財政責任、管理運営責任は国が負うこととなっておりますけれども、この点につきましては、今も記録問題が次々に出てきているという中で、様々な問題が解決されずに残るのではないかと。

まず、新法人設立後の公的年金制度の責任について一般論としてどういうふうに見解を持っていますか、そしてまた、この年金記録、オンラインの記録と台帳をこれ突合するわけでありまされども、この作業はまだ時間が掛

かっていくとなったときに、この積み残った年金記録でありますとかいう問題をこれだけが責任と業務を引き継いでいくのか、ここしっかりと明らかにしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) この年金につきましては管理責任、それから財政責任というものは、これは厚生労働大臣が直接権限として持つものでございす。そういうことの中で、実際上の業務を今度、日本年金機構という組織にやらせるという法律上の枠組みになっておまして、何といつても第一次的な責任と権限というものは厚生労働省あるいは厚生労働大臣が直接に担うということになっております。

そういうことでございすので、したがってこの年金記録の問題、確かに今委員が御指摘になられたように、このオンラインのいろいろな資料と、そのオンラインのコンピュータ上の記録の基になった紙の台帳、まあ紙の台帳の中には写真で撮られて、いわゆるマイクロフィルムになっているものもありますが、基本的にそれはこの人間の手で書いたものが写されているだけですから、人手の掛かったそういう紙と本質的に変わらないわけではございません。そういうものが本場にびつたりと真正なインプットがされているかどうか、これを確かめる作業というのは、この紙の台帳、人の手によって書かれたものというのは非常に膨大にあるし、これを一々読み解いていくというのは、そんなコンピュータ同士が突き合わせとは違うわけではございまして、時間が掛かります。

そうしましたときに、その仕事の責任というものが将来新しい機構になったときにうやむやになつてしまふんじゃないか、こういう御懸念からの御指摘、御質疑かと思ひますけれども、私どもはそういうことは当然のことながらさせてはならない、こういうふうな考えておまして、そのためには、やっぱり厚生労働省本省にこの管理機能というものを元々、この日本年金機構に対する管理です、そういうこの機能を持った部局というものを置かなければならぬけれども、特にこの

年金記録問題については、言わばその管理機能を持った部局の中に、言わばこれを専門に監視していく、仕事の進捗状況等を管理していく、そういう組織を設けることによって、厚生労働省本省がこの進捗管理等については責任を持つと、こういう体制にして責任体制を明らかにしていきたいと、このように考えているところでございます。

○谷合正明君 年金については、年金制度の仕組みと、もう一つは年金の制度を運営していく問題、体制の問題、二つあるかと思えます。今、昨今問題になっているのは、年金の運営の体制であるとかあるいは社会保険庁の体質の問題であると認識しておりますが、こういったものがこの仕組みそのものに不安を与える、波及しているというふうに私は懸念しているわけですが、まず確認しておきたいのは、三年前の年金改革におきまして百年間の給付と負担の姿を明確にしたと。それまで五年ごとに給付と負担を見直していたわけですが、この三年前の改革によりまして、例えば保険料の将来水準を固定し、その引上げ過程とともに法律上明記、給付水準の下限を法律上明記、標準的な年金受給世帯の給付水準は現役世代の平均収入の五〇％を上回る水準を確保すると、この考え方に今も変更はないということでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 平成十六年の年金改正というのは非常に抜本的な改正でございました。そして、この年金財政の収支につきましても、法律でそのことをはっきり書いていくわけでございます。

具体的に言いますと、例えば厚生年金の場合には、厚生年金保険法の第二条の四というところに書いてあるわけでございますけれども、この年金財政に係る収支については、その現況と財政均衡期間における見通しをしっかりと作成しなければならぬということが書かれています。この財政均衡期間というのは何年くらいなんだというのを申しますと、その二条の四の第二項によりまして、財政の現況及び見通しが作成される

年以降おおむね百年間とするということがもう法律上ははっきり規定をされているわけでございます。

したがって、この財政均衡期間というものに常に展望しながら財政収支のバランスを取っていかねばならないわけですが、何といたっても将来見通しというのは難しいものですから、現実との間にとにかく乖離が起きがちなんですね。それを、物すごく大幅に乖離が起きているからそれを直そうといったって、それはまあ難しいわけですから、この法律では、少なくとも五年ごとにその見直しを作成しなければならぬということと、常に現実との乖離を少なくとも五年ごとに調整していく、こういうことがうたわれているということでございます。

そういう下で、委員が今御指摘のように、十六年の制度改正においては、この人口の見直しであるとか経済の変化というものを前提にして将来の見直しをして、五〇％以上の所得代替率、現役の方で少なくとも裁定時には確保する、こういうことを見通すということを行いまして、これで持続可能な年金制度ができ上がったということを申させていたわけでございます。

さて、それが、今回のような記録問題が起きている現段階で、年金制度を動揺させたり、あるいは財政収支を変動させるようなことはないのかというところでございますが、私も、もちろんこれ、安閑としてそういうことが自然にでき上がるなどと申し上げるつもりはありません。もう懸命の努力をしなければならぬんですけれども、しかし、そういうことを前提にして財政計算そのもののことを申しますと、我々は、社会保険庁で把握をしている納付記録というものの、だから五千万件のものもちゃんと取り入れた形でもう既にこの収支の計算をしているというところでございまして、これは何かちよつとわきの、枠外の資金であって、これを入れることによってすぐ年金財政が豊かになるんじゃないかなんというような議論

論もちよつと逆に一部ありましたけれども、そういうことではなくて、これもしっかりとした保険料としてカウントされた上で、そしてそれを基にした給付という考え方を明らかにしているところでございます。私どもとしては、この納付記録の照合の結果、年金財政の枠組みが揺るぐというようなことは全くないというふうに考えている次第でございます。

なお、付け加えますと、昨年、人口推計が発表されたことを受けて、本年において年金の見直しをやや暫定的に試算をさせていただきましたけれども、そのときには、所得代替率は十六年の計算のときには五〇・二だったものが五一・六％というように改善を見た見直しとなっておりまして、もちろん、これはあくまでも暫定的な試算として、正規の専門的な検討を受けた後の検討というのは二十一年度までに行われるということは委員御承知のとおりでございます。

○谷合正明君 もう時間がございませぬので、最後に、私の方から申し上げたいのは、そうであるならば、制度が持続可能であるならば、特に私に近い世代、若い世代、学生世代、今本場にいろいろ話聞いていると、まあ年金に対しては信用していないんですね。私は、そういう会合で学生さんたち、若い人たちと話すとき、もう年金、絶対入った方がいいと、そういう話を聞いて入ったと。こういう国会議員の中、年金制度が危ないから、あるいは不祥事が多いから入らなくていいなんていう人はいないと思うんですね。

だから、私は、納付率向上対策も今回の法案に盛り込まれておりますけれども、これも本当に実行、これが実際に効果を上げるために、特に将来を担う世代に対して年金教育であるとか周知の徹底であるとか、私はそういうことをしっかりとやっていただきたいと思います。今回の年金の機構法案も出ましたけれども、これで日本の年金制度は今回の国会で大きく意識改革したんだということを是非、大臣の方からもアピールしていただきたい。最後にそのことを申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

ていただきます。

○委員長(鶴保庸介君) 先ほど来、理事会等で協議のありました資料について大臣から発言がござい

ます。

資料の配付をお願いいたします。

(資料配付)

○委員長(鶴保庸介君) 大臣の発言を求めます。

柳澤厚生労働大臣。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 重ねて御発言をお許し賜りたいと思っております。

市町村における被保険者名簿等の調査に対する五月十一日締切りのメール回答の途中集計状況について御報告申し上げます。

一、被保険者名簿等の保管の有無については、保管ありと回答するものが千六百三十六市町村、保管なしと回答するものが百九十一市町村であります。

二、被保険者名簿の保管媒体については、紙と回答するものが千三百九十三市町村、マイクロフィルムと回答するものが六十六市町村、磁気媒体と回答するものが五百七十九市町村であります。

三、被保険者名簿以外の各種資料の保管状況については、保険料検認カード・保険料検認簿を保管していると回答するものが七百五十市町村、保険料領収済通知書を保管していると回答するものが三百五十五市町村であります。

以上につきましては、今月十一日に提出のあった回答を集計したものであり、今後、公文書による回答の内容及びその精査の結果、変わり得るものであります。

以上でございます。

○委員長(鶴保庸介君) 引き続き、質疑を行いましたと思ひます。

○櫻井充君 民主党・新緑風会の櫻井充です。

大臣に端的にまずお答えいただきたいことがありますが、要するに、どうしてこういう問題が起ったのかということを一言で言えば一体どういうことが原因なんですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 手作業の段階、それから手作業からコンピュータへの段階、それからこの基礎年金番号の導入の問題、この各局面におきまして、やはり社会保険庁における制度設計あるいはその後の事務管理等、そういうものが、年金が、年金事務というものが要求するレベルを満たしていなかったということに尽きると思えます。

○櫻井充君 済みませんが、それは、厚生省の中で様々な議論があったと思いますが、予見される事態でしたか、予見されなかったことなんでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 当然、例えば基礎年金番号によるこの年金管理の一元化ということを取ってみますと、ほかに途中で加入した年金の手帳の記号番号というのはたくさんあるということ、これは当然認識上においておりましたが、その統合ということについては、ある意味で、時間の推移の中で自然に統合されることではないか等、見通しが甘かった面があるというふうに思っています、こういったことについてと本当によく精査をして、そうしたことが期待できるかどうかということとを十分検討して取り掛かるべき、あるいは、その後において、もしこれは大変なことになるということが認識に上ってきたとしたら、それに対して的確な手を打つべきであったと、このように考えます。

○櫻井充君 大臣、その答弁は僕は違っていると思いますよ。今から違っている根拠を御説明させていただきます。

済みませんが、資料をちよつと配っていただけですか。

〔資料配付〕

○櫻井充君 大臣、この本を読んだことがありでしょうか。厚生年金保険制度回顧録という本なんです。これ、すさまじいことが書いてありまして、今資料をお配りさせていただいてありますが、これこそがまさしく実は厚生労働省の本質を表している内容でございます。

これは何章かになっていて、私は手に入れたのが昨日で、まだ読み始めたところでして第一章しか終わっていませんが、その第一章は、第一節のところになるんでしょうか、花澤さんという、この方は厚生省保険局厚生年金保険課長をやられた方でございます。実質上この方が一生懸命この厚生年金の基礎をつくったところの中にずっと書かれておりまして、あとは、聞き手として、要するに山本さんという厚生省の年金局長を務められた方、伊部さん、木暮さん、この方も同じ、それから最後に岡本さんという、ちよつと若干立場は違いますが、要するに年金参事官ですから、年金にかかわってこられた役人の方々がここでお話をされておりますね。

ここでですが、すさまじいことが書いてあります。二十三ページ、これは委員の皆さんにお配りさしていただきましたが、「資金運用と福祉施設」というところでございますが、今日は津田理事のように私は丁寧に読ませていただきたいと、そう思います。

花澤さんという方がこうおっしゃっておられます。それで、いよいよこの法律ができるということになったとき、すぐに考えたのはこの膨大な資金の運用ですね。これをどうするか、これを一番考えましたね。この資金があれば一流の銀行だつてかなわない。今でもそうでしょう。何十兆円もあるから一流の銀行だつてかなわない。これを厚生年金保険基金とか財団とかいうものをつくつて、その理事長というのは日銀の総裁ぐらいの力がある。そうすると、厚生省の連中がOBになつたときの勤め口には困らない。何千人だつて大丈夫だと。金融業界を牛耳るぐらいの力があるから、これは必ず厚生大臣が握るようにならなくては行けない。この資金を握ること。それからその次に、年金を支給するには二十年も掛かるのだから、その間、何もしないで待つていたというばかばかしいことを言っていたら間に合わない。

少し飛ばしまして、そして年金保険の掛金を直接接持つてきて運営すれば、年金を払うのは先のこ

とだから、今のうちどんなに使ってしまったって構わない。使ってしまったら先行き困るのではない。かという声もあったけれども、そんなことは問題ではない。貨幣価値が変わるから、昔三銭で買えたものが今五十円だというのと同じようなことで、早いうちに使ってしまった方が得すると、こういうふうに使ってしまった方が得すると、要するに、役所の天下り先をつくり、もう一つは自分たちががんがんこのお金を使つて構わない、権力を握ることができると、そういうことを回顧録で述べられておられるわけです。

私はまずこの点に問題があると思いますが、大臣としていかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私は、この本そのものを活字を通じて今委員がお示されたように直接目にすることはありませんけれども、同じ趣旨の、この本の言わんとするところだと思えますけれども、そういう人が厚生省のOBの方に、特に年金の草創期にこの制度の組立てに当たつた方の中にいるという話は、もう昔、聞いたことあります。

○櫻井充君 そうやって始まつた制度ですね。そして、しかも、じゃこの一節が終わつたところでその役所の方々は何と言っているかというところ、これはちよつと皆さんにお配りしていませんが、それでは長時間貴重なお話を伺わせていただきましたので大変ありがたうございましたと言っているんですね。

それだけじゃないんです。ここはちよつと飛ばしてあるところですが、花澤さんという方が、今の厚生団、大分大きくなって結構だと思つています。けれども、私の予想ではちよつと大きくなると思った。山本さんという方が、そうでさうねと。花澤さんは、もつともつと大きなビルを持つて、その一番上の階に理事長がいて、名前も総裁でなければいけない、厚生団総裁とまで言われていきます。こういう方がつくられました。

さらに、これは皆さんに資料をお配りしておりますが、二十七ページの三行目、上の段からありますが、さて、法律ができていよいよ施行事務ということになったわけですが、私が一番恐れたのは、これは積立式の年金で長期になるから資格得喪や勤続期間の計算が非常に大きな事務量になるということ。今のうちにコンピュータなどありませんからね、今なら何でもありませんけれどもね。それをやる組織をどうしたらいいか分からない。そんなことを従来の社会局では考えたこともない。こういうところからスタートしたわけでございます。果たしてこういうところがまともに運用できたのかどうかということなんです。

さらに、もう一つお配りしておりますが、通算制度のところですね。そして、これは要するに国民年金とそれから厚生年金のところ、両方加入している人もいますからということで、取りあえず加藤さんという方が、通算しなければいけない、数珠つなぎ方式がよいだろうと。ですが、その後で百二十五ページの上のところから、当初から制度をどうするかというのは、通算をどうするかという裏腹な問題があったわけですが、いざれにしても別建てで作れば通算が非常に難しい、極端なことを言えば、通算などはできるわけがないという議論も一方にあって。この当時から難しいということは分かっていたわけですね。

しかし、この次の段のところに、結局この問題にけりをつけたのは、小山さんが、通算問題の結論が出なければ国民年金の制度の体系の結論も出ないということはないので、国民年金の法律は三十四年に成立させる、けれども、どうせ、拠出制は三十六年から実施されるのだから、通算については三十四年に最終結論が出なくても、三十六年までに結論を出せばいいので、一応切り離していいのではないかとこの決断をしたのですよと。ですから、その後の最後のところに、だから国民年金法は三十四年に作つてしまふ、通算は後で時間を掛けてやればよい、という見切り発車論ですよ。つまり、この当時からこういう問題が起ることを予想しておきながら、まあ後から何とかすればいいでしょうということでは始めたからこうい

うことになったんですよ。

いいですか、大臣。これで、この皆さんからお預かりしている大事なお金を厚生労働大臣が所管することに問題が私はあると思いますが、大臣としていかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは、先ほども申し上げましたように、この年金の制度の草創期に携わった方の御議論ということでございますけれども、この御議論というものは、このままでその後、経過する、また国民の理解、支持をいただけたらというものでは到底ないわけでございます。

したがって、草創期の方の中にこのような、何と申しますか、今から考えるととても私どもも支持できないような乱暴、粗雑極まりない議論があったということでございますが、これは、それはそれとして、私どもは、もう今こういう考え方のとがめが出ているという面ももちろんあるわけですが、その後の経過の中でこれと同じ考え方でない人たちが一生懸命やったという面も私はあるだろうと、このように思っています、私どもとしては、こうした負の遺産、うみという言い方もできますけれども、これを今度こそ払拭して、本当に国民の皆さんに信頼されるような、そういう年金制度に、また事業運営にしなければならぬと、このように考えております。

○櫻井充君 草創期とおっしゃいましたね。いいですか、その発言で、草創期の方だけがそういう認識なんですか。それでいいですね。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 昭和三十四年のころのお話をしているというところでございまして、国民年金の拠出制が始まったのは、この百二十五ページの上にもございますように、昭和三十六年ということでございます。

したがって、そういうことで基本的には、その前の方では昭和十六年の厚生年金法の、今で申しますと厚生年金法の法律の制定についてもいろいろと花澤さん、御発言がありますので、私としてはそんなふうに理解をさせていただいているわけでございます。

○櫻井充君 大臣、私はこの本の存在なんか知らなかったんです。たまたま昨日、夕刊紙を読んでいたら、記事が載っていたんですね。そのときの記事のくだりにはこう書いてあるんですよ。ある都内の大学のシンポジウムで、この筆者の方がたまたま厚生労働省年金局の官僚と出席する機会があったと。そして、そのときにこの官僚の方が発言されているんですが、その内容がこのところに書いてある厚生年金保険制度回顧録、この方の述べが書いてあって、その初代年金課長の言葉をそのまま読み上げたのだと。

大臣、大臣、草創期だけじゃありませんよ。要するに、脈々と受け継がれているというこれあかしじゃないですか。大臣の答弁違っていますね。そうじゃないですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今委員がおっしゃられたことも、日ごろ尊敬する櫻井委員のことですから、私はそれは疑いませけれども、しかしこの花澤さんの発言というのは私は非常に昔に聞いておりまして、要するに、ここには取り上げられておりませけれども、まあ使っちゃえ議論なんですね。積立式じゃないと、賦課式なんだと、後で幾らでもまた取ればいいと、こういうことを言ったという、ここには書いてありませんけれども、そういうことをおっしゃられたということを私は聞いたことがあります、そのときにも非常に何とも言えない否定的な驚きを感じました。

で、その後において、ではどうだったかと。全くこの考え方でいったかといえば、私は、もう全部の役人、歴代この年金制度にかかわった方々がこの花澤氏と同じような考え方であったとは私は信じないわけでありまして、真剣にこの年金制度の安定的な形で定着に努力をした方々もいらっしやうたであろうと、このように考えて、先ほど申したように、発言をさせていただきました。

○櫻井充君 この人がこうやってまだいまだにこの課長の言葉を用いているんですよ。大臣、いいですか。

じゃ、まあこれは後でもう一度私はちゃんと確認しておきますが、これは大臣も確認してください。これは確認していただかないといけないですね。その上でまた質問をさせていただきますが、本当にこの人たちが、先ほど、初代の人はそのうだと、ほかの人たちは違うんだと、どうしてそういうことが言えるんですか。

前回、私は質問の際に、「これまでの不祥事案への対応状況」という、これ資料をお渡しさせていただきまして。これは厚生労働省から作っていただいたものですよ。そのときだって、無駄なゴルフボールだとか、それからミュージカルの鑑賞だとか、宿舍の建設だの、いろんなことに使っているじゃないですか。脈々と流れているんですよ、こんな先祖伝来の血が。こういう人たちが運用しているから、はつきり言いますけれども、国民の皆さんが苦勞されるわけですよ。

しかも、保険料の二・三倍だとか言いながら、これは保険料の二・三倍であって、会社の金が入ったら一・五倍にしか増えないんですよ。何で増えないんですか。この時代に相当無駄遣いをして、その部分だつて穴埋めしなきゃいけないお金があったわけでしょう、結局のところは。歴代ずうっと無駄遣いやっているんじゃないですか、違いますか。もう一度確認しておきますよ、このところは。

私は、私はこういう思想に基づいてずうっとみんなやってきている、多かれ少なかれ、そういうことが読み取れるんです。先ほどまたばらばらとめくっていると、自分たちの財団が統合されそうで危ないと、しかし今政府では大きな財団をつくってはいけなからどうやら我々は難を逃れそうだと、そんなのも書いてありますよ。これは木曜日までにはちゃんと読んできて、全部質問させていただきますがね。

こんな実態で社保庁の形だけ変えたぐらいで、どこが変わるんですか。これは厚生労働省の大体年金局の人たちがみんなこういう形でやっているからだと私は思いますね。私はそういうふうにか感じられませんよ。

そこで、お願いがありますが、少なくとも、今までの局長であった方々、それから社会保険庁の長官であった方々、この方々をまず一回お呼びして、どういう考えに基づいて年金の行政をつかさどってきたのか、運営をやってきたのか、私はこの場ではつきりさせたい、参考人招致をお願いしたいと思います。

○委員長(鶴保庸介君) 後刻、理事会で協議をいたしたいと思っております。

○櫻井充君 それでは、大臣、基礎年金番号に統合した後に、今宙に浮いている五千万件があるんだと。

基礎年金番号、基礎年金番号とおっしゃいます、それでは、基礎年金番号そのものは本当に加入者全員に正しくもう付番されているんですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 基礎年金番号は、平成九年一月の導入時におきまして、現に加入している年金制度の年金手帳記号番号を基礎年金番号として付番を行っております。

ただ、共済組合だけは、組合員等につきましては、これは番号のけた数が違うというようなこともありまして、新たに基礎年金番号を付番して通知を行ったと、このように承知をいたしているところでございます。

○櫻井充君 答弁になっておりません。その付番されたものが、例えばダブりもありましたね。それから、住所が分かんなくて付番されてない人もいますね。基礎年金番号がさも今までは正しいかのように、基礎年金番号そのものに対して宙に浮いている五千万件があつて、それにいかに統合するか、統合するかどうかという議論をいたしましたよ。

私がお伺いしているのはそういうところじゃないんです。まず、この基礎年金番号そのものが適切に付番されているのかどうかについて質問させていただきます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 基礎年金番号の導入以前は、もう櫻井委員も御承知のとおり、制度間の適正な記録管理ができておりませんので、国民年

金と厚生年金の二重加入の状態があるなど重複付番されるケースなどがありました。その後、重複付番の確認作業によってその解消に取り組むと、こういうことでございます。

○委員長(鶴保庸介君) 速記をお止めください。
〔速記中止〕

○委員(柳澤伯夫君) 重複付番というものが起こったこととありますが、今申したような作業をいたしております。

具体的には、平成九年八月、平成十二年十二月、平成十六年度以降は毎年ということで四情報一致者と、氏名、性別、生年月日、住所、こういうことで重複付番解消の処理を行っているということでございます。

○櫻井充君 私が伺いたいのは、重複付番の解消の処理は全部終わったのかということ。全部終わったんですか。(発言する者あり)

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。
〔速記中止〕

○委員長(鶴保庸介君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 四項目が一致した者が平成九年八月で約九十八万人があつたわけですが、れども、現在でもこの同一人の調査というか、四項目一致者が約二万人いるという、十八年十月現在で二万人いるということでございます。

○櫻井充君 要するに、そういうふうに分かりにくくお答えいただいておりますが、単純に言えば、いまだに基礎年金番号が重複されている方が

いて、全員に一つの番号が正しく振られているというわけではないですね。そういうことでよろしいんですね。

○国務大臣(柳澤伯夫君) そのとおりでございます。重複付番が行われていることがあるということ。

○櫻井充君 そうすると、今まで基礎年金番号そのものの自体に対して、この今回の委員会ではありませんでした。いずれにしても、衆議院からずっと通じて大臣が御答弁されていたのは、宙に浮いた年金記録そのものの自体を基礎年金番号と合わせてやっていきますと、ところがその基礎年金番号すらまだ正しくちゃんとやられていないんですね。

これは平成九年に、平成九年に付番されたんです。平成九年に付番されたものが十年たつてもまだ解決していないんですよ。この当時ダブっていた記録は何件あつたのかよく分かりませんが、少なくとも今問題になっている五千万件よりはるかに少ないはずですね。そのはるかに少ないものを十年掛けてもいまだに解消されていない、それがなぜ五千万件。

まず、その前にお伺いしておきましょう。十年掛かつてなぜこの問題が解消されないんですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 先ほども御答弁の中で申し上げましたけれども、平成九年一月に基礎年金番号を導入して、九年八月の段階で今申したように氏名、性別、生年月日、住所の四項目が一致している者は九十八万人あつた、こういうことでございます。その九十八万人を平成九年八月、平成十二年十二月、それから平成十六年度以降は毎年この重複付番解消のための調査を、処理を行っているということでございます。御本人や事業主等への制度の周知を図って、適正な届出をいただくことによってこうしたことの解消に確認作業を取り組んでいるということでございます。

○櫻井充君 答弁になっていませんよ。答弁になっていませんからね。どうしてできないのかということを知っている

んであつて、そんな経過作業なんか聞いていませんよ。

それじゃ、大臣、これは平成十六年に若林秀樹委員が五月二十七日の厚生労働委員会で質問されております。若林議員は、実は、御自分は厚生年金から一時期共済年金に入られて、そしてもう一度厚生年金に戻られて、三年半までは未納だと言われたんですね。これはおかしいということで、その訪ねていった際に、全部調べてみてみると、要するに基礎年金番号がおかしいんだということに彼は気が付いたわけですよ。そのことで委員会に質問して、これは厚生労働省もお認めになつて、基礎年金番号が重複している人もいますと。それを認めた上で、平成十八年度までにこの整理をしていく、こう答弁されてますよ、はつきりと。いいですか、ここに書かれています、「平成十八年度までにこの整理をしていく」ということで、順次その整理を進めているところでございまして。」と。国会で約束しているんですよ、国会でね。今十九年度ですね、もうね。

こういうことがあるから一事が万事信用できないわけですよ。先ほど私が回顧録も紹介いたしました。実際の国会でもこういう運営をされているから、だれが信用しろと言つても私はできないんだと思つていらっしゃるんですよ。国会で約束したことがなぜ守られなかったんですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) この重複付番の解消というの、結局は御本人の御協力を待つていという制度でございます。九十八万人から二万人に減少した。十六年度以降は非常に、毎年、同一人調査を行つて、そういう該当者からの確認の御返事を待つていということであつたにもかかわらず、二万人が依然として残つていという状況でございます。これは、いずれにいたしなくても、そういう手続を取らざるを得ないということとあります。何かまた更に他の方法が考えられるのかどうか、これは検討をすべき課題だといふふうに申し上げます。

○櫻井充君 基礎年金番号そのものがまだ正しく

付番されていないですよ。そうすると、どうやって五千万件の処理ができるんですか。基礎年金番号そのものが正しくなっているんだつたらその次のステップに行けますね。そうじゃなかったら、果たしてどういう形で一体やれるんですか。多分、残りの部分に限りだけおやりになることになるんではないですか。

ただ、私がもう一度申し上げておきたいのは、これは三年前の厚生労働委員会が我が党の若林秀樹議員が指摘したことに対して、当時の坂口厚生労働大臣が約束されたことなんです。その約束されたことを守っていない。だから、来年までできるんですかということを、これはみんな疑問を感じるわけですよ。

もう一つ、今大臣は、これは国民の皆さんが申出がないからと、そういうお話をされますが、しかし僕は皆さんにお伺いすると、お上のやつていことだから、お上を信用して全部皆預けていられるわけですよ。それはだつて、強制の徴収権があるわけでしょう。強制の徴収権があつてですよ、だから安心して任せてくださいと言つておきながら、今度は給付する際には裁定をやらないといけないと言ふんですか。

つまり、こんな非民主的なやり方を取るのにはなぜかと思つたんですが、僕はこの本を読んでよく分かりました。昭和十八年だったか十七年だったか、とにかく戦時中のどさくさにやつてしまつたからそれが一番良かったのですね、なかなかいろいろ面倒くさかつたときには軍の力をかりて、軍の了解さえ取ればよかったと、そんなことも書いてあるわけですよ。つまり、そういう形でつくつた制度だから、根本的にゆがんでいるんですよ。いいですか、これは国民の皆さんから預かつてい大事年金に対して今までのいい加減にやつてきたツケじゃないですか。

じゃ、大臣、大臣は、今、そういう重複の基礎年金番号に関して、重複をお認めになりましたよ。これは、確かに国民年金と厚生年金もあり得るでしょうが、恐らく二つの会社に所属されてい

たような場合、これ二つの厚生年金番号を持つて
いる可能性もありますね、これは。そうすると、
こういう方も恐らくは基礎年金番号は僕は重複し
ていると思うんですが、どう思われますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) そういう可能性もあり
ますので、氏名、性別、生年月日、住所、この四
情報が一一致している人に、同一人調査というこ
とで、この基礎年金番号の統一化を図るための努力
をしていると。お問い合わせをする、それで御回
答をもらうということを繰り返して行かせていた
いておるわけでございまして、このもう二万人の
方々には、ある意味で、この同一人調査をしてお
る途中の方であるということが記されているはず
ですから、今度の突合に当たってもその点はしっ
かりした配慮の下でこの突き合わせの作業が進め
られると。そのことだけでこの作業がとんざする
という、そういう要素ではないと、このように考
えます。

○櫻井充君 今大臣は、厚生年金で重複している
こともあり得るということは、これお認めいただ
いたかと私は思います。

そうしますと、僕は前回の委員会でも、昭和三十
九年の社保庁からの、これは業務改善というんで
しょうか、とにかく、厚生年金保険被保険者台帳
記号番号の確認についてというところで、ダブル
があるから随分増えているから、このところ重
複とかあるのをそれをきちんとやれと、こういう
通知が出ているわけですよ。そのときに、僕はだ
から今日は青柳さんにもう答弁に立たないでくれ
とお願いしたのは、彼は何と言ったかという、
ダブルは解消されていると思えます。そのときに
に、私はそういう証拠がないんだからそういう発
言はおかしいんじゃないですかと言ったときに、
その誤りが発見されたものについてはそれを放置
したということは到底考えられない、とにかくす
べて解決しているというふうに承知しております
と。

つまり、この問題だって解決していないわけ
ですよ、ずっとね。だから、平成九年のときにこ

ういう間違いが起こつていて、私はだからおかし
いんじゃないかということをお願いしたんです
よ。そうしたらそのときに、確たる証拠もなくで
すよ、確たる証拠もなく、それで大丈夫、やりま
したと言ったんですよ。おかしくないですか。な
ぜ証拠がなくてそういうことが言えるんですか。
大臣。おかしいと思いませんか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) この委員御指摘の昭和
三十九年九月一日の年金保険部業務課長から社会
保険事務所長あての通知というのは、再取得の際
とか、あるいは重複を本来取り消すべき際の台帳
記号番号確認が誤って再取得が簡単に行われてし
まうとか、あるいは重複の取消しが的確に行われ
ないとかということによって、非常にその後のい
ろいろな手続が円滑を欠く、そういうケースにつ
いて指摘をしておるということでございます。

この点については、過去こうしたことがあった
ということでは青柳運営部長もこれは当然認識して
いることでございすけれども、委員の御指摘とい
うのは、あるいは青柳の答えたものとしては、
この基礎年金番号が付番された後においてはそう
したことは当然避け得ると、こういう制度的な担
保と申しますか、そういうものを基礎年金番号が
持つていてということをお答えさせていただいた
というふうに私は解しているわけでございす。

○櫻井充君 大臣、大臣ね、部下をかばうのは、
ちよつと大臣、もういいですよ、もう質問しませ
んから、もうやめますが、大臣ね、部下をかばう
というところはそれは極めて大事なことでと思
いますよ。ゆがめてこういうことを、その答弁を大
臣なりに苦しく解釈して部下を助けたというそ
の気持ちは、私はその点については尊敬申し上げ
ます。しかし、しかしですよ、今、国会の場にお
いて最大の問題である、国民の最大の関心事であ
る年金問題について議論していて、本場に社会保
険庁の解体で済むのかどうかということを今議論
しているわけですね。そのときに危機感のない答
弁をしているから私は問題だと申し上げているん
ですよ。三年前に坂口厚生労働大臣が答弁された

ことを、きちんとできもしないのに大臣に答弁さ
せてしまった、そしてその上でやっていない。こ
れこそ官僚の怠慢でしょう。こういう人たちは責
任取らないんですか。

大臣、どだい共済年金の人たちはみんな恵まれ
ているわけでしょう、なくならんないんだもん。
そして、無駄遣いしないんだもん。別な制度設計に
なっているんだもん。社保庁の人間始め、それこ
そ皆さん、そこに座っている官僚の人たちは何に
も関係ないんだもん、今の議論。関係ないんです
よ、みんな。関係あるのはこっち側に座っている
人たちだけですよ、はつきり申し上げておきます
が。関係のない人たちだから、そういう僕は無責
任な発言するんだと思う。

大臣は、大臣は、僕は国民の側に立つて、国民
の代表者として選ばれた大臣で、官僚を統括する
立場に立つのか、官僚のトップとして、厚生労働
省のトップとして官僚を守る立場に立つのかに
よって僕は発言の内容が全然違ふんだと思ってい
るんです。今の発言の内容は、悲しいかな、厚生
労働省の中のトップとして私は部下をかばった御
発言ではないのかなと、そういう感じがしており
ます。

まあいずれにしても、柳澤大臣、今のような態
度で御答弁される限り年金の不信など払拭される
はずがないし、我々もこの案など到底認めること
ができないし、今のような御答弁を繰り返される
のであれば、私は悲しいかな、柳澤大臣はこの職
にあるのはふさわしくないのではないかと、その
ことを申し上げまして私の質問を終わります。
ありがとうございます。

○島田智哉子君 民主党・新緑風会の島田智哉子
でございます。

私からは、まず、先週金曜日に行われました参
考人質疑での御意見を踏まえながら、政府のお考
えをお聞きしたいと思ひます。

先週の参考人質疑では、納めたはずの年金の記
録がなくなつてしまひ、また年金保険料の納付を
証明できる領収書をお持ちでない中で、これまで

長年にわたつて記録の回復のために国に訴えてこ
られた、その当事者のお立場からのお話をお伺い
させていただきました。

例えば、梅原参考人からは、どう説明しても資
料を出しても認めてもらえない、第三者機関を立
ち上げるに当たつて私みたいな人を救つていた
きたいと、また中村美津子参考人からは、だれも
証人がいない、第三者機関がどうやって見極めら
れるのかと、それぞれに第三者機関への願いとま
た強い御懸念、御不安の御意見がございました。

この第三者委員会につきまして、先週、本委員
会では我が党の峰崎委員よりこの第三者委員会に
ついての御質問がございました。また、金曜日に
は、衆議院厚生労働委員会の中でも我が党の山井
委員、筒井委員から長時間にわたりましてこの問
題についての御質疑がございました。

その中で、この第三者委員会をどこに設置する
かについて、大臣は木曜日の峰崎委員に対する御
答弁の中で、いろいろな考えもあり得るけれど
も、大臣としては社会保険庁内に置くことがいい
と、そのような御趣旨の御発言がございました。
また、金曜日の衆議院での御答弁の中でも、その
御趣旨の御答弁がございました。

ところが、その後、第三者委員会を社会保険庁
ではなく総務省に設置をするという方針が明らか
にされたわけですが、突然方針が変更された経緯
について、大臣の御認識をお聞かせいただきたい
と思ひます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私、特に衆議院の段階
では率直に申し上げたのでございすけれども、
要するに、第三者委員会、これはまあかねてから
申し上げておるとおり、現在、社会保険庁で行つ
ている第一段階の調査、第二段階の調査、第三段
階の本庁審査チームによる調査、これに言わば代
わるといふか、その上手に位置するというふう
に考えられるわけでございす。本庁の審査チーム
といふことも社会保険庁の人間ということござい
ますので、ある意味で当事者の一方だと、これが
そうした本場に両方の言い分が相対峙したような

保険審査会もそうでございますけれども、希望をする場合には直接出席して陳述することができると、こういうことになっておりますので、今回の第三者委員会におきましてもそのようなことが実現するように、私としては今後手続が決まるような過程の中でそうしたことを希望したいと、このように思っております。

○島田智哉子君 参考人の方々が大変強くおっしゃっていたのが、だれも証人がいない、第三者機関がどうやって見極められるのか、保険料を納めたか納めていないのかに対して立証責任は国が負うべきだというお訴えでした。

被害を受けた多くの国民は当然ながらそのように訴えているわけですが、この点については総務省の方、先ほどおっしゃっていたいたんですが、もう一度その点お聞かせいただきたいのと、あと、委員となる方は具体的にどのような方で、どれくらいの方をどのような方法で選任されるのでしょうか。その予算についてもどの程度見込んでいらっしゃるのか、併せて伺いできればと思います。

○副大臣(田村憲久君) 第三者委員会でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、御本人の立場に立つて申立てを十分に酌み取りつつ、これに関していろんな資料を検討して公正な判断をしていきたいと、このように思っております。

そういう意味からいたしますと、第三者委員会で仮に何らかの判断が下った、しかしそれに対してまだ不服があらわれる場合には、再度、当然のごとくそれに関して検討を重ねるということも十分にあり得るというふうにただいま認識をいたしております。

それから、今お話がありました委員のメンバーでありますけれども、基本的に、現在選定しております最中ではありますが、例えば法曹関係者でありますとか、それから年金に関係します専門家の方々、社会保険労務士の皆様方もそのうちの範疇に入ると思います。それから、一般的に有識者と

言われる方々、そういう方々を現在、委員として予定をさせていただいておりますが、何分まだ予算等々に関しましては、総理から指示を受けて動き出したばかりでございますので、早急にこれに関してどれくらい掛かるかということをお判断してまいりたいというふうに思っております。

○島田智哉子君 そうはいいますが、今月末の設置ですから日にも限られているわけですから、今後の具体的なスケジュールといいますが、あとわずかな日数でどの程度お考えでしょうか。

○副大臣(田村憲久君) 中央の本部といえますが、本の組織にしましては大体六月中という考え方でございますので、これにのっとり今から早期選定を委員の皆様方としていただくということになると思います。

他の今、先ほど言いました地方の組織にしましては、大体数週間以内というような話が総務大臣からですかね、あつたと思うんですが、数週間以内でございます。もうそれは日々にちがありません。ですから、早急に対応させていただきます。

もうとにかく、何が何でも国民の皆様方の不安をまず取り除いていくのが我々の仕事だということに今思っておりますので、最大限の努力をさせていただきますというふうに思っております。

○島田智哉子君 そのように是非お願いいたします。参考人にお越しいただいた方々だけではなくて、やっぱり多くの国民の方が今日、そして明日、そして遠い将来、大変不安を抱えて、またその不安と怒りと、国民の立場を本当に考えて対応していただきたいと、そのように願っています。

次に、社会保険庁における危機管理についてお聞きをしたいと思っております。

先週、森委員の質問の中でも御議論がございましたが、平成十五年、社会保険庁のプログラムミスによって大変多くの受給者に多大な御迷惑、御負担をお掛けした事故がございました。加給年金の過払い、対象者が六千二百四十九人、過払い金額

がおおよそ二十四億一千万円。それから、振替加算の未払、対象者三万三千四百人、未払金額がおおよそ二百五十億円。

この過払いの中には百万円を超える方が何と百人を超えていたわけですが、御高齢の方々に突如として百万円を超える負担というのはとてもない負担なわけですが、社会保険庁では、この問題が起った後、その検証と防止対策に取り組まれたと承知しておりますが、特に危機管理体制という点ではどういった対応策をお取りになったのでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) ただいま委員の方から御紹介ございましたように、平成十五年の六月にプログラムの誤りによりますところの年金の過払いあるいは未払という事故が発生いたしました。社会保険庁におきましては、その後、このプログラムにつきまして総点検ということで行いまして、その結果は平成十七年の四月に公表させていただいております。まず、この総点検を行ってその結果を公表したというのが一つのポイント。

それから、これを踏まえまして、二点目としたしまして、給付誤りを未然に防止するということが必要であるということから、発生した場合に早期に見出し対応することと未然防止を併せて行いますために、十七年の六月に社会保険業務センターの中にサーベイランス委員会という内部の委員会を設置いたしました。定期的に年金の受給者に影響を及ぼすような事象について報告を受け、対処方針を決定し改善等の指示を行うと、こういう仕組みを設けております。

また、三点目としたしまして、年金の給付誤りは、残念ながら、その後も小さなものを中心ではございますけれども、誤りが生じることがございました。

したがって、こういった年金給付の誤りなど年金受給者等に影響を及ぼすような事件、事象が判明いたしました場合には、その都度これを速やかに公表いたしますとともに、対象となられた方には個々に内容を御説明して、十分に御理

解をいただいた上で適切に対応を行わせていただいているところでございます。

○島田智哉子君 その後、十六年度以降、社会保険庁の事務処理ミスで発生した未払、過払いの件数、その金額はどのようになっているのか、また、地方の社会保険事務所による事務処理ミスによる未払、過払いについてもお聞かせください。

○政府参考人(青柳親房君) 平成十五年以降という点で、各年度について触れさせていただきます。

平成十六年度は対象となります事案が二十一事案ございました。未払のものが一万九千八百七十件で、総額四十九億一千五百万円、過払いとなりましてものが二万件で、総額五十六億八千四百万円となっております。また、十七年度は三事案がございました。未払が百三十五件、総額一千五百万円、過払いが百六件、総額二百九十万円となっております。さらに、平成十八年度につきましては対象事案が十七事案ございまして、未払が九十七件、総額五千五百万円、過払いが百八件、総額で九百六十万円となっております。

○島田智哉子君 依然として毎年そのようなミスによって多くの方々が苦しめられているということが実感なんです。そうしたことを限りなくゼロにしていくためには、私はそういう事実をいち早く正確に公表することが非常に大切なことなんだと思います。

このことは十五年のケースでも大変大きな問題の一つになりました。ところが、今御答弁にありました平成十七年四月一日から平成十八年十二月二十八日まで各地方の社会保険事務所による事務処理ミスで発生した未払、過払いの件数、三百二十件、このうち公表されたものは百六十八件、公表されなかったものが何と半数近くの百五十二件もございまして、もう数字が大きすぎて麻痺してくるんですけれども、この公表の在り方について、平成十五年の問題をどのように検証し、どのような改善策をお取りになりましたでしょうか。

○政府参考人(清水美智夫君) 社会保険事務所等

におきます事件、事故、それから事務処理誤りの取扱いでございますけれども、平成十七年の十月から本庁に報告を求めるということにしております。

また、委員御指摘のとおり、これを公表していただくことが大変重要だということでございまして、平成十七年の十二月には個別の案件ごとに被保険者の方々に對して与える影響が極めて少ないということ以外、そういうふうな少ないと判断される場合以外は関係する被保険者の方々等の御理解を得た上で公表するという形にしております。十八年五月以降はそれを一歩進めまして、関係する被保険者の方々から公表を控えるよう強く要請されない限りは被保険者の方々などに対し影響度合いを問いませんで公表するということ、公表の度合いを上げていくと、徹底しているということでございます。

○島田智哉子君 その公表の在り方について具体的にお聞きをいたします。

昨年十一月に、遺族厚生年金に係る選択処理の漏れによって、お一人の方に対しておよそ千四百万円もの多額の未払事業が発生しておりますが、その後の調査で六都道府県社会保険事務局内で同じようなミスが二十九件、二千二百一十一万円の未払が明らかにされております。しかも、受給者がきつちりと選択申請書を提出していたにもかかわらず、中には長年、ファイルの中に挟まったままの状態で放置されていた状態が続いたということなんですけれども。

この事業について社会保険庁の担当者三人の方から御説明いただきました。そして、その際、当然このような事業は公表されなければならない事業であって、それぞれのケースにおいて公表されているんですねと確認をいたしました。それを疑うというつもりではございませんけれども、私どもの方でもそれぞれの事務局の対応を確認させていただいたところ、確かに東京、石川、福井、大阪、沖縄についてはしっかりと公表されております。ただ、例えば福井のように、二ページにわた

たって事実だけでなくその制度の仕組みをしつかりと説明されているケースがございます。一方、例えば東京の場合は、わずか六行で済まされているケースがございました。ただ、この東京の場合は新聞でも詳しく報道されておりましたから、危機管理という意味では公表したということの意義はあったんだと思います。

ところが、一か所一か所確認していきましてところ、同様の事実で三件の事務処理ミスがあった宮崎社会保険事務局、この宮崎については公表された事実が確認できませんでした。私どもに御説明をいただいた社会保険庁の三人の方は、その事実を御存じでありながら御説明をいただけなかったのか、それとも御存じなかったのか、少なくとも宮崎において公表していなかったことについて一言もございませんでした。まずはそこをはっきり申し上げておきます。

では、なぜ公表していないのかということと直接、宮崎社会保険事務局の担当者に問い合わせをいたしましたところ、わずか数か月前のことであるにもかかわらず、御回答いただくまでに三時間も四時間も掛かったわけですが、その御回答では、三件のうち一件のケースで対象者から公表を拒否された、そのように御説明がございました。実は、社会保険庁の通知の中で、公表を控えるように強く要請されない限り公表する、つまり公表を控えるよう強く要請されたので公表してはいない、私にはその真偽については確認することができませんが、ただ、ではその拒否された日時をとお聞きしますと、分からない。そんな大切なことを、わずか数か月前のことを分からないという一言で済まそうとすること自体、首をかしげたくなるわけですが、その事実関係について御説明ください。

○政府参考人(清水美智夫君) 今御指摘いただきました宮崎事務局に係ります三件の公表の件でございますが、委員御指摘のとおりでございます。まず、誠に申し訳ない限りでございます。まず、このような事務処理ミスがあったこと、また、理

由も明確でないにもかかわらず公表、特に二件についてしなかったこと、それから私どもの職員が打合せに伺いましたときの説明が不十分であったこと、それから宮崎へお問い合わせいただいたときの宮崎事務局の応答が十分の射ないものであったこと、遺憾でございます。

御指摘の宮崎事務局のケースにつきまして公表されていないと、本庁には公表されているというふうな報告があったんでございますけれども、現実は公表されていないと、そういうことを本庁において把握いたしましたのは、誠に恥ずかしいながら、六月七日に島田先生の秘書の御指摘を受けて私どもから宮崎事務局に対して事実確認を行ったその日のことであつたわけでございます。

○島田智哉子君 本堂に、一つ一つ大切なことをきちんとやっていかないからこういつた大きなことを発展していくわけだとして、何というんでしょ、きちんとやっていただきたいんですよ、本堂に。社会保険庁がなくなるから自分たちは適当でいいんだとか、そういうたお考えはないんでしょけれども、何とか機構とかに変わるんだから自分たちは知らないやというふうな、そういうたことがないようにしていただきたい、きちんと最後までやらなければいけないことはきちんとやっていただきたいわけなんです。

平成十五年の反省を踏まえて公表基準も変更されたわけですが、従前は公表の内容については理解を得た上で公表するものとしていたものを、改正後は公表を控えるよう強く要請されない限り公表するものとする。一体これは、この違いはどういうことなんでしょうか。

○政府参考人(清水美智夫君) 御指摘のとおり、平成十八年に公表基準を変えたわけでございますが、これは十八年の五月に国民年金保険料の不適合免除の事件がございまして、それを受けまして私ども原因究明それから処分等を行ったわけでございますけれども、その一環として、やはり事務処理誤りについて、これを透明性高めてなる

べく公表していこうと、そういうことを理由とするものでございます。

主眼はもう委員から御指摘のとおりでございますけれども、要はとにかく公表を、被保険者の方々が強く拒まない限りはとにかく公表していくと、そういう積極的に公表していくという考え方でございます。また、そのことにつきまして本庁に協議すべしということにしておるわけで、公表を控えるということで強く要請された場合であつて公表を控えようというふうに事務局が考えておる場合には、その取扱いにつきまして本庁に協議をすべきということにしたわけでございます。

○島田智哉子君 宮崎の事業では、社会保険事務局の方がどのようにお聞きになってどのよう強く否定されたのでしょうか。また、社会保険庁の報道機関等への公表基準では、被保険者等から公表を控えるように強く要請された場合は、その取扱いについてサービス推進課に協議するものとする、このようになっておりますけれども、この協議についても私どもで確認したところ、この宮崎の件、協議は行われていないとお聞きしておりますが、いかがですか。

○政府参考人(清水美智夫君) 御指摘のとおりでございます。本件の場合は公表の取扱いにつきまして本庁との事前協議を行いませんで、事後報告のみがされております。通知に照らしまして適切な取扱いだったとは言えません。誠に遺憾でございます。

宮崎事務局の管下で発生しました同種の事例、三件であつたわけですが、一件のみにつきまして関係する方から公表を控えるよう強く要請があつたということでございまして、このことは結果的には公表基準に照らしてこの一件のみについては不公表ということが適切であるわけでございますが、しかしながら残りの二件につきましてはそのような理由がないわけでございます。島田先生の秘書から御指摘も受け、また私も報告を受けましたので、昨日夜遅い時間でございますけれども、宮崎事務局に早速指示をいたしました。

て、宮崎事務局のホームページに残りの二件につきましましては掲載をさせるということにさせたとところでございます。

○島田智哉子君　すぐ御対応いただいたのはいいんですが、例えば十五年のときのように、被害者が何千人、何万人の場合、すべての方々から了解を得られたんでしょうか。逆に言いますと、その中で一人でも拒否された場合は、すべて公表しなくてもいいということなんですか。

○政府参考人(清水美智夫君)　昨年十二月までは実はこんな取扱いをしてございまして、すなわち、対象者が複数でございまして、発生した時期が同一であるとか経緯が同種であるとかといった場合にはまとめて一件という取扱いをしてきたわけなんです。ございまして、本年の一月からは、基本的には対象者お一人ごと一件という事で扱うようにということにございまして。

本件のものも三件というふうに考えてございまして、たまたまペーパーが一枚ということの頭で考えていたようにございまして、一固まりということにございまして、これは三件という考え方でございまして。したがって、今後、対象者お一人ごと一件である、かつ、各々の件数ごとに、当然公表すべきか、公表を、どうしても関係者の方が強く公表を拒まれて、本庁に協議した上で不公表にするのかという事は一件ごとに取り扱うべきでございまして。

このことにつきましては、今回、宮崎事務局で徹底されておらなかったわけでございますので、今後しっかりと徹底できるように私の方から各事務局に周知を図ってまいりたい、このように考えておるところでございます。

○島田智哉子君　私の事務所スタッフが宮崎社会保険事務局に最初にお電話でお聞きしたのは、ホームページにある事務処理事故のお知らせというコーナーが空欄で、最終更新日が二〇〇六年の十一月三十日となっておりますが、それ以降、事務処理事故がないということでよろしいのでしょうかとお聞きしたわけなんです。

職員の方がおっしゃったのは、私、ホームページの更新をする者です、業務処理事故が発生した場合、掲載するという決まりになっております、ただ、掲載してくれとの依頼がないので事故が発生していないということになると思っております、このようにおっしゃったんです。

つまり、幾ら公表基準を強化したと言われても、幾らでも拡大して解釈すれば、公表しなくてはならぬと公表しなくていい、給付ミスがあっても公表しなくていいと言っているのと全く同じではありませんか。しかも、社会保険庁に協議をしなればならないとしながらも、協議もしていない。幾ら危機管理マニュアルを強化したとしても、こうした一つ一つを確実に、忠実に実行していかなければ何ら意味がないじゃないですか。こうした一つ一つの積み重ねによって毎年毎年ミスが発生して、何ら落ち度のない国民に大変な苦しみを与えているんじゃないでしょうか。

この件だけを見ましても、地方事務局の対応も、社会保険庁の対応も全く気概が感じられませんか。大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君)　委員から事務処理ミスの話について、内部の規律、ルールすら遵守されていないという御指摘がございました。全くこういうことであってはならないわけでございます。で、本当に先ほど来申し上げているとおり、非常に、国民の皆さんの年金という非常に重要な財産、これを扱うという自覚、意識、こういうものを今後とも根本から立て直していかなければならないということだと思っております。

それを具体的にどのように実現するかということで、まず私どもとしては、新しい機構においてその身分の転換を図る。国家公務員ということではなくて非公務員化すること、そして、その人事管理あるいは事務処理の仕方等について一大幅な転換を図っていかなければならないと、このように考えているわけでございますが、では、二十二年一月、この機構が発足するまで待てばいいかということになれば、絶対そういうことであって

はならないわけでありまして、これから先にもう今委員の指摘されるようなことを絶対に引き起こさないように部内を引き締めてまいらなければいけないと、このように考えております。

○島田智哉子君　是非そのようにお願いいたします。

一件一件ではなくて、お一人お一人、お一人お一人の生活、命が懸かっているわけです。緊張感を持って対応してください。よろしくお願いいたします。

○山本孝史君　山本孝史でございます。

冒頭、済みません。がん対策基本計画が決まりましたので、そのことについて大臣等に質問させていただきます。

この五月三十日にがん対策推進協議会が開催されました、今後五年間の国のがん対策の方針を決めるがん対策推進基本計画が了承されました。委員十八人のうち四人ががん患者、家族、遺族の代表でございまして、私は、自らのことにかかわる重大な政策が協議され決定される場にはそれらの者が当事者として参画をしているのは当然のことだということに思っております。今回の厚労省の対応を高く評価しております。その英断にエールを送る一人でもございまして。

そこで、お尋ねをしたいんですが、大臣は、今回の患者等の代表委員の協議会への参画をどのように評価しておられるのか、また今後、国の審議会や検討会などにおいても原則として当事者に参画をしてもらうということを是非進めていただきたいと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○国務大臣(柳澤伯夫君)　がん対策協議会は、基本法、委員を含めて与野党の議員の皆さん方の大変な御努力の下で成った法律でございますけれども、この法律に基づきまして、協議会にはがん患者及びその家族又は遺族を代表する方々にも委員として参画をしていただくということになりました。これまで開催された本協議会の議論におき

ましては、当事者である患者等の委員の方から、従来、医療提供者側の視点だけでは分からない発想など貴重な御意見をいただいたものと考えております。

こうした基本計画策定における成果を踏まえながら、それぞれの行政分野において最も効果的な御審議をいただけるよう、審議会の在り方、人選等については引き続き検討してまいりたい。今回のことは重要な参考事例と考えております。

○山本孝史君　ありがとうございます。

外口局長も本当にお疲れさまでございました。今回、一つのモデルケースとして、今後ともに、やはり最後にちよつと呼んで話を聞くというのではなくて、協議の最初から当事者の意見が反映できるような、そういう場をつくっていただく方向に進んでいただきたいというふうに思っております。

前回、五月十日の質問で、がん対策推進基本計画ががん患者が喜ぶようにしてくださいというふうをお願いをして、大臣からもそのようにいたしたいという御答弁をいただきました。

協議会の席上で出ました重要な御意見、例えば診療報酬上の評価を適切に行うとか、欧米諸国にも遜色のないばこ対策、価格等を含む、を講じるべきであるといった意見が委員意見集というところに入られてしまったこと、そして私は前回の質問で、進行がん患者に対しては生き抜くという姿勢をサポートしてくれる、あるいは生き抜くという姿勢を奪わない、そういう医療や社会の体制をつくってほしいという、そのことを目指しますという姿勢を是非この基本計画に書き込んでほしいと、こう申し上げたわけですが、残念ながらそこは明確にはなっておりません。私は、多分これからは、標準治療が終わると、もう治療法はありません、あとはホスピスへどうぞ、あるいは退院してくださいというふうな勧められる患者が増える。だから、これから先は、私は、がん難民がむしろ増えるだろうというふうに思っております。

そこで、そういうことにならないように、一つの方策として、このがん対策推進協議会を定期的に開催をして基本計画の進捗状況を検証する、計画の見直しにつなげるようなデータを収集し、それを検討する、がん対策予算の確保、関連する検討会からの報告を受けて協議をするといった作業を行って、どの方向に進もうとしているのかというところを見定めることが極めて私は大切だということに思っております。また、政令で定められた専門委員会も動かさなければいけないというふうにも思っておりますので、このがん対策推進協議会を年に少なくとも三回あるいは四回は開いていただきたいと思います。大臣の御所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 現在策定中の基本計画案におきましては、「がん対策推進協議会」は、がん対策の進捗状況を適宜把握するよう努めるとともに、施策の推進に資するよう必要な提言を行う」と、このような記載がなされております。したがって、協議会は、今後とも、基本計画の進捗状況ということ等について御意見を出していただくということが想定されているわけでございます。

そういうことから、基本計画策定後の協議会の具体的な進め方もこの文脈で考えられなければならないわけですが、具体的には今後検討させていただきます、このように考えております。

いずれにしても、基本計画の進捗状況を踏まえながら、年に何回かは開催することを考えてまいりたい、このように考えます。

○山本孝史君 済みません、一回でも何回かになつてしまします。これから都道府県が計画を立ててきますので、そのチェックですとかあるいは予算の関係ですとか、そういうことを考えますと、やっぱり年に三回ぐらいは開かないとタイミングよく対応できないというふうに私は思うんですね。

だから、そういう意味では別に回数をここで答えてくれと言っているわけではありませんし、協議会を開くのは座長の権限ということになるというふうにも思いますけれども、協議会そのものをやはり活性化させて、そこで出てくる意見に基づいて、これはがん対策だけでなく日本の医療全体をやはり引き上げていくということにもなるというふうにも思っておりますので、申し上げましたように、たばこ対策ですとか、あるいは診療報酬ですとかお医者さんの問題とかは全部、これから、別の言い方をすれば、協議会の専門委員会があるいは協議会自体で別途、協議をするということになってしまつておりますので、やはり三回程度は、あるいは四回程度開いていかないとけないというふうにも思っています。

そういうことも含めて、まあ大臣にその権限は私、ないと思いますけれども、厚生省としてはそういう方向でやっていくんだという姿勢を是非お示しをいただきたいと思いますという意味で、重ねて御質問させていただきます。お願いします。

○国務大臣(柳澤伯夫君) ここに明確にがん対策の進捗状況を適宜把握するということが、施策の推進に資するよう必要な提言を行うということでございますので、この目的に一番ふさわしい機会はず私どもとして設けてまいりたい、このように考えます。

○山本孝史君 武見先生とかには是非チェックをしていただきたいというふうに思います。

この前、一時間半も高橋局長に座つていただいて、申し訳ありませんでした。実は、医療用の麻薬にメサドンという薬があります。日本ではまだ販売承認がされておらず、これは古くからあります麻薬で、有効性、安全性についての問題はあります。WHOもがん性の疼痛緩和のための医療用麻薬として使用を推奨しております。イギリスでは、たしか九割ぐらいまでのがん治療にかかわる先生方が処方しておられますし、M・D・アンダーソンではもう十二倍ぐらいにそ

の処方せんの発行量が増えたというふうにも聞いております。

残念ながら日本国内で使えない一つの理由が、価格が安いということなんです。モルヒネですとかあるいはオキシコドンなどのほかの医療用の麻薬に比べますと価格が十分の一ということですので、これを製造して販売しようという会社は出てこないわけです。そういう意味で、日本国内でも使用可能な状態にすれば、患者は経済的な負担が減りますし、国は医療財政上も大変に助かるわけですね。

そういうことから、是非政府が音頭を取つて、このメサドンが、あるいはメサゾンと言うの何としかしていただけないだろうかというお願いをさせていただきます。どうぞよろしくをお願いします。

○政府参考人(高橋直人君) お答え申し上げます。

がん等の患者の方々の疼痛緩和と医療を推進する観点から、有効な医療用麻薬の選択肢が増えるというところは、これはもちろん望ましいことでございまして、その医療用の麻薬の価格が、これは安価であるということであれば、基本的には本当にこれは望ましいことであるわけでございます。

お話しした医療用の麻薬、メサドンにつきましては、現在のところ企業からの承認申請というものはこれまでにないわけでございますけれども、もちろん私も国として、疼痛緩和と医療の推進という観点から、私どもとしてもその調査あるいは検討というものを進めてまいりたい、かように考えております。

○山本孝史君 モルヒネが入るときも、それから今のオキシコドンを入れるときも、価格は、実は御承知のように日本の場合には公定価格ですから、決めているわけですね。政府が一定の値段を、ある意味では企業側に配慮してあげて売りやすくしてあげるといふようなことでない、多分作らないわけですね。後発医薬品のことを考えても、ある

いは高い薬ばかりじゃなくて、こうしてWHOも認めている、世界的にも広く使われていても、日本ではいや使えないというのは、やっぱり何とかならないのかなというふうに思うわけですね。

そういう意味で、一定の政策的な配慮をする中で、こういったものを是非導入してほしい。この薬が効かなくなるときにメサドンがあればというふうに思いますし、ローテーションができますと、やっぱり患者にとっては非常に楽になります。使いやすさということも非常にありますので、是非御検討いただいて、取り組みをしていただくという御答弁だったというふうに私は受け止めておりますけれども、こういう価格政策を含めての取組を是非お考えをいただきたい。メサドンについてはもう本当に世界各国で使われていて、日本だけ。オキシコドンプラチンのときは北朝鮮と日本だけが承認されていないというところまで来て、ようやく日本でも承認という話になりましたので、そういうことも含めまして、是非、日本で承認ができる方向に取り組みをしていただきたいということ、食いが下がるようであれば申し訳ありませんけれども、もう一度、高橋局長の御答弁をお願いしたいと思います。

○政府参考人(高橋直人君) 先ほど申し上げたわけで、疼痛緩和と医療の推進ということとはがん対策の中でも一つの、一環を成すものであります。これを前進させるために、私どもとしてもお話しした点、検討なり調査なり、そういったものをきちんと進めてまいりたい、かように考えます。

○山本孝史君 是非また、いい検討結果を聞かせていただきたいと思います。

それでは、年金の問題に入りたいと思います。私は、公的年金制度を考えるときに、これは民間の金融商品というか、金融、いわゆる銀行とか——あつ、失礼、ごめんなさい、外口さんも、高橋さんもお忙しいでしょうから、どうぞ。年金の話ですので、御退席いただいて結構です。

○委員長(鶴保庸介君) どうぞ、高橋局長、退席くださつて、外口健康局長も。

○山本孝史君 公的年金制度を考えますと、民間の銀行だとかあるいは損保、生保と同じだと私は思うんですね。銀行でいえば、定額に預金をして、それで一定年齢に達すればそこでお金を引き出すことができるというふうな戻ってくる。結局、公的年金も同じ話で、保険料を積んでいって、そして二十五年たつともらえるようになるよ、年齢に達するとそこから毎月一定額が戻ってくるよという話ですね。

そんなことを考えていますと、こしばらく、村瀬さんはよく御存じのとおり、生保、損保で支払をしなかつたというケースが一杯出ているわけで、そういう会社の社長さんたちはみんな辞任しているわけですね。あれと比べると、今度の公的年金の問題についての厚労省なり社保庁の姿勢というのは全く甘いと私は思うわけです。

だから、お客様からお金を預かっていますという、口ではおっしゃっているけれども、それは違いますよ、もっと重たいです、この話は。だって、この公的年金の保険料は強制徴収でしょう。

そういう意味でいくと、民間金融機関よりもやっぱり保険料の保護だとか管理ということについてはもっとしっかりしていなければいけないし、国民とのそれだけ強い信頼関係が要りますし、我々はこの銀行が駄目だったらこの銀行を選べるけれども、我々は公的年金制度は選べないわけですよ、一つしかないから。そういう意味において私は責任は非常に重たいと思うわけです。

今度も、保険料の流用はしないとおっしゃってきましたけれども、年金教育・広報、年金相談、情報提供ですか、そういったものは使えるということになっていて、これは保険料が流用されるということと、結局歯止めが掛からない、どんどん広がっていく。事業費という中でそこにほとんど出てくれば、何をやっていてもそこでみんな通ってしまうと。これはやっぱり私は、保険料が事業の運営に使われるのは私は是認する姿勢でなければ、しかしながら、このように、何というか、大枠でくくって出せるという仕組みにしてしまうと

やっぱり歯止めが利かなくなると私は思います。だから、この案には反対。

ここまで保険料納付についての疑惑が深まってしまうと、私はやっぱり回復しようがないと思っています。制度が複雑過ぎる、分からないです。

後で聞きますけど、今度やられるこのねんきん定期便という、皆さんのところにお配りしていますよね。このねんきん定期便をもらって、ここに書いてある内容が読めるという人、分かるという人は私はいないと思うんです、実は。大臣ですらここに何が書いてあるか分からないですよ。普通の人が標準報酬月額とか保険料率とかって言うわけて、すぐ分かるのは多分ここにいる委員だとか年金問題を勉強してきた人だけであって、一般の人に私はこれを理解しろというのはほとんど無理だと思います。唯一理解できるのは最後のページのこれまでの年金加入履歴。これまであなたはここに入ってきて、それは何か月でしたという、これは分かるけれども、それに基づいて幾らもらえますよという計算の内容は私は多分無理だと思

う。だから、これはもうちょっとこれを受け取る人の意見を聞いて、莫大なお金掛けてやられるんだから、これが本当に、加入者という年金の被保険者にとつて利益になるものなのか、分かりやすいものなのかというのは、それこそ事前に調査をされた方が私はいいと思います。

そういう意味で、制度の簡素化というのは非常に重要で、事務費を軽減するというところから、かねてから私はやっぱり基礎年金は税方式にすべきだと。そうすると、これ徴収事務がなくなりま

すし、そこにおける三号の被保険者の問題もなくなりま

すし、そこにおける三号の被保険者の問題もなくなりま

すし、そこにおける三号の被保険者の問題もなくなりま

すし、そこにおける三号の被保険者の問題もなくなりま

というふうにして、今申し上げた、これは私の考えなり民主党の考え方でしたけれども、大臣としてどのようにお考えになられているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今委員がおっしゃられたことは、結局、基礎年金の全額税方式ということが前提であるわけでございます。これについては、私どもとしては、今は委員は高額所得者に対して減額というふうなことを言われたわけですが、私も、恐らく実際には低所得者に対しての最低保障額のような形をお考えになられるのではないかと、こういうふうに思います。

そうしますと、生活保護との関係をどのように整理するのかということがございますし、また、これまで保険料を納付してきた方が、保険料のほかにまた消費税なんなりということと二重の負担を自分の給付に対して負わされるということはどう考えるか、それからまた、財源の問題もまたどう考えるか等々、これはまあいろいろと議論があつた、今国会におきましてもあつたわけでございます。

そうした上で、国税庁と合併をして歳入庁の構想はどうかということになるわけですが、これは、やはり歳入庁ということとは、国税は国税なりに、課税最低限というところで、非常に所得税においては徴収のことも考えつつ、また課税の負担の公平ということも考えつつ水準を決めているということもありまして、今のような全部、国民年金についてはすべての人が課税、賦課をされるということが大前提で、その後、免除とかというようなことがある中で、働いている社保庁の人たちを今委員が言われるようなそういう所得の捕捉というものに鍛え直すということは、私はやや難しい、困難な転換ではないかなと、このように考えております。

○山本孝史君 時間がありませんのでこれ以上この問題についてやれませんけれども、やっぱり今度の一連の話を聞いていると、制度が余りにも複雑になっていく、それに対して非常に事務費が掛

かつてくるということについて国民の側も分らないし、コンピューター上も非常にそれが複雑になっていくことがまた将来いろんな問題を起こすんじゃないかなというふうには思うので、いろんな問題があることは承知しておりますけれども、是非検討していただきたいというふうに思っています。

極めて素朴な質問なんですけど、さっき金融機関と同じようなものじゃないかと、こう申し上げただけでも、金融機関ですと必ず預金通帳をくれるわけですね、預かり帳を。年金保険料は預かり帳をくれないわけですか、これは。なぜそれを出さなかったのか、あるいは年一回、納めた保険料が、あなたは今年一年間これだけの保険料を納めましたよということをなぜこれまで通知しなかったのかということについて、その理由を聞かせてください。

○政府参考人(青柳親房君) 御存じのように、公的年金制度は、貯金と異なりまして、拠出していた保険料額と支払われる年金給付というのが直接に結び付かない仕組みに制度的になっているというところが事情としてあったかと存じます。したがって、いままではそういう意味では保険料の納付額や納付期間を定期的には何かお知らせをするということに、私どもの思いが余り思い至らなかったということが背景としてはあるかと存じます。

ただ、今、山本先生から御指摘ございましたが、毎年幾ら負担をいただいているかというような情報提供することは大変重要な問題であるというのには正しい認識であろうと思えますので、遅ればせではございますけれども、例えば国民年金の一号被保険者に対しては、一年間の保険料の納付状況というものを、例の社会保険料控除の証明をお出しするときに併せて御通知をするというようなサービスをやると始めさせていただくようになります。

また、先ほどお触れいただきましたねんきん定期便の中でも、十分にそれが伝わるような形に

なっていないんじゃないかという御説明もございましたけれども、私どもとしては、まずは毎年ねんきん定期便をお送りする中で、これまでのくらしい保険料を払っていただいていたんだと、そしてそれが年金額にどういうふうに関係しているのかということをお伝えするというサービスをやつと始めさせていただいたという状況にございます。

○山本孝史君 それは私が提案したのよ、村瀬長官に。覚えています。私、厚生年金から国民年金に替わりまして、国民年金が振替通知を毎月送ってくるわけ。これもつたないじゃないですか、年一回でいいですよ。それを税金の申告するときに付ければ、それで脱税というか、社会保険料控除を払ってもいいのに申告するという人もなくなるし、お金も安くなるんじゃないですかと僕、三年前に提案したのよ。それで実現した話よ。あなたがやってきた話じゃないの、私が提案したの。

これからはそうよ、ねんきん定期便出ていくから分かるよ。だけど、申し上げたように、それは最後のページしか分かりませんよと言っているわけ。

納めたものと給付するものが一体化しないというところは、それは二階部分はそうよ。だけど、いや一階部分の、だつて月数しか来ないんだもの、今度だつて通知は。だから、あなたは何か月分、去年は十二か月分払ったかどうかということの通知というものを、あるいはそれが社会保険料の窓口に行ったらすつと出てくる、通帳みたいなもので。今の銀行の預金通帳に付け込みするじゃないですか、あれと同じようなもので、あなたは何か月分、何月分入っています、何月分入っていますというのをやればよかったのに、銀行はそれやってきたじゃないですか。あなたたちはやってこなかったんだ、社会保険は、公的年金は。なぜやってこなかったのかという質問をしたら、今お答えになったけれども、保険の納めたものと給付とが一致しないから。そんなことないじゃないで

すか、月数で一致するんだもの、少なくとも国民年金は。

だから、もう一遍答えてください、なぜやってこなかったんですか。

○政府参考人(青柳親房君) 先ほどは制度の面から御説明申し上げましたが、今度は実務の面から少し上書きをいたしますと、まず厚生年金保険につきましては、これは御承知のように、事業主から届出をいただきまして、事業所で言わばトータルとして幾らという額を算定して、これを社会保険事務所にお送りいただく。もちろんその場合に、年に一遍の算定基礎届のときには、どういった名前の方のどういう方が幾らという、標準報酬であるということは一覧で御通知をいたしますし、その後に変更があった場合も事業主には御通知をいたすわけでございますが、法律上は、こういうことを受けて事業主の方が被保険者の方に通知をしていただくという建前になっておるということが実務的なものの裏打ちとしてはあるかと存じます。

また、国民年金につきましては、これも制度の変遷が途中にあるわけでございますが、当初は、国民年金手帳の検認記録欄に検認印を押すという形で、事実上これはそういう意味で消し込みをしながら、どのくらい払ったかが御本人に分かる形になっておつた。そして、それを現金納付の方式に切り替えましたときに領収書を発行させていたのだということにいたしましたもので、領収書をその手帳に貼付するなりして保存をしておいたということとで手元に記録が残るというお願いをしておつたという、そういう経緯がございます。

○山本孝史君 時間がないのであれですけどね。ずっと答弁聞いていると、あるいは今度のその通知もそうですけど、要は、五十八とか六十の裁定されるときにちゃんとチェックすればそれでいいじゃないかと、こういうのが前提になっているんですよ、みんなの頭の中に。だけど、そうじゃなくて、早めに言ってもらおうと記録が抜けている

ことだつて分かるし、あるいは早めに言ってもらうと、二十五年満了することができるようじゃないかと思う人もいますし、二十年の加給年金をもらえる、何というんですかね、厚生年金のね。僕も十八年なので、あと先生二年働くともうちょっと年金が増えるよと事務所の窓口で教えてもらいましたけれども。そういうふうには思わなくてすよ、みんな。

だから、五十八で最後で、何というの、最後のところの波打ち際というか、でとどめという話じゃなくて、もつとやつぱり早くにやるべきなんですよ、通知は。ようやくそれに気が付いたわけという反省。僕はそれは、そのことの問題を言っているんじゃないかと、これから新しく制度をつくらうというときに同じことが起きるわけですよ。あのとき私、申し上げたのは、皆さん、だから共済年金加入なんです。そうすると、厚生年金に加入している人とか国民年金に加入している人の払い方だとかはどうなっているのかということは理解できないわけ。

今度の問題で一番私は何で通知を早くしなかったのかということと非常に頭にきているのは、国民年金、基礎年金だけで生活している高齢者ですよ。非常に少ない金額で、もうつめに火をともしような生活しているわけでしょう。それで、電気料は払わないでいようと電気は消す、御飯は食べない、病院に行ったらお金は払えないから行かない、そんな人たちがいるわけじゃないですか。しかも、基礎年金がどんどん減っていくわけでしょう、マクロ経済スライド掛かれば。二十五年なかつてもう来ない人もあるかもしれない。そのうちに亡くなった人たちも一杯いるわけ、苦しい生活して。その人たちに対する責任どう取るんですかと言っているわけよ。だから、単に五千万件が残っているという話じゃなくて、やつぱり加入者に早く伝える。責められておられるので多少それを弁護してあ

ければ、これ、加入者が協力してくれなきゃ分らないんですよ、今までの記録の、正確にするためには。だから、街頭でチラシまかれるのは私、分かるのよ。だけど、そこはどうやってたら信頼も一度持ってもらって、その窓口に来てもらうというのも大変だと思うからやっぱり出掛けていって、高齢者の人たちは。あなたの今の記録は間違いないですか、この納入履歴を見せて。そうすると、ちょっと待って、私ここで働いてたかもしれないよねと言うじゃないですか。昨日も、何で年間に二万何千件も再裁定が起きるの聞いたわけ。で、ようやく分かりましたよ。

だから、窓口に行く、そこで加入記録を見せてもらう、それで再裁定のための書類を書く。とにかく年金を早く欲しいから、おかしいと思うんですよ。家へ帰るんですよ。で、家族みんなで話し合うんですよ。お父さん、ここで働いてたんじゃないの、何とか会社で言っていたんじゃないの。あるいは奥さんだったら、ここで私、どっかにパートに出ていたかなって、こうみんな思い出すんですよ。思い出して、もう一遍事務所に行くんですよ。それで、もう一遍記録を探してもらって、出てくるわけ、で再裁定になるわけよ。だから、何万件というのが再裁定になるというのが私よく分かったわけ。ああ、なるほどなって。だから、みんなそれほど年金に頼っているわけですよ。そこ時間を掛けないでいいようにするために、やっぱり早くに通知してあげて、やるという話でしょう。ようやく五十八になったけど。

だから、そこがやっぱりずれているんですね、制度設計するときに、と私は思うわけ。なぜ早くに通知してこなかったのかなと思うので昨日も聞いた、問取りの人が首かしげたんで、もう一遍、青柳さんらに聞くんだけど、こういう加入記録が正しく記録されてないんじゃないかということに思いが至っていた年金局なりあるいは社保庁の偉い人なり、あるいは社保庁の職員というの

は一人もいなかったんですか。

○政府参考人(青柳親房君) 若干個人的なことにわたるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。私、私も確かに本人として共済組合の組合員ではございますけれども、私の妻は任意加入の時代から国民年金に加入しておりましたし、私の子供たちもまだ学生でございますので、私が手続をして国民年金に一号被保険者、加入させております。

したがって、若干なりともその経験で申し上げますと、例えば私も役人でございますから転任がしょっちゅうございます。転居をいたしました住所を変わりますときに、昔であれば役場に必ず住民票の変更を届けに参るわけでございますが……

○山本孝史君 気が付いた人がいるのかいないのか。

○政府参考人(青柳親房君) そういうときに必ず国民年金の確認というのを役場の窓口というのをしてきました。したがって、私の、そういう意味では、個人的なあれとしては必ず役場はそういう確認をしてくれて、ある役場などはわざわざ特別なサービスとして、高井戸の業務センターに確認をしてその記録を後ではがきで送ってくれというふうなサービスもしてくれただころがございました。

したがって、私自身、大変甚だ不勉強と言われたいところを受けるかもしれませんが、そういう個人的な体験の中で、きちんと役場は住民票と一体になった国民年金の加入手続をしているというところを実感しておったものですから、これはこういう形できちんと裏打ちをしていただいているんだなというのが正直、私自身の偽らざる心境でございます。

これを、ただ組織としてどういうふうなそれをとらえていたのかということにつきましては、私も社会保険庁に参りましたのはこれが初めてでございますので、昔の意識を職場の職員に全部確認するというふうには至っておりませんけれども、

我々、制度、仕組みをつくった者としては、当時、市町村とそれから社会保険事務所が一体になって保険料の納付という実績をきちんと確認をするという手続を複数回にわたって行っていたというところも承っておりますので、それなりに当時としては最大限の努力を払って保険料の納付記録を大事に管理してきたというふうな受け止めておるところでございます。

○山本孝史君 答弁、ちゃんとした答弁してよ。社保庁の偉い人だと年金局長だとか、あるいは社保庁で働いてきた現場にいる人たちが年金記録は正しく記録されているんだと、ひよっとしたら間違っているんじゃないかなと、そういうふうな思った人は一人もいないんですか。一人もいないのか、いたのか、どっちかと聞いているだけですよ。

○政府参考人(青柳親房君) 年金記録が間違っているということ公言した人間は、残念ながら私は承知をしております。

○山本孝史君 人間がやっていることだからミスがあるって考えるのが普通じゃないですか、だって。

私は今度の話聞いていて、もうひっくり返ったのは福島さんの質問ですよ。コンピュータ入力、片仮名だったから、漢字を適当にヒロコもウコも何でもいから適当に読んだ。ええと私は思った。それで聞いたら、台帳には振り仮名を振っていないんだって。漢字に振り仮名を振っていない台帳であるのになって私は思ったんだけど、事実そうだとおっしゃるから、何という仕事の仕方だろうと思った。私、前の職場で同じ仕事をやってたのよ。だから、よく分かるの、この話。ミス起こるの。だから、もう時間ないから、もう一遍、最後に質問だけ一つだけします。

コンピュータ上で年間に収入される保険料金額というのがありますよね。コンピュータ上に登録される一年間分の保険料額、それと現金で入ってくる保険料額、これが一致していないか確認

をしてきたんですか。

○政府参考人(青柳親房君) 現在の保険料の収納方式を例に取って申しますと、御存じのように保険料の納付書というのが三つの部分で成り立っていて、一つは御本人の領収書、一つは金融機関の控え、それから一つが領収済通知書という形で、これが社会保険庁の方に入ってくる形になります。

この領収済通知書というものをOCR、機械で読み込んだこの情報と、それから日銀の代理店である金融機関からお金が収納されて、これが日銀を通じて通知されるものと、この金額を一言わば対照しておりますので、その意味では、納付記録とそれからその一々の実際の保険料の収納額はきちんと対応して収納しているという現状にあると御理解いただきたいと思います。

○山本孝史君 そうなんだたらね、保険料を窓口で払いましたと、市町村の窓口で払いました。悪いけど、そこで着服した人がいて、しかし記録だけは残っているとか、逆のケースで、払ったのに記録が残っていない。だから、そこが起きるはずがないじゃないですか、今の話だったら。しかし、そこが起きてくるということは、必ずどこかで間違いが起きているわけでしょう。それで、これだけの件数だから、一件一件の突合って私は大変だということはよく理解しますよ。しかしながら、本当に合っているのかな、合っていないのかって僕は思うわけ。

もう、ごめんなさい、次の質問者の時間があるから。そこをちゃんともう一遍後で説明してください。

それから、お願いなんですけど、これで新しい日本年金機構ですか、新しい制度になったものとの今の制度とを比べてときに、今おっしゃっていた書類上の問題ですけれども、保険料の現金がどういうふうな動いていて、今度逆にその記録ですね、記録がどういうふうな記録されていくのかという、この二つの流れ、これが一致していれば何も問題なかったわけだけど、違うというところに

問題が起きていたわけだから、この二つが新しい機構制度になったらどう変わるのか。今はそれがこうだったからこういう問題が起きたんだということの対照表みたいなものを是非この委員会に出していただきたいというふうに思いますので、お願いをします。

それで、さっきも申し上げたように、社保庁を業務ごとにばらばらにしてしまったら、私は現場と上の人たちの意思疎通が離れてしまつて業務改善の意見が上がつてこなくなるというふうに思います。そこはやっぱり制度上ちゃんとしておくべきじゃない問題だというふうに思っていますので、それは年金局本体も含めてどうすればいいかということとをきちんと設計していくということの検討をこの場でも重ねてやっていかなければいけないと思つておりますというのを申し上げて、時間になりました、ちよつと過ぎましたけど、終わります。ありがとうございました。

○柳澤光美君 民主党・新緑風会の柳澤光美でございます。

今国会は労働国会だということで、去年からずっと労働法制について勉強してきました、パート労働法が終わり、雇用対策法でも柳澤大臣と結構突っ込んだやり取りをさせていただいて、大臣も規制改革会議に対する定義もひっくり返して踏み込んだ答弁をいただいて、私はそちらの方を大変期待していたんですが、こんなにこの社保庁改革どころか年金の根幹にかかわる問題になる、また、大臣が大変頭ばかり下げられているのを見ると本当にお気の毒だというふうに、私は労働国会問題やりたかったなというふうに思っているのが本音でございます。

ただ、思い出しますと私、三年前、あらゆる産業職種に働く民間の皆さんに支援していただいたときの戦いというのは、本当にこの年金の問題だったわけですね。全国回つて多くの皆さんに言われた一番大きかったのは、一つは年金の無駄遣いだったんですよ。

私、初めての本会議質問が、忘れもしません、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案という、これは、この前、私は決算委員会でも、これは本当に忘れ切れない年であって言わせていただいたんですが、私たちの厚生年金それから健康保険を使って、一兆四千億も掛けてグリーンピアだとかいろんな施設を造つたんですね。それが議論になったから、そのときに政府は何をしたかというたら、機構法案を作つて五年間で処分するということであつたわけですね、正直言わせていただくと、その一兆四千億が、そのとき機構に預けられたお金は時価評価総額で二兆六千六百億円なんです。あれ、きれいに、きれいに売つても二千六百億円なんですよ。

ということがあるんですが、私は、大体何とか機構と付いたのは信用したくないんですね、緑資源機構とか。いわゆる独立行政法人関係あるいは特殊法人にしても、今回、決算委員会が一番議論になったのはそれなんです。そういう別枠にしてしまつて、しかも交付金、今回の年金機構も人件費は全部税金から下りる。それから、臨時で雇つた人たちが、あるいは施設とか広報とかとかというのは全部保険料を使う。いろいろ歯止めしますと言つていますが、それ以外の独立行政法人も形上は全部そうなつていないんですよ。でも、ほつておくと全部そういう無駄遣い。しかも、その下に公益法人ができて、そしてファミリー企業が出てきて、決算委員会でも大久保委員が質問してくれましたが、特別会計で離れすぎ焼き食つていって、母屋はおかゆをすすつていっている。と、独立行政法人たちを見れば地下室でどんなことをしているんだという議論があつたんですね。私は、だから日本年金機構の質問しよう、中島先輩も機構の質問しないんじゃないかという話があつた。もう私は、今回、社保庁を解体して日本年金機構にして問題が解決するんだつたらこの法案真剣に議論したいと思つて。むしろ、このことによつてふたをされてもつと分からなくなつて

しまつたというふうに私は率直に感じているんですね。

それで、当時もう一つ議論になったのが、この日本の年金制度は大丈夫かと。私たちも、特にサラリーマンとか勤労者は給与から天引きで、源泉徴収で天引きで税金も医療も介護も全部納めていっているんですね。ところが、納付率があんまりおつてくるんですね、不公平じゃないかという問題もあつたわけですね。

だけど、そのときに政府が、いや、百年安心だ、あのとき思いましたけれども、でも実際ここへ来てみると、もう本当に、私も聞いていて、こんなにすごかつたのか、余り専門分野じゃありませんでした。恐らく大臣もびっくりされてい

ると思うんですね。本当は机たいて怒りたいのは大臣なんだろうなというふうに、今日の事務方の対応を見ていても本当私は思うんですね。

ただ、現実には、今社会保険事務所には年金納付の記録を確認に人があふれている、二時間、三時間待ちが当たり前で、で、電話を開設しましたと、夜間もしますと、そうしたら全部回線パンクになつていって、しかもオンラインシステムがトラブル起こしてつながらなくなつてい

る。私は、これは正に年金の年金取付け騒ぎになつていっているというふうに思うんですね。早く言えば、年金の根幹が壊れようとしている。もう年金不信ではなくて、国民にとつては年金制度だけではない、もう国への不信まで広がつてい

う。ふうに私は思うんですが、大臣はどう思われますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 年金の記録の問題がこのように大きな問題になりました、私も、本来そのものこの年金の記録についての管理の甘さ、これは山本委員が今、これはなかなか大変な仕事だということ、ある意味で非常に御理解ある立場での御議論もあつたわけですが、私も、しかし、やっぱりこれだけ問題になるということ、やはり私は、社会保険庁としても本当に反

省をしなければならぬ、そういう実態だつたと思うんですね。

社会保険庁改革の契機になつた問題というのは、いま一つ不祥事という問題があつたわけでございますけれども、しかし、いずれにせよ、この社会保険庁をこのままにしておいていいということではない、そういうような観点で私どもは日本年金機構という法案を出させていたでいて、この時点で大きく取り上げられるようになりまして、本当にある意味でこれは本来の御議論をいた

だきたいという面もありながら、これも本当に当然のことだというように受け止めているわけなんです。

私どもとしては、かねて申し上げておりますとおり、まず国民のこの不安というものをいかに解消しなければならぬということで、相談業務で当座のいろいろな国民の方々の不安にこたえていくということをしつかりやると同時に、一年、場合によつては時間をもう少しいたした上で、記録をしつかりしたものにしていくという取組をさせていた。そして、私も、先ほども山本委員からもこれでもございましたけれども、この新しく発足する機構というものが本当に今の社会保険庁のいろいろな欠陥というものを是正した、有効で、そして国民の御理解をいただけるような、サービスもい、それから効率的でもあるという

ようなそういう組織にしていきたい。

そういうことで、今のこの本当に申し訳ない国民の皆さんから差し向けられている不信というものを対してしつかりしたおこたえをして信頼の回復を図つてまいりたいと思つております。

○柳澤光美君 私は、正直言ひまして、謝つて済む問題じゃないだろうな。民間企業でいえば、こまめの不祥事が起れば全部責任を取つていくんです、基本的に。さっきの、全部、櫻井さんの質問もそうです。元々みんな社会保険庁あるいは厚生労働省、年金局も分かつていたじゃないですか、データが突き合わされていないという

ことは。去年の六月に民主党が長妻さんを中心に、おかしいと、それも一年間はあったじゃないですか。これ隠べいしたということなんです。これが民間企業がやったら、しかもここまでテレビで大騒ぎになったら、トップが責任取りますよ。その前に、担当役員、ここであれば大臣になるかもしない、担当役員は。それはまあ常務になるのか専務になるのか別として、村瀬長官も青柳部長も総務部長も全部まず役職外れますよ。私は一番腹立っているのは、昨日の決算委員会、安倍総理が出られました。トップの責任、これはトップの責任なんです。過去、辻委員がここで指摘した消えた年金問題でも、安倍総理は何を言ったか。言い訳が一つが、昔さんが厚生労働大臣のときにこれはできたんだと。私は、信じられない答弁だと思つたんです。昨日でもですよ、労働組合のことを言うのはいいんですが、親方日の丸の感覚があったと。私から言わせてもらえば、日の丸の親方は総理なんです。そうじゃないですか。国がやっている年金の不祥事です。

これを大臣に聞いても、本当は総理に聞きたいと思つていますが、大臣、どう思われます。これでいいんですか、民間とは違うと。私は素朴にそう思うんです。どう感じられます。

○国務大臣(柳澤伯夫) 私自身もこのような国民の皆様から大きな不信を買うような、そういうシステムを持っているということにつきまして、その組織の長として十分に責任があるというふうに感じております。

そういうことですが、ここは私も、だからこの改革が必要なんですということを申し上げて法案を提出させていただいておるということでございますし、だからこういう取組をするんですというところで新しい対応策のメニューを出して、もうすべての不安というものにこたえていくということとを提案させていただき、また、これについては私も本当に実行に移すということを申し上げているわけでございます。

ですから、何にも改革案というものを出不さない

で今いるということではなくて、こういうことがあるから改革しようということでは提案をさせていただいているということでございますし、また責任の所在というものは、これは長きにわたるいきさつを持っている事案でもございますので、それらを十分検証していただかなきゃならないということの中で、今回、検証委員会というものを発足させていただいておるということでございまして、これらのよって来るところを逐一しっかりと検証していただいて、いきさつと原因、それから責任の所在、こういったものを明らかにしていくということでございますので、その点については是非そういったものとしてお受け止めをいただきたいと思ひます。

○柳澤光美君 私は、民間の立場でということと素朴な質問をしているので大変失礼な発言になっているかもしれませんが、民間でしたらまず役員会が開かれて、取締役会で社長交代を決めると思います、それが閣議になるんでしょうが。そうでなければ、私はあえて言わせてもらいますが、是非政権交代して、こちらに一回政権を渡していただいて、きちんとしがらみのないところで切らせてもらった方が、特に国民全員が関係している年金問題ですから、というふうにも思っています、答弁は要りませんが。ということ、そのことを私は、本当にそのくらい大きな問題になっているというふうにとらえさせていただいております。

ちよつと基本的なことを聞かせていただきたいと思います。私は、この国民皆年金というものは絶対守らなきゃいけない大変大事な制度だというふうに、特に日本の皆年金はすばらしい制度だというふうに思っています。しかし、実態は、国民年金の未納者と未加入者を合わせると平成十七年度末現在で四百万人超えているんですね。これではもう皆年金とは言えないと。この空洞化というのはかなり進んでいて、大臣に基本的なことをお伺いしたいと思うんですが、国民皆年金というのをどういうとらえ方をされるかんですが、一つはすべての人が何らかの公的年金制度に加入する

という入口の立場で言っているのか、それともすべての人に一定の水準の年金給付が確保されるという出口の立場で言っているのか、どちらの立場になりますか。

○国務大臣(柳澤伯夫) これはもう結論的に申せば、これは両方を言っているということでございます。皆さん加入をしていただく。

そして、それについては、国民年金で申せば、やはり所得の低い方、これについては段階的な保険料率が決まっておりますし、場合によっては免除という方もありますけれども、免除で保険料を納めない方についても一定程度の年金を出す。ただ、免除ということでない年金は出ませんよと。したがって、所得が低いからといって免除の手続をお取りにならないということになっちゃうと、これは一銭も年金がいただけないということになるわけですから、我々としては、所得の低い方であつてもちゃんとした手続を取って、免除の立場をちゃんと取ってくださいということをお願いしているというようなことで、国民皆年金ということを実現しようと、このように考えているわけでございます。

○柳澤光美君 ちよつと順番に質問を進めたいと思いますが、私は、安易に免除をする、しかも免除にしても期限が十年間であるわけですし、免除をしてそのまま納めなければならなくなるわけですから、できるだけきちんと入ってもらう、それから追納ができるということも全部フォローをしていってあげなければ空洞化がしてしまうんですね、結果として。

その中で、特に三年前に私たち議論、僕の方に一杯入ってきた声は、今でもそうなんですが、納付率の問題なんです。何でこんなに納めなくなっているのかと。

実は、本会議の年金機構の質問のときに、当時、尾辻大臣に私、こういう聞き方をしているんですね。いわゆる平成十九年度の国民年金保険料納付率八〇％を達成する自信があるのかと、ここまで不信感があつておこつてきているのに。

で、そのときに尾辻大臣はこう答えてくれているんです。八〇％達成に向けて、年次目標を織り込んだ行動計画を作成し、徹底した進捗管理及び達成状況の検証を行っている、また、平成十六年の法改正で取得が可能となった市町村の所得情報を最大限に活用し、効果的な免除勧奨や効率的な強制徴収の実施など、納付率の低下要因に応じたきめ細かな取組対策に取り組むと、絶対やってみせますと。現実は、十七年度末の納付率は六七・一％です。しかも、私は、市町村からの所得情報を最大限に活用しと。ところが、これは結果どうですか、大臣、昨年の不正免除ですよ。納付率を上げるために勝手に免除をしていったわけでしょう。で、見掛け上の納付率を上げた。これは本当に国民皆年金の根幹を壊す取組なんです。そう思いませんか。

○国務大臣(柳澤伯夫) まあ当時の状況は、これまでは地方自治体とある意味で共同な事務系列の下で、所得情報などもかなり密接にこれを取組することができた。それが国家の組織になりました。そして、またこの連携を再構築して、所得情報を地方自治体からいただくことになったと。

こういう状況を前にして、今委員が言われたような所得情報だけで、本人の申出と関係なく機械的にこれを免除の措置をとったということでございます。これは本来あるべき手続からいって明らかにこれはルールに違反をいたしておるわけでございます。全く不適正な処置であつたと。

そういうことで、これについては、必要な措置によりましてこれを本来の納付の必要な状況に戻すと同時に、こういう誤った処理をした者についてはこれを処分すると、こういうようなことでこの解決を図つたわけでございますが、いずれにしてもこのような不適切なことは遺憾千万だと、このように申し上げます。

○柳澤光美君 全部言い訳ばかりされているんですが、私が言いたいのは、結局、自ら国民皆年金の根幹を崩してきていると。免除をしてあげると

いうことは、そのまま行けばもろえなくなりますよ。

実は、この免除者、特例者、猶予者というのが急増しているんですね。五百三十八万人になっています。法定免除者が四万人増えて百十三万人、申請全額免除者が三十九万人増えて二百十六万人、申請半額免除者も十二万人増えているんです。私は、学生納付特例者というのは、これは三万人増えて百七十六万人になっているんですが、これはやむを得ないと思っているんです。学生の間はやっぱり免除してあげなければいけないところ。ところが、平成十七年四月に新たに導入したんです、若年者納付猶予者、三十四万人です、あつという間に。この人たちは、実際には国民年金納付していないんですね。猶予期間をもらっている、免除をされているだけになりますよ。

そういう意味でいくと、こういうものが増えて、結果としても八〇%の納付率が達成されたとしても、この免除の拡大によってですよ、年金財政の好転ということには全然つながらないですよ。イエスカノーカ。この取組というのは年金財政上にプラスに働くわけでも何でもないですよ。免除を認めてあげた後、追納ができるようなフォローをどう取っていくかということですよ。参考人でも何でもいいですよ。

○政府参考人(渡邊芳樹君) 免除者の増加、猶予者の増加ということの年金財政への影響の問題でございまして、御承知のように、当該年度を単年度、単年度で見えていきますと保険料収入の減少というものはなるわけでございますが、将来の給付というものが、御承知のとおり、それに応じた減少という面がありますので、長期的な年金の給付と負担の均衡を図るという観点からは影響は限定的であると考えております。

また、国民皆年金のかねめであります基礎年金は、御承知のとおり、加入者七千万人の中で運営されている財政構造でございまして、免除者あるいは猶予者というものが数百万人ということでございます。そういう全体の制度の運営構造とい

うものの中で、また長期的な財政構造の中で見てまいりますと限定的な影響であると考えております。

○柳澤光美君 もう今の答弁が端的なんです。払わなければ年金もらえないからいいだろうということですよ。

この前、辻議員が、じゃ今、無年金者はどれだっているんだと、そういう形で年金がもらえない人はと。三年掛かっても、きちんと調べてよく分かりますよという答弁だったんですよ。

ちょっと、新聞のあれに、これは読売に〇五年に出たやつで、既にいわゆる無年金状態になっている、年金がもらえていない高齢者、いわゆる年金を納めてなかったから、おまえ、仕方ないよ、納めてなかったんだからと言われていた高齢者が、これを見ると四十一万人。それから、若年者であつても、もう三十五過ぎてしまつて、あと納めても二十五年間を超えないから、今から納めても年金もらえませんかという人が合わせて約八十万いるって記事があるんですが、この数字は本当ですか。

○政府参考人(青柳親房君) 無年金者につきましては、実は直接に無年金者を調査するものといったしましては、私も三年に一回行っております。公的年金加入状況等調査というのがございまして、これは一番直近のものが十九年の二月に公表したものでございまして、十六年の十一月三十日の調査のものでございまして。

これは六十五歳以上の方ということですので、言わば年金の受給を開始した方々の中で公的年金の受給権なしの方を一定のアンケート調査に基づきまして全国に拡大をして推計をしているというものでございましてけれども、これによりまして六十三万人の方が無年金という一応データを承知をしております。ただし、そのうち十八万人の方は配偶者が年金を受給することができるといふことでみれば、世帯単位で見ただけの場合に受給権がないのは四十四万人というのが一つの数字でございまして。

それから、ただいま委員がおっしゃいました八十万という数字につきましては、これは直接に例えばこれを私どものデータから推計することができませんので、これまで様々な形で私どもの持っている納付記録の中から、この場合には年金受給に結び付きそうもないかなという方をピックアップをして、それを足し合わせた数字ということで計算をしたものがございまして、その数字を合わせたもので八十万という数字が恐らく示されているものと推察いたします。

○柳澤光美君 私、本当に調べてみていいたら、本当に年金、細かく知らなかったんですけれども、二十五歳満たしていなければ、途中で掛けなくても年金もらえないで、それは取られちゃうわけですよ、知らせてあげなければ。それが年金財政を良くしても何の意味もないわけですよ。そういうことですよ。

そういう連絡も何もしないで、それで今度こういうふうになつてみたら、データが消えていまして、五千万件あります。僕は、国民皆年金で国がやっている年金つて、何だったんだらうと。

だから、恐らくこの前、参考人から来られた、苦勞されている、十三回も通われた奥様が言つてましたよ。だったら、月々貯金しておきよかつたよ。だったら、少なくとも貯金分だけあつたじゃないかということと私は同じことになつてしまふだらうというふうに思ふんですね。

だから、そういう意味でいくと、本当にこの年金というのを、日本の年金というのを、もう一回どうきちんとするかということと真剣に今やらなければいけないときではないかなと。もう一つは、大臣、実はずっとパート労働法、雇用対策法でもお話ししてきましたけど、前は国民年金と言われるのは農林業の皆さんとか自営業の皆さんが対象だったわけですね。もちろん皆さんは、田畑はあるし家はあるしお店もあるから、そんなに年金は要らないだらうということと元々設計されて、働く者は厚生年金に入つていこうと。ところが、調べてみると、この十七年に国民

年金被保険者実態調査というのをされているんですが、第一号被保険者の就業状況というのを見ると、臨時・パートが二五・二%になっているんです。しかも、無職というふうになっているのが三〇%を超えていますから、半分以上はもういわゆる第一次産業とか自営業の皆さんではないんですよ。このことが、私は最近の雇用の流動化を表しているんだらうなと、というふうにすごく感じるんですね。

パート労働法でも言つたんですが、雇用法制というのを行き過ぎた規制緩和をしたために非常に流動的になった。これが、ニートが六十四万人、フリーターが二百万人、しかも登録型派遣と言われる電話一本で動いている皆さんが百九十三万人、非正規が一千六百三十三万人で三人に一人、ネットカフェ難民になつてワーキングプア。だから、年金を払うどころか、日々生きていくのがやつとことだ。こういう人たちは本当どうするんだらうということがなければ、この年金の根幹が、だから私は、厚生労働省というのは厚生省と労働省が一緒になったんですから、本来これがもつと情報共有化をして両方ではないかと、それぞれが勝手な絵をかくて、全部ばらばらになつていふというふうには私は率直に感じているんですが、御感想があつたらお聞かせいただけませんか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今委員が仰せになつたとおり、国民年金というのは主として、恐らく自営業者を主体に、この方々の年金をどうするかということにイメージして制度設計も行われているというふうに思います。確かにそうでございまして、そういうことであれば年金の水準というのと言わば基礎年金ということではよろしいのではないかと、こういうことがあつたんだらうと思ひますが、今委員が指摘されるように、国民年金の内容というものが非常に対象者の内容が変わつてきておりまして、実は雇用関係にある方々、それが非正規雇用であるという方々が国民年金の該当者になるということが非常

にウエートを高めているということは御指摘のとおりだと思います。

これをどうするかということですが、委員も正に、厚生労働省一緒になったんだから、もっとよく連携してということは私も全く同感でありまして、私どもとしては、やはりできるだけ正規雇用、それから非正規雇用を選ぶ場合でも、やはりきつちりした処遇を得られるように、そしてまた最低賃金というような最低を保障する制度を活用することによって、むしろ年金でこれを解決しろということではなくて、労働の方から、できるだけ問題の年金が受ける負担というものがもっと軽減されるように、労働の方をもう少し今言ったような方向で、正しいというか、負担がしつかりできる、そういう方向に導いていきたいということでも国会に、むしろ冒頭、委員が御指摘になったように、労働六法案というものをを出させていただいているということでございます。

○柳澤光美君 理屈では一杯言えますし、私はこうやって議員にならせていただいて、官僚の皆さんの資料とか計画というのを見せていただく、本当にすばらしい計画を立てられるなというふうにも感じているんですが、答弁もどこ突っ込んでいっても答弁だけはきちんとされる、でも、結果、それが実効性が全然上がってこない、全部後追いになっているということは本当に不満に思っています。

時間がないので、言いたいことは山ほどあるんですけど、ただ、この納付率八〇％のこの十九年度というのは、私はもう完全にリアリティーを欠いていると、逆に言えば、ほぼあきらめたという表現もありますが、これについては大臣、いかがなんでしょうか、十九年度の納付率。

ああ、いいですよ。簡潔にお願いします。

○政府参考人(青柳親房君) 十九年度八〇％という納付率目標は、既に放棄したのではないかと、報道も一部でなされたわけでございます。しかしながら、私どもは、まずはこれは事実ではないというふうにお答えをいたしたいと思っております。

確かに、現時点におきまして目標とする納付率との差が大きいということは御指摘のとおりかと存じますが、私どももいたしましては、いずれにいたしましても、現時点においては考えられ得る様々な対策に全力を尽くし、目標の達成に向けて最大限努力することが必要であるというふうに考えております。鋭意努力いたします。

○柳澤光美君 いいですか、民間になったら、そういう数値目標出してできなかったらボーナスカットですよ。むしろ目標修正しますよ、現実に合わせて。それをいつまでたってもできません、できません、年金だって引つ張ってきても、全然でないじゃないですか。だれも責任取ってないじゃないですか。じゃ、今回、この八〇％行かなかったらだれが責任取るんですか。だから駄目なんです、だから変わらないんです。

私は、皆さんはそれぞれ一生懸命やってないなんて言いませんよ。もう質問したいことは一杯あるんで、もうこれ以上なんても仕方ないから、これ、平成十六年度財政再、財政計算というのは、平成十九年度以降は納付率八〇％が維持されるところの前提で行われている。これはいかに無理がある。そうすると、平成二十一年度の財政検証において見直さざるを得ないですよ、もう一回根幹から。

これについてはいかがですか。

○政府参考人(渡邊芳樹君) 御指摘の二十一年までに行う次回の財政検証において国民年金一号被保険者の保険料納付率の水準がどのように財政検証上設定されるべきかという点については、一つ大きな論点であると考えております。その財政検証時点までの実績はもとより、その時点における目標などがどうなっているかということをよく踏まえた上で、今後改めて検討して設定するという手順になろうかと思いますが、その点につきましても、現在、年金部会という審議会におきまして特別のグループをつくってこの財政検証の作業に着手を始めたところでございますので、十分御議論いただきたいと思います。

○柳澤光美君 大臣、ここまで事務方がうそついて、うそがばれたら、もうその場で外したらどうですか、大臣の権限で。ずっとこうやってふたをして、言い訳をして、先送りをして、もうこれ以上私は言いませんけど。

一つお願いが、あと五分しかないんで、あります。今回、国民年金が大変議論になっています、記録の問題で。ただ、実態は、この前、参考人質疑でお越しいただいた社会保険労務士の皆さんも異口同音に言われているんですが、むしろ国民年金は定額で、しかも月日が分かれば突き合わせができるし、未払だとかいろんな問題もそう計算は難しくないと。ただ、厚生年金基金というのは、厚生年金というのとは標準報酬月額が入りますから大変大きな問題になるんですね。

実は、〇五年からの代行返上を基金がやりました。あのころ、厚生年金基金を持っていたところは大幅に減りまして、やりました。そのことが私もずっと気になっていて、二〇〇三年に代行返上に関して、日経金融新聞に二月の六日に出て、基金の事務局が一番苦しんでいるのは記録突合と言われる作業。国と基金と記録が違うのは日常茶飯事で胃が痛くなるという、基金の担当者が首を上げていますね。

それから、その後、アエラに出た記事で、実は一番最初に返上したのが、もうこれは名前が出てくるからいいでしょうが、トヨタ自動車さんが一番大きな基金で一番、九月の一日に代行返上されているんです。そのときの常務理事さんがその大変さをここで話されていて、実はいわゆる十万件の、十万人を抱えている大きな基金になるんですけども、そのうち約一万件でデータの食い違いが出た。しかも、六千件は番号や氏名の、いわゆる社保庁と突き合わせたときに六千件はミスだったんですが、問題は、会社側の給与の支払履歴と社保庁側のそれとが食い違うケースが四千件に及んだと。ですから、実は、代行して払っていましたから、戻すときに全部未払だとか

過払いを、ところが、社保庁は全部それをそっちでちゃんとこっちへ持ってこいと。ですから、社保庁の直すんじゃないと、基金の方で全部その手続をやったわけですよ。膨大な作業になる。担当者は、私もいろいろ知っているところあるんですが、胃が痛くなるような状況になりました。

トヨタはどうしたかというと、それは大きな基金ですから、そこで未払は払ってあげて、過払いは取らないで、全部相殺したんです。億単位の費用が掛かった。という意味でいくと、まだ代行返上してない基金もたくさんあります。それから、基金を持っていない企業も、厚生年金基金、たくさんあります。厚生年金基金も、あるいは厚生年金ももう一回データをきちんと突き合わせないと、標準報酬月額が入ってきますから、この違いによってむしろ国民年金よりも本当に大きな未払が出てくるという心配をしているんですが、その辺いかがですか。

○政府参考人(渡邊芳樹君) 御指摘のとおり、代行返上がたくさん発生した時期がございました。最近では落ち着いておりますけれども、十八年度末において七百八十三基金が代行返上されました。受給者なども含まして、加入者、受給者両方含めまして五百七十三万人が同年度末においてこうした代行返上の対象となった。その際に、御指摘のように、社保庁が有する年金記録の提供を受けながら、その基金において保有する記録と突き合わせての作業が繰り返されたわけでございます。大変な作業だったと承知しております。その場合でも、社保庁から提供された記録と自らの基金の記録が一致しない場合というのものもあつたと承知しておりますが、基金の側の保有する記録を訂正するケース、あるいは社保庁の記録が訂正されたケース、両方あるものと承知しておりますが、いずれにしても、そうしたプロセス、大変な事務量を経て代行返上が行われてきたというのは

いるのが現状でございます。

○大久保勉君　ありがとうございます。いわゆる一・七兆の予算を割いて少子化対策を行っている、非常に重要な政府のコミットメントであるというふうに理解しました。

じゃ、運用に関して質問します。資料一の下に書いてありますが、この年金の計算に関してある仮定があります。これは運用利回りを三・二％、これから百年間三・二％で運用しますよと、

こういう仮定の数字なんです。じゃ、この仮定の数字三・二%がもし一%上がった場合、つまり四・二%で百年間運用したらどのくらいの効果があるのか、さらには二%上昇した場合どのくらいか、このことに関して御質問します。

○政府参考人(渡邊芳樹君) お答え申し上げます。

お手元の資料もそうなんですが、年金は物価、賃金の上昇率と運用利回り、こういう要素で財政計算されておりますが、制度が物価、賃金にスライドするという基本特性がございますので、この運用利回り三・二%というものと物価、賃金との比較で実質運用利回りは一・一%というのが財政計算の基本になると考えております。

そこで、今資料ということでございました。この実質運用利回りが一%上昇した場合、最終所得代替率五〇・二%とあるものは、私どもの計算でいいますと四ポイント上昇するであろうと。二%上昇すれば、その倍程度ということで八ポイント上昇するであろうと。

五%上昇した場合ということも書いてございますが、今資料では二〇ポイント上昇と、こういうふうに書かれており、ここは先生のところで改変いただいたということでございますが、私ども、制度的な前提を現行法制を前提として言いますと、現状の五九%の所得代替率を引き下げてなくて済むということに相なるものですから、それで見ますと現状の五九%を維持ということになります。が、あえてそのところを機械的に五%に対応する引き上げ幅ということで見ますと、資料に書いていただきましたように二〇ポイント近く上昇するという、配付資料のとおりであろうというふうに考えております。

○大久保勉君 分かりました。

ここで皆さんに是非お伝えしたいのは、運用利回りの一%の上昇が所得代替率四%の上昇に値するんです。極めて大きいんです。例えば、じゃ特殊出生率との関係で申し上げますと、特殊出生率

〇・一%の上昇で所得代替率は一・二%上昇しま

す。じゃ、同じような上昇は、わずか〇・三%の運用利回りの上昇でも同じような効果があるんです。ですから、運用はしっかりしないといけないということ強調したいと思うんです。

じゃ、大臣に質問しますが、少子化対策として一・七兆円の予算を配分しています。また、少子化対策の大臣等もおります。そういうことで相

当、国を挙げて少子化対策を行っておりますが、じゃ大臣は運用に関してどの程度認識がおりますか。じゃ、実際に大臣の日々の仕事で、厚生労働大臣として運用に関するレクチャーとか若しくは運用に対する指示とか、どの程度時間を取られて

いますか、また予算に関してはどの程度使っているのか、質問をします。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 年金運用関係の業務の重要性については、私もそれなりに強く認識をいたしておるつもりでございます。

年金積立金管理運用独立行政法人というややこしい名前の独立行政法人によりましてこの積立金の運用をいたしておりますけれども、これは四半期ごとに運用実績が取りまとめられ、公表されます。その際、私は年金局の担当官からその内容の報告を受けているということでございまして、もちろんそれ以外に随時、年金局に報告をさせているということでございます。

御指摘の年金運用関係の業務に費やしている時間については、そう何回も今までに経験したわけでもありませんので、明確にそのときそのときの状況でその割ける時間というのも異なってくることから、明確にお答えはできませんけれども、年金運用を含めた年金制度の在り方、また運用についてどういう考え方を持つて彼らが仕事に取り組んでいるかということについては私なりに報告を受け、まあそういうものかということ、後々また委員から御質問があつて細かくお答えする場面があるかと思ひますけれども、そういうものとして私は聞きおいてあるということでございます。

○大久保勉君 分かりました。

私は大臣に大変期待しております。元々は大蔵省ですね。非常に数字にも強いですし、非常に年金数理にも明るいんじゃないかと思ひます。比較的ということ。これまでの大臣、絶対的にはどうかは分かりませんが、比較的明るいかなと思ひまして、ですから大臣に期待するわけです。

実際に年金数理に関して非常に出生率が重要だということ、もうそれを強調し過ぎちゃって、子供を産む機械という発言もあるくらいですから、まあこれはいい口が滑ったと思ひます。が、年金数理に関してはよくよくお分かりだと思ひております。

そういった大臣ですから、もう細かい質問はしませんが、ここで強調したいのは、三・二%の運用利回りを二%上げましたら、つまり三・二が五・二%まで上げましたら八%所得代替率が増えるんです。つまり、国民全体の年金の受取が所得の八%増えるんですから、大変大きいんですよ。ですから、ここはもう強調しても強調し過ぎることはないと思ひます。是非、ここは大臣の方をもっと明るい話として、柳澤大臣は年金運用に対して力を入れるんだと、ですから所得代替率を上げることができるといことを是非訴えてほしいんです。

そういったことに関して、じゃ、年金運用に対してどの程度の予算を付けているんでしょうか。少子化対策が一・七兆円、一〇%、何%か何十%か分かりませんが、どの程度の運用に対する予算を付けているのか、このことに関して質問します。

○政府参考人(渡邊芳樹君) 運用に関しましては、御承知のとおり、厚生年金、国民年金合わせで時価評価で百五十兆を上回る十七年度末の保有、大きな資金で、市場運用を中心にして対応しておりますし、それから、いわゆる運用部の資金というものも二十年度までにすべてこうした市場運用中心のところにファンドとして入つてまいりますので、非常に大きな仕事となっております。

その大きな仕事を専門性を高めるとい観点から、先ほど大臣がお触れになられた特別の独立行政法人でやっていただいております。が、私ども厚生労働省の年金局の予算はどうか、それから、いわゆる調査研究部門活動に関して当該独立行政法人がどの程度予算を持っているかという観点で数字を申し上げて、今御質問のありました少子化対策予算との比較ということでお答えに代えさせていただきます。

私どもの年金局におきましては、局内にこの資金運用の担当の参事官室を設定しておりますが、その予算は年間、調査研究、情報収集等のそうした活動を主にしておりますが、約一千六百万円という予算の枠でございます。それらの中でも更に年金資金運用調査研究費と、厳密に言いますと六百万円とかという少額でございますが、そういうようなところになっております。

独立行政法人におきましては、調査関係の運用手法の高度化等の課題につきまして外部の専門調査機関に委託して研究を実施しておりますが、その予算は十九年度予算で一億三千万円程度となっております。それらを全体の、先ほどの一兆七千億程度と比較いたしますと、割合は〇・〇〇八%という少額なものとなっております。

○大久保勉君 運用、調査に対する費用は少子化対策と比較して〇・〇〇八%、もうほとんどない。もちろんこれはほとんど使えとは言いませんが、ただ運用は重要だといことを是非強調したいと思ひます。

先ほど言いましたように、もし五%運用が上がつたら二〇%所得代替率が上がると。これは絵にかいたもちかというところで指摘されるかもしれませんが、過去の運用利回りの数字を確認しようと思ひています。

年金運用で一番大きい分は、約八割は国内の債権若しくは融資等で運用しております。ですから、国内の金利に連動すると思ひますので、ここで日銀に質問したいと思ひます。

日本におきまして、七〇年代、八〇年代、九〇年代、そして二〇〇〇年代の金利の推移に関して

お尋ねしたいと思っています。

特に年金財政がおかしくなっておりますのはこの十年、バブル崩壊後の十数年でありますから、その辺り、金利がどういふふうに移したかということに質問します。

○参考人(稲葉延雄君) お答え申し上げます。

長期国債の十年物利回り申し上げますと、七〇年代の平均は七・七％、八〇年代は六・七％、九〇年代は三・九％、そして二〇〇〇年以降、二〇〇七年五月までの平均は一・四％でございます。

○大久保勉君 例えば、八〇年代は六・七％ですから、二〇〇〇年代の一・四％に比べて五・三％高かったわけなんです。ということは、先ほどの表を見てもいいしたら、今よりも五％上がっているとしたら、二〇ポイント所得代替率は増えます。もちろん、これはインフレとかいふような要因がありますから、直接並行的には動きませんが、金利の動向というのは極めて重要なことを指摘したいと思うんです。

じゃ、八〇年代六・七％と二〇〇〇年代の一・四％、差が五・三％ありますが、数字を丸めて五％とします。年金の現在の運用金額は百五十兆円です。そのうち八〇％は債券市場で運用しておりますから、金利に完全に連動しています。じゃ、こういった条件で八〇年代と二〇〇〇年代、どのくらい年金の運用利回りが減っているか、このことを日銀に聞きたいと思っています。

つまり、日銀の政策、低金利政策が年金財政に多大な影響を及ぼしているんです。ですから、日銀にこのことを是非認識してもらいたいということと、あえて日銀に質問します。これは数字の計算ですから、できるはずですから、計算してください。

○参考人(稲葉延雄君) お尋ねの前提でございませうれば、百二十兆円の五％相当額は六兆円でございますし、その十年分の合計は六十兆円ということになると思います。

ただ、そういった計算が年金資産運用の逸失利

益の試算として、計算として適当であるかどうかということにつきましては、日銀は所管外のことでございますし、年金資産のポートフォリオの内容を詳しく存じませんので、判断できる立場ではないということをお願いいたします。

それから、一般論として申し上げますと、日銀が採用してまいりました低金利政策、副作用といまして、年金等に関する資産運用難をもたらしているということは承知しておりますけれども、ただ、金融政策は全体としての経済、物価の状況に照らして実施するものでございまして、低金利政策はこれまでの経済、物価情勢の下で必要な政策であったというふうにご覧いただいております。

○大久保勉君 この議論は日銀と相当昨日もやりました。つまり、日銀として正式な数字を出さないと言ったんです。つまり、日銀が決定する金利によりまして年金の財政が変わるんです。日銀は、自分たちの管轄外だと。それは間違いなんです。

じゃ、金利は二つあるんですか。年金に関する金利と年金に關しない金利、これは厚労委員会の議事録を見ましたら同じような議論があったと思うんです。東京は景気がいい、私の地元九州は景気が悪いと。じゃ、東京の金利は上げて、福岡、九州の金利は下げると。つまり、東京円と九州円という二つの通貨を持ちましよう。同じような発想で年金関連の円と年金非関連の円をつくる、こういうことはできませんか。できないでしょう。つまり、日銀は、自分たちが意識する、意識しないとは別に、年金に多大な影響を与えているんです。

今、日銀の副総裁は財務省からいらして、財務省が日銀の主たる官庁です。ですから、どうしても尾身大臣の方ばかり見てしまつて、尾身大臣はGDPの一五〇％の債務を持っています。つまり、七百五十兆円の借金がありますから、金利は上げないといけないこととどうしても金利低めのバイアスが掛かってしまつて、そのことによって損をしているのが柳澤大臣

なんです。

だから、ここで柳澤大臣、是非、金利は年金のために上げるべきという答弁が欲しいと思います。柳澤大臣、どうですか、通告しておりませんか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 公的年金と申しますのは、積立金を保有してこれを運用しているわけですから、他方、年金の給付は長期的に見ますと、名目賃金上昇率に連動しているわけでございまして、そういうようなことから、年金財政におきましては、名目の運用利回りから名目の賃金上昇率を引いた実質的な運用利回りというのが実は財政に影響を与えることになってございます。

したがって、近年の実績を見まして実質的な運用利回りというものを考えますと、財政再計算上の前提を上回っているというふうなむしろ積極的な評価も可能でございます。低金利政策が経済活動全般に与える影響等を考慮いたしますと、低金利政策によつて年金財政が悪化した、年金の負担増や給付減につながつたとは一概に言えないというふうにご覧いただいております。

○大久保勉君 どうも柳澤財務大臣、答弁ありがとうございました。正に財務省の答弁かと思いましたが。

非常に難しい問題がありますが、ただ一つだけここで注目すべきことは、低金利政策が見えない増税として年金財政を悪化している、その結果、年金の保険料が上がつたり若しくは給付が下がる、こういうこともあるということ、是非これは重要な政策決定の要因として日銀も認識してほしいなということを伝えたいと思います。

じゃ、次に参りますので、稲葉理事の方はこれで結構でございます。

年金に關しては、五十年とか百年先のことを考えて設計しないといけません。どうしても日本の場合は……

○委員長(鶴保庸介君) どうぞ御退席ください。○大久保勉君 低成長でありますし、人口が減少する可能性がある。でしたら、今、積立金の百

五十兆円をどこで運用するかが非常に重要なわけです。

細かいことは後で詳しく議論しますが、非常に分かりやすい例として、じゃ百五十兆円だったら、日本国内だったら余り経済は成長しない可能性がある。じゃ、もつと将来性がある、若しくは成長の可能性があると一部に資金を運用したらどうだ、投資したらどうだと、こういった意見も出てくるんじゃないかと思うんです。

例えば、二〇三〇年とか二〇五〇年で世界の大國はどこか。アメリカ、それ以外はBRICSという国が挙がっています。BRICSというのは、ブラジルのB、ロシアのR、インドのI、中国のCです。こういった国は非常に高成長です。例えば、インドにおきましては毎年九％以上成長しておりますし、人口の平均は二十歳以下です。こういった若い国に資金の一部を運用して長期的な利回りを上げていくと、こういったこともあり得ると思います。もちろんリスクはあります。こういった柔軟な運用というのは今後検討の余地があるかどうかを大臣に質問します。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 年金の積立金の運用というのは非常に慎重に考えておりまして、メルクマールといましては、政府が行う財政検証に際しての年金財政見直しにおいて設定された予定運用利回りを長期的に達成するということを目標としております。

先ほど申した独立行政法人がこれを実際に行っているというのが大半でございますけれども、同法人におきましては、この予定運用利回りの検討に際して運用環境の実績や将来見通しを踏まえて適切な運用利回りを設定しているというふうに考えておるところでございます。

したがって、これを超えて人口動態の変化の補完の役割まで運用収益に求めていくということにつきましては、必要以上にリスクを背負うことになるのではないかとこのように考えるところでございまして、現時点におきまして、せっかくの委員の注意喚起のお話でございますけれども、

私どもとしては今、当座考えておりません。

ただ、一般論といたしましては、運用資産の調査研究ということは絶えず行うことが必要だといふふうに考えておりますので、今後、長期的にこの独立行政法人において検討はさせていかなければならない課題であると、このように考えております。

○大久保勉君 分かりました。慎重な運用というのは私も賛成しますし、きっちり運用した方がいいと思います。

ただ、一言だけ言いますと、中国とか若しくはインドの投資とグリーンピアの投資若しくはゴルフボールの購入、どっちが投資利回りがいいか、もう明らかですね。ですから、まずは損をしない、若しくは無駄を、無駄遣いをしない、このことを徹底的にやってほしいんです。それから、じゃ今ある資金をいかに高利回りで運用していくか、このことに関しては是非検討してもらいたいと思っております。

実は、年金に関しましては、日本で大きな問題になっておりますが、日本国だけではありません。アメリカ若しくはヨーロッパにおきましても非常に大きな問題が生じております。これは一九九〇年代の共通の現象で、世界的に金利が下がってきまして、年金が破綻しているケースもございます。

もちろん、年金は二種類ありまして、積立方式、つまり保険金を積み立ててその分を給付されるという方式と、賦課方式といって今払った年金保険料がそのままお年寄りの世代の方に右から左に行く方式があります。これは税方式といえます。特に、賦課方式はいいんですが、積立方式に関しては諸外国とも相当大きな問題がありまして、その結果、新しい法律の枠組みができ上がっております。

このことに関して、厚生労働省ほどの程度御存じかということに関して質問します。例えば、アメリカにおける例、若しくはオランダ等の例に関してどの程度御存じか、質問したいと思っております。

○政府参考人(渡邊芳樹君) ただいまの御質問

は、主に欧米諸国における企業年金の積立状況の悪化に伴って様々な議論があり、制度改正も行われたという点についてだと思いますので、後ほど少し申し上げたいと思いますが、今例示に挙げられましたアメリカ及びオランダの公的年金制度は賦課方式であるということで、累次の議論にはなっておりません。ただ、アメリカの場合、その公的年金の方についても将来的な財政リスクがあると、こういうふうに言われているところでございます。

なお、アメリカの企業年金につきましては、株価の低迷、金利の低下に伴いまして積立状況が悪化したことから、二〇〇六年の制度改正で積立金の目標を給付債務の九〇％から一〇〇％まで引き上げるとともに、積立不足がある場合は七年で解消すること、給付債務の一五〇％まで非課税拠出を可能とすること、積立金の水準が給付債務の八〇％未満である場合に原則として給付を増額することを禁止するなどの改正が行われたと承知しております。

また、オランダの企業年金につきましては、積立金の水準が給付債務の一〇五％以上を確保することとされていた従来のルールを改めまして、当年、二〇〇七年一月実施の制度改正では当該水準が将来にわたり一〇〇％以上を確保するための新たな規制を設けるなどの改正が行われたと、こういうふうにご承知しているところでございます。

○大久保勉君 例えば、アメリカの例でございますと、積立不足が生じた場合は七年間で均衡するようにしようという。日本の場合は百年安心というのは百年飛ばして安心です。アメリカの場合は七年間飛ばして何と均等させよう。これだけの違いがあるということとは是非指摘したいと思うんです。

続きまして、日本で最大の問題は年金の考え方の問題だと思っております。通常、年金はだれのものか、それは契約者のものです。ですから、年金を預かった場合は受託者責任として、国民の皆さん

から年金を預かったから大切に保管して、それで運用して、運用の仕方にもリスクを取らずにきっちり保守的な運用、善管注意義務若しくは忠実義務というのが課されています。アメリカの場合ですとブルーデントマン・ルールというのがありまして、こういった形できっちり契約者のお金を運用しています。

ところが、日本はどうなんでしょう。今回の問題のように、年金履歴がはっきりしないとか、それはどこに問題がございましたら、一つは、加入に関しては強制加入です。つまり、税金みたいな取ってしまふんです。給付は、いわゆる申請があつたら払いましよう。

つまり、もう江戸時代から続くお上の意識なんですね。国民から保険料を召し上げて、必要だったら、六十五歳になつたら申し出てくだされい。審査してあげるから、それで適格だったら払いましよう。少々、お上の方で履歴がなくなつても、それは追及しないでください。

こういった制度自身の問題なんです。考え方の問題ですから、ここはやはり年金民主主義が必要なんです。年金は国民のものなんです。ですから、国民の皆さんの年金をきっちり預かって記帳して責任を持って運用する、こういった考え方が必要だと思ひますが、このことを是非、大臣のリーダーシップで変えてほしいんです。柳澤大臣はそれだけの能力があると思ひますし、是非できると思ひますから、このことに対する約束をお願いします。コミットをお願いします。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 年金については、賦課方式、積立方式あるということは委員も御指摘になられたところでございますが、確かに、積立方式ということになりますと、これは正に運用ということが非常に大事になってまいります。そして、場合によっては、そうした運用によつて必要な積立金を獲得していく、あるいはそれ以上のレベルの積立金を獲得していくということが非常に大きき年金運用の基本になつていくだろうと思ひわけでございますが、そうした積立方式の年金と

いうものと賦課方式の年金、これは賦課方式の方は、では、いろんな面で甘くないかと言へば、決してそうではありませんけれども、やはりそこに流れる例えば資産運用の基本的な考え方というのは若干差が出てくると私は思ひうわけでございます。

したがしまして、私どもといたしましては、賦課方式の下で財政再計算というものを適切な期間の間に適切に織り込んでいくことによつて長期的な収支のバランスというものを展望し、その収支のバランスを得られるような積立金の運用というものを心掛けていくということで、先ほど冒頭に申したように、慎重な運用ということ、それからまた財政再計算が想定するものを上回るというか、それを確保するための運用というものを心掛けていくというのは、我々の制度の下では私は適切な姿勢ではないかと、このように考えております。

○大久保勉君 ちょっと認識のギャップがあると思ひますが、日本の年金は一〇〇％賦課方式ですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 修正積立方式とかいろんな呼び方がありますが、また今回の平成十七年度の私どもの財政再計算におきましては、積立金を最終的には一年程度確保しておくということで、その積立金自体についてこれを給付の補完に若干回すというようなことをやっているということでございます。純粋な賦課方式かと言われれば、そうした実態をやつぱり考えておかなければならないということだろうと思ひます。

○大久保勉君 大臣、間違ひです、それは。つまり、一年というのは、一年間で運用するというのは、百年後、二一〇〇年です、今から九十五年の状況でしたら賦課方式になります。つまり、年金保険料もらつて一年間運用して給付すると。でも、現在は百五十兆円の積立金があるんです。ですから、半分は積立方式なんです。ここが大臣の理解の問題です。ですから、多分、部下の方から、積立方式じゃないから、つまり賦課方式だから

ら厳密に管理しなくてもいいんですよ、そう言われていると思いますけどね。実際の年金の徴求とか若しくは支給は賦課方式的に乱暴です。でも、百五十兆円の積立金がありますから、ここはきっちり運用してもらわないといけませんし、実際、国民の金ですから、ここはきっちり履歴も調べないといけないんです。発想に、若しくは考え方に大きな間違いがあると思います。このことに關して、大臣、もう一度答弁をお願いします。大臣、お願いします。

○国務大臣(柳澤伯夫君) いや、賦課方式であるとはいえ、これは年金の各被保険者あるいは受給権者の年金履歴の把握というものが厳格でなくていいなどと言うつもりはございません。私どもは、今回の年金記録の問題に対してもそのところはかなり厳格に考えて、納められた保険料というものが納めた方にしっかりと統合され、またその給付の基礎になるということを実現しようという基本的な考え方の下でこの問題に取り組んでいるのも、そうした考えからきているということを示し上げたいと思います。

○大久保勉君 これ以上は追及しませんが、もし賦課方式でしたら、民主党の言っているように税方式の方が優れていますよ。是非、税方式にしてくださいよ、賦課方式でしたら。実際は賦課方式と積立方式の折衷案で、いいところ取りをしようとしているんですね。その辺りはもう少しきっちり理解してほしいなと思います。

じゃ、積立方式に關して質問します。
今百五十兆円の積立金があります。国民年金と厚生年金。じゃ、非常に専門的な言葉になります。このデュレーションは何年ですか。

○政府参考人(渡邊芳樹君) このデュレーションについてお尋ねでございますが、年金積立金管理運用独立行政法人における運用資産全体のデュレーションということでございます。株式が運用資産に含まれている点、御承知のとおりでございますので、そういうお示しがなかなかできないんですが、中心的な資産となっております。

す国内債券、それから外国債券も加えて修正デュレーションについて申し上げると、国内債券で五・六六年、外国債券で五・八七年というふうな計算されます。

○大久保勉君 それは資産運用サイドですから、債務サイドのデュレーションを聞いています。デュレーションというのは何年の期間ですかと。平均的な残存期間です。

○政府参考人(渡邊芳樹君) 債務側のデュレーションということをお尋ねでございますので、厚生年金、国民年金、それぞれについて申し上げます。厚生年金の場合は七十年と非常に長いデュレーションというふうになろうかというふうに考えております。

○大久保勉君 年金の債務のデュレーションが厚生年金四十二年というの、さっきの大臣が一年間で運用しているというのとは違うわけでしょう。つまり、四十二年の運用をしないといけないということなんです。ですから、この部分は積立方式なんです。国民年金は七十年です。もちろん、これ全部が積立方式になっておりませんが、積立分の運用に關しては厚生年金は四十二年、国民年金は七十年です。

じゃ、安全確実な運用をするためには、資産は、つまり運用は何年でやるべきか。このことを実は質問しようとしたんですが、年金局長は間違われて、余り詳しくないですね、債券で運用してありますということで、五・八年とか六年という話がありましたから、大きなミスマッチがあるんですね。もし金利が下がった場合には、債務サイドの方は金利は一定です、資産サイドが下がってきますから、大きな逆ざやが発生します。ですから、これまでの低金利期間で年金財政が悪化しているわけですね。

こういった状況で、同じような状況が海外でもありまして、例えば欧州の企業年金が破綻するということケースがありました。そういったことを防ぐためには、年金の資産、負債を合わせるということ

とが必要なんです。そのためにはどうすればいいか。これは、例えば五十年国債とか、若しくは五十年財投機関債とか、そういったものを購入することによって資産サイドの運用期間、デュレーションを延ばすという形でリスクをヘッジすべきだと思います。

このことに関しては今日は議論しませんが、一つだけ言いたいのは、資産運用サイドのインデックスはNOMURA-BPIというインデックスです。これは六年のデュレーションになっておりまして、明らかに四十二年の債務サイドのデュレーションに比べて短過ぎます。ですから、大臣はリスクがないように運用しようと思っております。が大変大きなリスクを取っているんです。そういったことを認識してほしいなと思います。

運用に關してかなり専門的になりましたから、一応前半これでおしまい、後半またやります。ちよつと別の種類の質問をしようと思っております。コーヒープレークという形で、ちよつと面白いといいますが、非常にシビアな質問をします。実は、こちら、社会保険庁職員の再就職先のリストをもらいました。平成十一年八月から平成十八年八月の間に本省課長、企画官相当以上で天下った人は三十五人います。その中の一番目と二番目を見ましたら面白い人がいました、といいますが、興味ある人がいました。

一人は、こちら高木さんですが、平成十年七月から平成十三年一月まで社会保険庁長官を務めた高木氏は、現在、国民生活金融公庫に天下っております。高木副総裁の国民生活金融公庫でのこれまでの報酬の合計と現在退職した場合の予想退職金を聞きたいと思ひます。やはり、この方は年金運用の中核にいた方ですが、その人がどういうふうな天下りをしているのか。よく、投資銀行に私はいました、その世界ではゴールドデンパシユートというのがあります。つまり、天下つても、非常にいいところに下りていって多大な収入をもらっている。私は、ゴールドデンパシユートじゃないかと思ひますが、まずこのことに関し

とが必要なんです。そのためにはどうすればいいか。これは、例えば五十年国債とか、若しくは五十年財投機関債とか、そういったものを購入することによって資産サイドの運用期間、デュレーションを延ばすという形でリスクをヘッジすべきだと思います。

て質問します。
○参考人(飛田康隆君) お答え申し上げます。規定に基づく報酬の合計額を算出したしますと、在任期間六年四か月で約一億三千万となります。また、退職金の方ですが、仮に平成十九年五月末をもって退任し、業績勘案率を一・〇と仮置きした場合の推定退職金は、在任期間六年四か月で約一千七百万となります。

○大久保勉君 ということは、報酬が一億三千万に予想退職金が一千七百万、合計で一億四千七百万円ということでしょうか。
大臣、この数字はどう思いますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 国家公務員の再就職については一定のルールがありまして、このルールの下で再就職をしたというのは個人の就業の自由の問題である、このように考えます。

こうしたルールの下で厚生年金基金や健康保険組合、あるいは今おっしゃられたように、国民生活金融公庫等に就職をされたとしても、それが即問題であるとは考えないところでございます。

報酬につきましてはそれぞれの団体において決定をされているところでございまして、今もこうした形でその水準について国会の答弁に当たっているわけでございます。これらはそういう場を通じて批判にさらされているというふうに私は認識をするわけでございます。

○大久保勉君 一般論としては分かりました。でも、この高木さんという方が社会保険庁長官を平成十年七月から平成十三年一月まで務められて、今回の履歴、いわゆる消えた年金に多分に加担されている方です。このことに関してもう一度質問します。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 平成九年一月から基礎年金番号が導入されて、そのときそのものではないんですが、その後において年金の統合というのになんていう手腕を振るわれたかということ、私、その方個人の事績として承知しているわけではございませんけれども、今日ただいま五千万件の未統合の番号番号が残っているということ

○政府参考人(宮島俊彦) お答えいたします。
国家公務員の再就職の規制についてですが、国家公務員は、離職後二年以内に営利企業へ再就職する場合は国家公務員法の規定によって人事院の承認を得なければならないと、それ以外の国家公務員の退職後における再就職については特段の規制がないというのが今の、現在の法制でございます。

じや、続きまして、関連しまして社会保険庁職員の評成十一年八月から平成十八年八月までの七年間の再就職状況に関して質問します。

そこで、再就職が多いトップスリーはどこですか。これは数字をいただいておりますが、確認のために質問します。

○政府参考人（永田邦雄君） お答えいたします。
先ほど答弁ありましたとおり、平成十一年八月から十八年八月までの七年間に社会保険庁を退職いたしました役員として再就職がありました健康保険組合は十三あるわけでありますけれども、その財務状況につきましては、再就職後の各年度を総収支ベースで見た場合、すべての健康保険組合において黒字となっております。

それらが現にすべて徴収業務に従事しているかどうかということでございますが、詳細につきましては資料を整理してございませんけれども、本日段階で申し上げるならば、やはり年金の相談関係など、この間の業務のシフトに伴って様々な保険料徴収以外の業務に従事している可能性もあるのではないかとというふうに考えてございます。

○大久保勉君　じゃ、ちなみに直近の一月間
の、一番新しいデータで直近の一月間の納付率
と過去三年間の納付率の数字はありますでしやう
か。

○政府参考人 青柳親房君　まず、直近ということとで今公表しております数字、三月末現在の数字ということになりますが、十九年三月末で六五・五％という納付率になっております。

それから、三年間と先生おっしゃいました。しょうか、三年間の納付率ということで十五年度、十六年度、十七年度をお答えいたします。平成十五年度の保険料納付率六三・四％、十六年度六三・六％、十七年度六七・一％となっております。

○大久保勉君 十七年度六七・一%が六五・五%に直近は下がった。恐らくは、もし五月末とかかなり六月末の数字が出てきましたらかなり下がっているかもしれないから、やはりここは別問題として、きっちり納付率を上げてもらいたいなと思います。といいますのは、納付率八〇%でもって百年安心の年金をつくっていると思うんです。ですから、やはり業務改善努力は是非とも必要だと思っています。

大臣の方に是非質問したいのは、納付記録問題が年金不信につながって納付率低下、さらに年金不信、つまりデフレスパイラルという言葉がありましたが、年金不信スパイラルになってしまったら元も子もないと思います。ここはもう柳澤大臣のリーダーシップの見せどころですから、是非、大臣のリーダーシップに期待したいと思います。が、是非所信をお尋ねしたいと思います。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 今回、年金の記録問題によりまして、社会保険庁の仕事ぶりとはもとより、年金に対する国民の信頼というものに揺らぐというような事態が生じている懸念があるわけでございます。これにつきましては、そうした事態能くを招来した私どもとしては本当に申し訳ない気持ちがありますし、また責任を感じている次第でございます。これが、今委員が御指摘になるよう

に、納付率というところに影響はしまいかということは、私も正直言つて大変懸念をしているところでございます。

私どもといましては、そうしたことが現実
に大きな問題となりませんように、一日も早くこ
の年金記録の問題、これの解決のためにしつかり
した取組をいたしたいと、このように考えており
ます。

第一は、先ほども申したことでございますけれども、年金相談体制というものを強化しまして、国民の皆さんの個々の不安に対してまずしっかりとその解消のために取り組むこと。第二番目は、私ども新しい対応策として公表させていただきました、この五千万件の未統合の符号番号の基礎年金番号への統合というのを始めとして、取組、対応策として公表させていただいた非常に広範な取組というののしっかりと取り組んでいくこと。それからまた、今現在、私ども、社会保険庁の体質の改善、業務運営のサービスの向上、あるいは効率化のための日本年金機構法案、この社

会保険庁の改革のための法案、これを是非成立させていただき、その成立した暁に我々が生まれ変わったようなそういう機構になるための移行への

準備、こういったことにしっかりと取り組むことを国民の皆様の前にはっきりとした姿をお示しすることによって、一日も早く年金に対する信頼を回復したいと、このように考えております。

そして、この問題が、納付率というか、国民の皆さんの年金保険料の納付というところに国民の皆さんの不信が反映するというようなことのないことを是非お願い申し上げたいと、このように考えている次第でございます。

○大久保勉君　ありがとうございます。是非、応援したいと思います。

前向きな話として、じゃ、運用に関して一つだけ質問したいんですが、最近、いわゆるソブリン、国が積極的に資産を運用するケースがあります。これは外為準備金もありますし、年金もあります。

具体的には、例えばシンガポール政府投資公社が積極的な運用をしておりまし、中国、韓国、中東、いろんな国が、国自身が例えばヘッジファンドに投資するとか R E I T に投資すると、こういうことを行っているわけです。もちろん、年金はリスクを極力少なくしないといけません、一方でリターン、運用利回りを上げる必要もありますから、ある一定の金額が管理された形でこういった新しい資産クラスに運用することによって全体のリスクを減らし、いや、資産分散することによってリスクを減らし、かつ運用利回りを増やすことができるんじゃないかと思っています。そこで、日本の公的年金は今後、R E I T 若しくはヘッジファンド若しくはファンド・オブ・

ファンズ、こういった新しいアセットクラスに対して投資をすることは考えているのかどうかを質問します。答弁されるときに、もし過去十数年の間に R E I T とかヘッジファンドの規模及び利回りが分かりましたら先に回答されて、その後、大臣の答弁をお願いします。

○政府参考人(渡邊芳樹君) REITに關しまして、我が國におきましてJ-REITのこの平均利回りは十八年度末におきまして二七・六%、市

場規模に六・三兆円と、こんなようなことになっております。ヘッジファンドについてでございますが、投資内容など情報開示義務がないために公定式な統計がなく、実態が少し明らかにできないという点はございますが、御承知のような民間の運用機関や調査機関によりますと、平成十八年度末における全世界の市場規模は百七十八・七兆円、平均利回りについては平成六年度からの十三年間で平均一三・〇%と報告されているものを承知しておるところでございます。

○国務大臣 柳澤伯夫君） REITとかファンド・オブ・ファンズへの運用ということの御提案があつたわけでございます。

このような新しい運用資産を運用対象とするところが適切かどうかということにつきましては、私どもとしては、先ほど来申し上げておりますよう

に、安定的かつ効率的な運用を行って予定運用利回りの達成を図るということを目的にいたしておりまして、その目的に沿うものかどうかと、それからまた、公的年金の資金規模を考えますと、他の市場参加者に影響を与えるということもまた考慮しなければならぬ点であるというように思っているわけでございまして、これらについては専門的な見地から十分検討をする必要があると、このように考えるところでございます。

ただ一方、今委員が言われるように、シンガポールであるとか、最近では中国が巨大な外貨準備を分別して言わば国家としての投資を考えると、そういう、そういう機運もあるわけでございますので、私どもとしてもこうしたことについてはしっかりと視野を広く持つて、もちろんリスクを取るということはできませんけれども、そうしたところの中でできるだけ運用利回りの良い投資というものには関心を払っていかねばいけない、このように思います。

ただもう一つ申し上げますと、私個人の見解でございますけれども、例えば投資信託でいろいろ腕利きの皆さんが頑張つてやっているけれども、結局はパッシブ運用というものの利回りと大して開きがなかった、あるいは場合によつてはパッシブ運用の方が利回りが高かったというようなことも理解、そういう情報に接しております、これらのことについては、そうしたことにについても我々の視野に入れてこれを勉強用の対象にしていかなければならないと、このように考えております。

○大久保勉君 どうもありがとうございます。是非、いろんな運用を研究してもらいたいと思います。

最後の質問ですが、資料の四を見てください。これは歯科技工士関連の質問なんです。ちよつと色合いが違つてきますが、ちよつと最近、「医院発展の良い方法を見つめました。」ということと、「薬事法クリアー」とか、「リスクゼロ」とか、こういった宣伝広告がありまして、次のペー

を終ります。

ジにいろいろな価格表、さらにはいろいろな依頼書があります。こういったものに関しては本当にいいのかなと思います。といいますのは、日本国内で承認されていない歯科材料を使って海外で製造された補綴物を装着することは違法かどうか、これは過去に質問主意書で聞きましたら、歯科医師の責任でいいです。

じゃ、こういった広告はどうなんでしょうかという点に関して質問します。これは、こういった広告自身が薬事法に問題はないのか、もしこういったことをどんどんやっていきましたら、日本では管理できないものが大量に中国とかで作られて、最終的に口の中に入りますから、非常に問題じゃないかと思えます。例えば言いますと、野菜、農薬が残った残留野菜がどんどん日本の食卓に入ると、このことに関してはきっちりチェックが必要で、同じように、歯科技工物に関してもいろいろな観点でチェックするのが厚生労働省の仕事じゃないかと思えますが、このことに関して大臣にお尋ねします。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 補綴物でございますけれども、これは、今委員御自身が私どもへの質問主意書の答弁の趣旨を言及されましたので、そのとおりでございますが、歯科医師の判断の下で当該患者の歯科医療のために個々に作成され、用いられるものでありまして、一般に流通することが予定されていないため、薬事法上の規制の対象とはなっておりません。それに関する広告についても、通常違反の問題は生じないわけでございます。

個々の広告が薬事法違反となるかどうかにつきましては個別の判断となるわけでございまして、補綴物の広告でも、それが医療機器である歯科材料の広告と判断し得る場合には薬事法の規制の対象になる、このように考えております。

○大久保勉君 広告の中に「薬事法クリアー」とちゃんと書いてありますから、これはどうかかなと思います。一つ一つきっちり調べてもらいたいということで、これをお願いしまして、私の質問

を終わります。

○委員長(鶴保庸介君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、武見敬三君及び西島英利君が委員を辞任され、その補欠として山本順三君及び岡田直樹君が選任されました。

○委員長(鶴保庸介君) 引き続き、質疑を続けたいと思います。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。年金記録のことについてお聞きをしますが、千四百三十万円の記録について、これはオンラインに収録されていないということであるわけですが、昭和二十九年四月一日以前に取得をして、同日前に喪失をして、昭和三十四年三月三十一日まで再取得をしていない、この台帳だという説明でした。これは要するに、もうその固定した数字で変化しないと、要するに、いろいろ作業することによって減ったり増えたりという経過ではなくて、これも千四百三十万という数字で経過しているものであるというふうに理解してよろしいんですか。

○政府参考人(青柳親房君) 千四百三十万については、先ほど委員からもお話がございましたように、二十九年度四月一日前資格喪失であり、三十四年四月一日以降に再加入しなかったという、二十九年度四月一日前資格喪失の記録ということで整理をされているものでございますので、もちろん、その方々の記録の中でその後、資格を取得した方々については、例えばその後の記録を、五千万の方でこの取得をするとかということとはござい

ますが、すべてこの方々の記録についてはマイクロフィルムで保存し、かつ、その方々の記録がマイクロフィルムで保存されているということ、電磁的に被保険者番号と、それからその被保険者番号に付随したいわゆるマイクロフィルムのカセット番号で管理をしていると。

そういう意味では、その数に変更がないというふうに御理解いただきたいと思えます。

○小池晃君 変更がないということなんです。ところが、ここに私、持っていましたのは、社会保険庁の年金保険部の業務第一課と第二課が発行した三十年史という本なんです。この中に何と書いてあるかというと、昭和二十九年四月一日以前に取得をして、同日前に喪失し、昭和三十四年三月三十一日まで再取得していないものの台帳、同じですね、約千七百五十四万件についてはマイクロフィルムに収録して管理することにしたという記載があるんです。千七百五十四万件というのは一体どういう数字でしょうか。

止めてください。止めてください、ちょっと。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

しょう。駄目だよ、それ出してください、そのファイルを出すようにちよつと要求します。よろしいですか、部長。

○委員長（鶴保庸介君） 理事会で協議をいたした
 と思います。

○小池晃君　そのファイルを出していただきた
い。だって、その中に全部書いてあるんでしょ
う。だって、おかしいんですよ。だって、そのマ
イクロフィルムに入っていたものはそこでもう固
まるんだから。いろいろ処理してもそれはマイク
ロ残るんですって説明していただくとすれば、新
規裁定すれば減っていくというさっきの説明は全
然おかしい。ここでははつきり千七百五十四万、
マイクロフィルムに入っているというんだから。

これは千四百三十万というのが果たして、これ崩れてくる可能性もあるわけですね。これは、先ほどのマイクロフィルム化の際に撮影不良となった資料の数も含めて、今、あなた、そこでうろうろうろうろ持っているそのファイルを全部国会に出してください。そうしないと議論ができません。委員会に、是非後で検討していただきたい。それからさらに、この三十年史の中に、なぜその読み間違いが起こったのかのなぜ解きのようなことがちゃんと書いてあるんですよ。これ、厚生年金で氏名をどう処理したのか。こう書いてあるんですね。

昭和三十二年当時では、まだ仮名文字は機械処理ができる状態ではなく、パンチカードシステムでは氏名の表し方をどうするかが問題になった。また、漢字氏名は読み方が不規則であり、統一できないため、漢字そのものにコードを設定し、同じコードで処理できるようにした。通常、氏名に用いられる七千五百六十字について、それぞれ四四けたの固定数字の符号を設定したと書いてあるんですけど。実例として、ここでは島崎藤村とか樋口一葉とか書いてある。島崎藤村だと、島が三千八百、崎が三千四百五十一、藤村の藤が七千八百五十四、村が八千六百十八という実例が書いてあるんですね。このように漢字氏名を数字符号化、一

度したというんです。これが五千四百万件あるんですね。

ところが、これを昭和五十年代に仮名文字に置き換えたわけだ。漢字仮名変換辞書を開発して、これによって数字符号化、漢字氏名を仮名氏名に置き換え、仮名氏名を収録したと書いてあるんです。これが原因じゃないですか。こういうやり方をすれば、当然、島崎藤村であれば、これはシマサキフジムラ、こういうふうになるでしょう。樋口一葉だったら、ヒクチイチハとか、そういうふうになるんじゃないですか、こんなやり方をすれば。正に、五千万件の宙に浮いた記録の原因のかなりの部分、これ、はつきりここに書いてある。

重ねて言いますが、これ、内部文書でも秘密文書でも何でもありませんよ。皆さん、これ、出版されてるんですよ、非売品ですけれども。この中にちゃんと書いてあるじゃないですか。何でこんなことを今まで、あなたね、答弁で、仮名の間違えについてそんなこと聞いたことがございますとか言っていたけれども、ちゃんとこの中に書いてあるじゃないですか。何でこんなことを今まで説明しなかったんですか。

○政府参考人（青柳親房君） 大変失礼をいたしました。が、私も実は何かその基になるデータはないかということで私なりにいろいろ探させていたいただきました。ただいまの小池委員の御指摘されたものとはちょっと出典は違うようでございますが、やっと本日見付けてきたものによれば、二つ、その仮名文字の入れ方について、こういうことだったようであります。

一つは、まず昭和五十四年八月現在で現存者、すなわち被保険者である方々については、その方々の算定基礎届、これは毎年定期に被保険者の届出を出していたдықわけですが、これを借り上げてその仮名氏名を電子化したという作業を行ったということが分かりました。すなわち、現存の被保険者の方については恐らく正しい仮名氏名が入られたんじゃないだろうかというふうに思い

ます。

また今お話のございましたことと恐らく符合すると思いますが、その時点で現存ではない、すなわち資格を喪失していた方々につきましては、五十四年の七月の段階で仮名変換辞書というのが完成したので、これにより仮名氏名を変換して資格マスターへの収録を行ったということでございますので、これについては、先ほどちょっと御指摘がありましたように、正確ではない仮名が収録された可能性があるんじゃないかと認識しております。

よ。大臣、こういうことをちゃんと記録しているんですよ。やり方を、社会保険庁の中で。何か職員がどうのこうのとか怠慢だとか言うけど、システムとしてこういう間違いが起こる構造をつくっていたのが社会保険庁じゃないですか、そして厚生労働省じゃないですか。そのことをはっきり記録してきたわけでしょう。

大臣　こんなやり方で仮名文字変換すればだれのものか分からなくなるような記録になる、これだれが見たつて分かりますよ。保険料を集めることだけは熱心にやるけれども、それをだれに返すのか、だれに支払うのか、全くむとんちやくなやっぱり厚生労働省の姿勢というのはここにはつきり出ていると私は思うんです。

大臣、こういうことを今までは一切国民に対して説明してこなかった。私は、このやり方がかなりの部分、今回の宙に浮いた記録ができた原因になっているんじゃないかと思えますよ。大臣、どうですか。こんなことが今まで説明されない。だけれど、国会で私が取り上げたら、いや、今日分かりました。こんなやり方で国民が納得すると思いますか、大臣。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 小池委員はそういうふういろいろな御指摘をされたことも事実で、それで私どもが新しい事実を明確にしたという面もありますけれども、しかしその方法論については、かねて青柳部長もこういうことを聞いたこと

があるというようにことで正直にお話をしているわけでありまして、それが何か明確な書面に基づいた発言ではなかったんですが、青柳部長にしても、何か隠ぺいしようというようなことで言って、発言をしたということではありません。

そこは、やはり正直に彼もこういうことは聞いたことありますよということで、委員の皆様にもこの発言を通じて、そのときちよつと失笑がそこで沸いたことも私、覚えていますけれども、そういうようなことで、やつぱり真実を申し上げるということについて何か欠くところがあつたかといへば、それはやつぱり彼が知り得ることを何でも、やや書面での根拠がないことでも彼は言及したということ、それは申し上げたいと思います。

○小池晃君 いや、そういうことじゃなくて、こういう事態になったことについてこれだけ議論になつてきていたわけですよ。なぜこれだけ宙に浮いた記録が生まれたのかと、漢字の仮名、振り仮名振るとき間違えたんじゃないか、そういうことが議論になつているときに、ちゃんという、これははっきりあれですよ、皆さんの内部でちゃんと三十年史としてまとめたわけですよ。そこにちゃんとそういうやり方書いているのにそれを一切出さない。野党が国会で質問したらば、ああそいうでございしますと。こんなやり方で議論ができるのかと言っているんですよ。

洗いざらい過去の数字も、さっきの千七百五十万件も含めて全部出す。そしてこういう、これは正にあれですよ、個々の職員の問題じゃないということですよ。正に厚生労働省、社会保険庁のシステムの中から今回の宙に浮いた記録が生まれていたということじゃないですか。それについて説明しないで、野党から質問が出たらそれを流石と認める、こんなやり方ではもう議論進められません。私、これ重大だと思います。徹底的にこの間の経過について、これだけはつきりしているんだから、厚生労働省としてどういう経過で当時やられたのか、作業したのか、全部出してください。

それから、先ほど持っていたあのファイルも全部出して下さい。そうしなければこの議論はこれ以上進められないというふうに申し上げたいと思います。

それから、今日配付された三千件のサンプル調査についてもお聞きをします。

私も、昨夜九時ごろに問い合わせをしました。そうしたら社会保険庁は知らないと言えた。ところが新聞には堂々と出ている。もう本当にこれも隠べいだと思えますね。

先ほどいただいたもので、急ですが、もう通告できませんからもうそのまま質問しますが、社会保険事務所から十件ずつ無作為抽出して三千件選んだと言っています。これはだれがどんな方法で抽出したんですか。簡単に答えてください。

○政府参考人(青柳親房君) こちらの方で統一的方法は特に示しませんでしたが、確認したところ、事務所によって若干違いはありますけれども、例えばファイルになってあるようなところについてはそのうちの一番上にあるものを無作為に持っていたとか、リストになっているものについてはやっぱりそのうちの一番上のものを無作為に選出していったということ、無作為のやり方については若干事務所によって違いはあるようでありまして、特にこういう、こういったものというのをルールを決めずに選んだものというふうに認識をしております。

○小池晃君 いや、無作為じゃないんじゃないですか。作為が入る余地が一杯あるんじゃないですか。

しかも、このサンプル調査というのは特殊台帳とオンライン情報の照合だけですから、すなわちその特殊台帳というのは、特例納付の場合、あるいは一年間の中に未納やあるいは免除があるような特殊なケースだけの台帳はこれは全部破棄してあるわけですね。だとすれば、今回の調査では、一年間きちんとまじめにこつこつ保険料を納めた、だけれどもオンライン情報にはそれは残って

いないという場合は最初から調査対象から外されている、間違いないですね。

○政府参考人(青柳親房君) きれいなものについては調査の対象になっておりません。

○小池晃君 だから、これだけじゃ間違いの調査にならないんですよ。

それから、結果も出されました。先ほど、保管ありの自治体が千六百三十六自治体という回答です。しかし、この保管ありかなしかなしやなくて、一体どこまで保管しているのが問題なわけです。そもそも保存義務期間は五年間だったはずで、市町村から徴収義務が移管されたのは二〇〇二年ですから、これはぎりぎり五年なんです。

それ以前のもは破棄されている可能性が極めて高いんじゃないか。だから、今回の保管あり、あるいはなしということしか聞いてません。どこまで保管しているのか、一部保管なのかそれとも何年も保管しているのか、それは全く分かりません。とにかく一年分でも保管していれば保管あり、そういう回答ですね。

○政府参考人(青柳親房君) それぞれの自治体の中で、特に自治体の合併等も進んでおりますので、正にどの部分が保管されているかということについては今後確認させていただきたいと存じます。

○小池晃君 だから、保管ありが千六百三十六というのはほとんど何の慰めにもならないんですよ。一年分ぐらいの可能性もあるわけですね。

保管状況を調査するのであれば、保管しているかどうかだけではなくて、いつごろの記録まで保管しているかまで調査しなければ意味がないと思えますが、いかがですか。

○政府参考人(青柳親房君) いずれにいたしましても、それぞれの市町村においてどのような形でどのくらいのものが、ただいま委員のお尋ねのあったものも含めて、保存されているかについては引き続き確認作業をさせていただきたいと思えます。

○小池晃君 そんなのんべんだらりとした話じゃないんだよ。すぐに調べなさいよ。これで保管しているかどうかという調査結果ですなんて言える代物じゃないんですよ、これは。全く無意味だ。直ちにいつの時点まで保管しているのかの緊急調査をしていただきたい。

それから、あわせて、この調査のほかに社会保険庁では、国民年金、厚生年金の被保険者台帳について、マイクロフィルム化したもの、それから紙台帳のままに残っているものについての調査も行っているという聞いていますが、これは事実ですか。

○政府参考人(青柳親房君) 既にお約束をしておりますように、台帳とそれからオンライン記録の突合というものをこの記録問題の一連の取組ということでもやらなきゃいけないということになっておりますので、私どもは、そのための作業として、全体像を把握する今ことについて作業中でございます。

○小池晃君 作業をしているんだしたら、ちゃんとそれは言いなさいよ。こうやって国会で指摘しなければ、作業をしていることすら我々には言わないでしよう。このことを気が付かなければこの結果がどうなっている、これ五月三十一日まで締切りでやっているんでしょう。この結果を出してくださいよ。

こういうやり方が、大臣ね、これだけ大問題になり議論しているときに、何を調査、もうこつこつ調査をしている。我々がこういうふうな指摘しなければ、こういう調査をやっているということすら明らかにしない。五月三十一日の締切り終わったのにその内容すら明らかにしない。こういうやり方で大臣、国民が納得すると思えますか。

今やっている調査について全部何をやっているのか、これを明らかにする、そして調査結果もすべて明らかにする、当然のことだと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 小池委員からいろいろ御指摘をいただきました。

まず、特例納付の記録とオンラインの記録との突合でございすけれども、これは衆議院の方でございすけれども、衆議院厚労委員会の委員の提案に対して私がやってみますということをお答えしたことに端を発して、今回こういう調査をやらせていただいたということでございすので、全部きれいに納付されているものというのは、そういうものとの突合ではなくて、この特例納付の記録との突合をしたかどうか、こういう御提案を受けての話であるということで、こは御理解をいただきたいと思います。

それからまた、私どもは新しい取組の中で、オンラインの記録がその言わば元資料になったすべての資料と突合するというのを、これをやりやすということをお願いしてきたわけでございます。したがって、その元資料になったいろいろ手書きのものであるとか、あるいはマイクロフィルムに取られてあるものとかというものについては当然照合する資料というもので、これは必要でございすので、これがどのような、今どこどの程度どういう資料があるかというのは当然これはまず第一に調べて、調べなければならぬこととございまして、何もこれは隠し立てをするようなことではありませぬ。

いずれにいたしましても、私は、基本的に今回のこの年金記録の問題については、私どもの行う調査についても適時適切に国会にも御報告をしなければならぬ、公表申し上げねばならない、このように考えて取り組んでおります。

○小池晃君 いや、それは特殊台帳と照合したというのは野党の要求でやっている、それは分かるんですよ。ただ、じゃ、この数字が間違いの比率を示すものかというところじゃないでしょうか。これはあくまで特殊台帳の、非常に特殊な、一部未納、一部免除という人たちのデータとオンラインがどれだけ合致しているかということになるけれども、何かこれがあたかも全部の資料が正確かどうかの指標に、何%だから全部に当てはめるとどれだけだという話にならないでしょうか。

いるんです。そのことを私は指摘をしたんです。だから、これでは実際に払ったかどうかの、特にまじめにきちんと払った人の記録がどれだけ間違いない記録されているのかの調査にはなっていないという事実を私は指摘をしたんです。

それから、今お答えにならなかったけれども、いろんな調査をやられているのであれば、だから、きちっと今何を、調査やっているのであれば、何を調査しているのか、これを明らかにしていただきたい、そして、その結果を国会に報告をしていただきたいと言ったんです。答えてください、それはやっていただけですね。

○国務大臣(柳澤伯夫君) いろんな調査をしているという委員の御発言でございしますが、私が申ししたのは、我々の新しい対応策の中に、オンラインの記録とその元資料になった紙の台帳、手書きの台帳、それからまた市町村の名簿、さらにはマイクログリッドに収録されているもの、こういうようなものを突合しますと、今後、突合しますということはもうはっきり申し上げているわけです。

したがって、その相手になるものをオンラインとの突合の対象になるものというのは、当然我々はあらかじめ全貌をつかんでおかねば、仕事だとして手戻りが起こるわけです。あそこにもあった、また出てきたっていったらまたオンラインでやらなきゃならない。ですから、これはもう全貌をきちっと把握をして、ほかにもうないなところまできちっと初めて作業が始まるということとございまして、そういうことは当然、私どもとして何も隠し立てをすることではなくて、調査をしているということで御理解願えると思います。

○小池晃君 いや、だからそのとおりですよ。それはやっただけで、全貌を把握する調査。だから、その中身、今何を、全貌を調査するためどういう調査をやっているのかを国会に対してきちっと報告をしていただかないと言っているんです。(発言する者あり) 何で必要がないんですか。それは非常に重要な情報じゃないですか。そ

れ、そういうのを一切隠して都合のいい数字だけぽつと出してくる、こういうやり方では国民は納得しないと申し上げているんですよ。これでは駄目です。

それから、今社会保険事務所に問い合わせが殺到して窓口が大混乱しているということが連日報道されているわけですね。やっぱりこれは本当に何とかしなきゃいけない問題だというふうに思います。最後、その問題。

やっぱり緊急のいろんな体制も必要だろうと思います。この点について大臣にどういうことを考えておられるのかお聞きしたいのと、私は……(発言する者あり) 何を言っているんですか、不安をおおるんじゃないでしょう。ちゃんとした情報出さないからこういうことになるんじゃない。国会で野党が指摘しなければ何も言わないような体質があるから国民が不安に思っているんじゃないですか。与党は自分に、天に任せてですよ、それは。

大臣、今本当にみんな不安に思っているんです。すぐにやれることとして、私、こういうことはどうなのか。例えば、今の対策のままで恐らく突合作業しても来年の夏ぐらいまでは国民の元には何のお知らせも行かないということになるわけですよ。これだけ混乱、不安が広がっているんだから、やっぱりすぐにできることとして、すべての加入者、受給者に、あなたの納付記録はこうですと、こうなっていますとということを直ちに知らせる、やっぱりそういうことぐらい検討しないと、これだけ不安が広がっているときに、私は、これはすぐできるはずですよ、いろんな作業抜きに。今、まあそれはすぐやっていったって一週間、二週間じゃできません、一定の時間掛かるかもしれないけれども、でもやっぱりそういうことをして、とにかく、今国民の不安にこたえる、政府が持っている情報を提供する、このぐらいのことやったらどうかと思うんですが、今対策として考えておられることと併せて、そのことについてのお考えをお聞きたい。

ちよつといいよ、大臣でいいよ。あなたたい

○国務大臣(柳澤伯夫君) 被保険者、それから受給権者の年金加入記録というものが、私も実はそんなものはそろっていても国民の皆さんにお知らせできるかと思っただけですが、そうでないということでございますので、それは後でちよつと説明させていただきます。

今私が一番何と申してもやらなきゃならないというのは、国民の皆さんの中で、やっぱり不安だ、あるいは確かめておきたいと、こういう言わば相談、あるいは窓口での相談、さらには電話での相談というのに対して、本当にもうできるだけの容易さでもってそういうことのコンタクトをして、そしてお答えをしますと、こういうことが最も大事だということに思っております。

そういうことのために、今事務次官以下、NTTと接触をして、できるだけ回線の回線、それから地方の回線も同じ番号からすぐつながると、空いていけばつながるというようなことの装置を、あるいはその手配をしてもらえるということと、とにかくできるだけの回線数を確保して、国民の皆さんからの架電に対して、呼び掛けに対して、それに応答できるような、できるだけたくさん回線を用意して応答できるような体制をつくりたいということを目下取り組んでいるということでございます。

○小池晃君 もう別にいいです、答弁は。官僚の皆さんができないと言ったことは実はできると、知らないと言ったことは実は知っているということではないかと思えるようなこの間の経過です。今、もういいです。

やっぱり、本当にこの問題は本当に不安が広がっている。しかし、前提として、やっぱり真実を明らかにしなきゃいけない。全貌をしっかりと国民に示すというのは私、政治の責任だと思うんですよ。その点で、前提としてきちっと事態がどうなっているのか、この全貌をしっかりと示していただきたい。隠している数字は全部出していただきたい。

たい。隠している過去の歴史、記録、やり方、方法、すべて出したい。そこから本当に議論が始まるんだと。やっぱり対策としては、本当にこれは国民が不安に思っているんだから、みんなぞ知恵出して一歩でも解決しなきゃいけないというふうに思いますが、その前提として、本当に事実を明らかにする、そのことなしには議論は進まないということを申し上げて、質問を終わります。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。まず、三千件のサンプルについて昨日の午前中の段階で出せる状況にあったにもかかわらず、私たちに九時五十分まで見せなかったということについて強く抗議をいたします。

それから、二つ目。先ほどからも出ておりますが、五月三十一日締切りで、各自治体に対してどのような保管状況だったのか問い合わせをした件について、今日の報告では不十分です。どのような形でやっているのか、それについても各自治体全部のサンプルを早く、全部の、五月三十一日、そして本日までに来ているものを出してくれるよう強く要求をします。

三点目。今日出していただきましたが、これは社会保険事務所に社会保険庁が台帳の管理情報について問い合わせをしました。金曜日に問い合わせをして、日曜までにだすということをやったという情報を情報として知りました。ですから、それについて、私は昨日、質問通告で結果を示されたいとしておりました。ところが、昨日、質問通告をしたところ、期限は過ぎていきがきれいに集まっていけないという答えでした。ところが、今朝、すべて廃棄しているという話は聞いていないという結果が出されております。

どういふことなのか。こちらが内部から聞いて、こういう調査をしているだろうと言ったら、いや情報が集まっております、日曜までと言っていたけれども集まっております、まだ出せませんというのが答えです。しかし、出せと言って理事懇で迫れば、廃棄しているものはないという

のが答えですというのが同じ朝に出てくるんですよ。どういふことですか。

○政府参考人(清水美智夫君) 午前中お答え申し上げましたものは、日曜日に被保険者台帳の廃棄に係る調査についてということで指示をいたしまして、日曜日に返事を各事務局から集めたところ、その内容は廃棄したものはないというものでございます。

今のお尋ねのもの、ちょっとほかに調査をしているのかどうか確認をしてみたいと思います。

○福島みずほ君 いや、問いの答えがずれているんですよ。昨日の段階で質問通告をしたときに、期限は過ぎていたがきれいに集まっていなかったという答えだったんですよ。答えられないというのが答えでした。

つまり、私たちが情報を入手して、こんな調査を社会保険庁はしているだろうと言ったら、やっておりませんが集まらなかったと言った答えではないんですよ。でも、集まっていたらいいじゃないですか。

次の質問に行きます。(発言する者あり) いや、今、本当に確かに、言い訳を聞く時間はないじゃないので指摘をしておきます。

私たちが調べて、こんなことをやっているだろう、出せと言ったら、集まっていなくて明らかでないんですよ。私たちが言わない限り、調査をしても、即座に明らかにしない。日曜の段階で締切りでやっているんだしたら、廃棄してはおりませんと月曜日に私たちに言えはいいいじゃないですか。ということで、この情報隠しは許し難いと思います。

次の質問を言います。

先日、一千四百三十万件の未入力が発覚しましたが、これ以外には未入力はないということでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) 一千四百三十万件については、どのような内容のものかは繰り返し申し上げておりますので申し上げますけれども……

○福島みずほ君 結論だけで結構です。青柳さん。

○政府参考人(青柳親房君) はい。これ以外に、このような記録は他には存在しないというふうに考えております。

○福島みずほ君 平成十年度における年金情報通信の中に、はつきり千四百三十万件について未入力である、つまりコンピュータ化されてないという書いてありますが、もう一つ、未入力の部分が載っています。それは船員保険の部分の一部、三十四万件に属して未入力、つまりマイクロフィルムの段階であって、これは入力されていないということでした。

お聞きします。今、青柳さんは、未入力のものは一千四百三十万件以外にないと明言をされました。じゃ、この船員保険の一部の三十四万件、平成十年、社会保険庁の公式の資料で未入力は、一体いつ入力されたんでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) 大変恐縮でございますが、ただいま委員から御指摘のありました数字について、私も初耳でございますので、これは早急に調査をさせていただきます。申し訳ございません。

○福島みずほ君 この三十四万件に関して、もっと情報ありませんか。

船員保険は、じゃ、青柳さん、先ほど未入力の部分はないとおっしゃいましたね。船員保険のすべてはコンピュータ化されている。この三十四万件は平成十年から現在に至るまでの間、必ずコンピュータに入力されていたという理解でよろしいですね。

○政府参考人(青柳親房君) 船員保険については、委員も御承知のように、昭和六十一年から厚生年金に統合されたという形で、元々は独立の制度として運営されていたという経緯がございます。

したがって、今お話のありました部分がいわゆる業務外年金の、つまり厚生年金に統合された部分なのか、あるいはこれは御存じのように、

船員保険そのものは労災でありますとか雇用保険に相当するような給付も行っておりますので、どの部分なのかというところは、ちょっとにわかに私、現在の時点で判断できませんので、そういうふうにも含めて、少しいろ時間をいただいて調査をさせていただきます。

○福島みずほ君 平成十年度の社会保険庁の公的な資料の中で一千四百三十万件が未入力である、それから船員保険の中の三十四万件、この二つが未入力であるというのとはつきり書いてあります。先ほど一千四百三十万件以外に未入力のものはないとおっしゃいましたので、この三十四万件が一体いつきちんと入力されたかどうか、今日じゅうに御回答をお願いいたします。

また、そうでないと、新たに未入力のものが登場したということになりますので、回答をお願いいたします。

次に、台帳のことについてお聞きをいたします。

旧台帳が三鷹の社会保険業務センターの関連倉庫にあるということをお聞きしております。この旧台帳は、どれぐらいあるか教えてください。これは民間業者の施設に預けているということなんです。倉庫の年間の使用料について教えてください。

○政府参考人(青柳親房君) まず、旧台帳の扱いについては大きく二つの種類がございます。

一つは、話題になっております千四百三十万、これはマイクロフィルムの形で保存がされているものでございます。それ以外におよそ千七百万の台帳がございまして、これはすべて一度、磁気テープに電子化されているものが電子化した後に紙又はマイクロフィルムで保存されている形のものでございます。合わせて、単純に合計いたしますと三千二百万が該当のものではないかと推測されるのでございます。

それから、それをどのような形で保存しているのかというお尋ねでございます。これは結論から申し上げます。民間業者が保有する倉庫に保有をさせていたしております。ただし、さつきも申しましたように、一千四百三十万については、これは言わばしゅちゅう使う部分でございますので、これは言わば本庁舎の方にしゅちゅう使えるような状態で置いてあります。それ以外のものについてはしゅちゅうは使わないものでございまして、念のために保存しているものでございまして、民間の業者に保有する倉庫に保管をしております。こういう形のものです。

それから、金額でございますが、この契約金額は年間約七千九百万円というふうに承知をしております。

以上でございます。

○福島みずほ君 これ民間会社、多分、ワンプシ、片板名でワンプシという名前ですが、会社と契約しているだろうという回答をもらっています。これ賃料が七千八百万円、その記録を預かってもらうために一億近く払っているわけですね。累計出せと言われても出してもらっていないんですよ。私たちが台帳との統合というのを要求をしております。是非、その旧台帳を見せてほしいというのを言っているんですが、セキユリティーの問題があるので見せられない、あるいは検討するという状況ですが、私たち国政調査権を持っておりまして、旧台帳がどのような形で保存されているのか。

一説によると、何かすごくほりかぶつていて、ぜんそくになるから社会保険庁の職員も入りがたないという話も聞きますけれども、その旧台帳がどのような状況なのか、マイクロフィルムを含めて、見たいと思います。これ見せていただけますね。

○政府参考人(青柳親房君) この資料の保存については、私も実はどの場所に保存しているかを示されておられません。セキユリティーの関係でこれについてはお断りを従来からしているものというふうに聞き及んでおりますので、是非とも御勘弁

願いたいと存じます。

○福島みずほ君 理解ができません。私たちは原子力発電所の中も調査をしたり、成田にある入管施設に行ったり、刑務所に行ったり、様々なところに行っています。明らかにできないというのが理解ができません。私たちは秘密も保持できると思いますし、それからセキュリティというのがよく分からないんですね。それについて、旧台帳の保管場所が都内にあり、そこにお金を多額に払っていて、しかもそこがどういう保存状況かを私たちが知ることは突合をどうするかについても極めて重要、マイクロフィルムの保存状態も旧台帳がどのような形で保管されているかを見ることは極めて重要だと思います。

これは、実は今日質問したのは、申し込んでいるんですが、まだ明らかにしていただけない、是非、その情報センターの所長さんがこの後、私と直談判することになっておりますので、是非認めてくださるようお願いしますが、大臣、どうですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私どもはやはりこれだけ、本当に国民の皆さんに申し訳ないんですけれども、その台帳あるいはマイクロフィルムあるいはオンラインのシステム等々が話題になっているというこの状況を考えますときに、委員のそういう御熱心な御要望あるいはお考えというのをもよく分かりますけれども、他方、私どもといたしましては、この台帳はオンラインの記録との照合するという意味では非常に貴重なものと考えておりますので、そういうことについては是非御理解を賜りたいと思います。

○福島みずほ君 理解ができません。私たちはきれいなところだけ視察をして、あつ、こんなにきれいにされているのねと言うために視察をするのではありません。現状どういう形で保管をされているのか、どういう形なのかしつかり見る必要があると思います。それなくしてこの、どういう、年金記録についてやっぱり語れない。

つまり、なぜ拒否するか分からないんですよ。

民間の倉庫にやっているんだつたらまた別のところに頼むとかいろいろできるじゃないですか。年間一億円近くお金を払っている、で、どういう状況か青柳さんも分からない、行ったこともない、場所も知らない、そんなおかしいですよ。どうなっているか分からない、だれも知らないんですか。これが、国民の皆さんの貴重な旧台帳が保管されている場所ですので、私は視察をしたいと言っておりますが、まだ実現をしておりません。これについて大臣、なぜ見せないのか、理解ができません。きれいなところしか見せないということをしているんじゃないかとすら思えるのですが、是非、国政調査権に基づく視察を認めてくださるようお願いいたします。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは、旧台帳のうち現存台帳は先ほど運営部長の方からお答えいたしましたとおり、磁気テープに収録をされ、更にその後において磁気ディスクでオンライン化されているものでございます。そういう意味では言わばバックアップのデータではありますけれども、これもやはり我々としてはオンライン記録との照合をするというのを今回の新しい対応で明らかにしているところがございます、その意味では、既にオンライン化したものとはいえ、非常に貴重なものでございまして、私どもとしてはこれによりもやのことがあろうというのを非常に恐れるというところでございます。

○福島みずほ君 国会議員は信用されてないんですよ。きれいなところだけ、都合のいいところだけ見せられて視察が終わったというような国会では情けないと思います。旧台帳がきちっと保管をされている、民間の倉庫に入っている、それを見たいという、その一つ一つの記録を見るわけではなく、保存状況やどの程度あつてどうされているか見たいんですよ。これについて、なぜ拒否するのか全く理解ができません。これについては、なぜ拒否されるのか分かりません。都合のいい現実だけ見せられて型どおりの視察で終わるのは駄目だと思っておりますので、社民党として要求いたします。

ましたが、改めてまた要求を続けていきます。次に、今、相談業務を一生懸命やっておりますが、インターネット上、この相談業務に対するオープンニングコールスタッフ大募集というのが出ていっているので見てみました。これは、時給が千五百円から千円。オープンニングコールスタッフ大募集。国民年金、厚生年金保険に関する電話でのお問い合わせにお答えするお仕事です。年金受給者からの、年金のお受け取りに関する手続、制度や加入記録に関するお問い合わせ等に対応。百五十名の募集、資格は十八歳から六十三歳の男女、学歴・経験不問です。

これについて、要するに、インターネット上、年齢不問、経験不問で募集しているんですね。これで年金の相談、応ずることができるんですか。○政府参考人(青柳親房君) ごらんになった募集は恐らく、コールセンターを今集約をするということで、大森に第一コールセンターをつくらうということとで私どもが計画しているものの一端ではないかと思われま。

この年金の相談につきましては、まずは電話を取って、それから確にお尋ねのある方について対応するということについては、必ずしも専門の知識がそれほどなくても、例えば一般的なお問い合わせ等についてお答えできるようなスタッフはある程度数が必要になってまいります。ただ、それだけでは不十分でありますので、その方々に研修を行って基本的な知識を付けさせると同時に、これに対してのスーパーバイザーを一定程度配置をいたしまして、このスーパーバイザーがかなり専門的な知識を持った方として足らざるところを補うというように、相当数のコールを受けられるようにするというのがこうしたコールセンターの一般的な姿でございます。

これは現在、業務センターにあります中央年金相談室でも同様のやり方を取っております。それで十分に必要な年金の相談についての対応をさせていただきます。したがって、大変心もとなくその募集記事

をごらんになって思われたかもしれませんが、私どもとしては、そういう形で集めた方々を一定のトレーニングをし、そしてスーパーバイザーがこれを補完するという形で誤りを期してまいりたいと考えております。

○福島みずほ君 これには、ねんきんダイヤル、今始めているねんきんダイヤルの受電対応、電話を受け取る対応をしていただきますと書いてあるんですね。これをインターネット上、トランスコスモス株式会社の求人情報、タウンワークでやっている。余りに、年齢・経験不問なんですよ。これでこの難しい、私たちがすらこの年金のことについて勉強しないと分からない、それについて、これで募集して、ここにはつきり書いてありますよ、制度や加入記録に関するお問い合わせ等に対応します。これで大丈夫なんですか。

○政府参考人(青柳親房君) 繰り返しの質問で大変恐縮でございますが、まず、年金のお問い合わせについて、通常であれば大変多いお問い合わせは何かと申しますと、例えば年に一遍の年金の支払通知が来たときの話、あるいは源泉徴収等が来たときというところで、季節ごとに例えばお問い合わせのものというのは非常にパターンが決まっております。その意味で、個々の年金相談の事例を詳しくやるというケースが必ずしも、例えば電話相談の場合多くございません。

そしてまた、そういうケースがある場合には、先ほど申し上げましたスーパーバイザー、これは社会保険労務士の方を始めとして、それなりの知識、経験のある方々を配置しているわけでございますが、こういう方々が軸になって対応するということになりましたので、私どもといたしましては、ある程度大量のお問い合わせにきちんとお答えをするということ、そして専門的な質の高いお問い合わせに対しても遺憾なくこれに対応するということ、その両者を言わば実現していくためにただいま申し上げたような形で対応を取らせていただいております。質の高いお問い合わせと質の低

○福島みずほ君

お問い合わせとあるのでしょうか。
このねんきんダイヤルは今鳴り物入りでやっていると。ところが、何時間待ってもつながらない。つながったと思ったら、全く素人のパイトみたな人がマニュアルみたいなものを見てやっているから何の解決にもならないという声が上がっているんですよ。案の定そうじゃないですか。経験不問、年齢不問でやらせている。これで何時間も待つてつながって、ああ、やつとねんきんダイヤルがつながったと思ったら、こんなインスタンでやっているんですよ。これはひどいですよ。みんながどんな思いでねんきんダイヤルに電話をしているのかと思います。

この人たちに對する謝金は保険料から払われているでしょうね。確認をいたします。

○政府参考人(青柳親房君) 現在やっておりますいわゆる年金相談一般については、これは保険料の対応でございますが、今回の事態を踏まえてエクストラで投入しなければいけないような経費については、これは税を充てるということでやらせていただいております。

○福島みずほ君 新聞には、照会経費、当面九十億円というのがありますが、幾らと試算をされていらつしやいますか。

○政府参考人(清水美智夫君) 今回の年金記録への新対応策の経費につきましては、今後様々な手法も詰めるといったような作業が様々な必要になるわけでございますので、額を含めて現在確定しているものはいません。

○福島みずほ君 じゃ、この九十億円というのは誤報なんですか。

○政府参考人(清水美智夫君) 今申し上げましたように、新対応策についての費用というものは具体的方法をどうするかといったことによるものがございますので、それによって数字というものは今後固まってくるものであるというふうに思います。

○福島みずほ君 方法と試算を明らかにしてください。

それで、特例納付制度を利用した人で記録がないというケースは何かありますか。

○政府参考人(青柳親房君) 記録確認の際に記録がないというケースは特段の把握をしておりますが、年金記録相談の特別強化体制ということで昨年八月から本年三月三十日までの間に照会申出書を受け付け、回答した五万六千九百九十九件のうち、御本人申立ての記録の一部が確認できたもの、すなわち一部が逆に言えば確認できなかったもの、それから御本人申立ての記録が確認できなかったものの合計は二万六千三百三十五件というふうに認識をしております。

これに係ります個々の内訳については把握をしておりますが、この二万六千三百三十五件の中で恐らくは特例納付制度を利用した方々も含まれていると思っておりますが、その詳細は存じておりません。

○福島みずほ君 特例納付は三回にわたり実施をして、例えば昭和五十三年の段階から五十五年でも、金額が全部で千六百七十五億五千万円、収納件数が二百二十九万九千六百余件というふうによくの人が利用しています。この間、参考人が、全部この特例納付の制度で、どうも自分が記録がないということの切実な訴えがありました。

新聞報道によると、本当は社会保険庁でやらなくちゃいけないのが市町村でやったとかいろいろな問題が起きているようなんですが、社会保険庁としてこの問題の所在に気付かれたのはいつですか。

○政府参考人(青柳親房君) 午前中もお尋ねがございましたので繰り返す点でございますが、まず、報道で、この特例納付に係る保険料の領収書に龍ヶ崎市役所の領収印が押されているというふうにございました。私もこれを確認いたしましたところ、領収書に残された領収印は龍ヶ崎郵便局の領収印でございました。すなわち、今委員からも御紹介ございましたように、特例納付は国に納めるということでありまして、市町村に納めるものではないというルールに照らしますと、郵便局で納付されているということは、国庫金の

収納のできる金融機関あるいは郵便局での収納ということでございますので、ルールには反していないということだろーと思っております。

この案件というのが、事案というのが、つまりこの龍ヶ崎という個別案件というのは、承知をいたしましたのはこの報道に接してでございます。

○福島みずほ君 先ほど山本委員の質問に対して、入ってきた保険料額とそれからその件数が必ず一致するようにしていると、一致しているんだという回答でした。

お尋ねいたします。特例納付に関して、納付したという人の記録と入ってきた保険料の金額は正に一致されておりますか。

○政府参考人(青柳親房君) 先ほど山本委員からのお尋ねに對しましては、現在我々が収納しているやり方では必ず一致するというふうに申し上げたわけですが、昔の国民年金は御承知のように収入印紙方式でございました。したがって、その収入印紙を、印紙を發行して、それを市町村が購入をいたしまして、住民の方に保険料相当分をまた売りさばくという形になりますと、これは、印紙という形で国庫に収入が入るものと、当然その検証という形で納付確認ができるものと、間にギャップがございます。それを埋めるために毎月あるいは毎回、これは社会保険事務所とそれから市町村がそれぞれの印紙についての言わば突き合わせをするという形で納付記録を確認していたという過去の実績、やり方でございますので、過去においては残念ながらこれが一致していないということが通例であったと承知をしております。

○福島みずほ君 過去、そのような突き合わせをしていれば特例納付に関して何も問題が生じないと思っておりますが、いかがですか。

○政府参考人(青柳親房君) ちょっと説明が不足した点がございますので、補足させていただきます。先ほど申し上げたような形で、一般の印紙納付のやっていた時代はそういうずれがあったわけ

ですが、その後、この特例納付、それから昔でありまして、過年度という形で、当年度に納めるべきものを納め忘れて翌年度に納めると、二年間であれば納めることができる仕組みがあったわけですが、こういう形で納めるものは現金納付でございましたが、今のようない、今日のようない仕組みになつておらなかったものですから、残念ながら現金の収納と保険料の納付記録との間には必ずしも一対一の対応がなかったものと認識をしております。

○福島みずほ君 これについて、いつまで調査が済むんですかと質問通告したところ、期限は分からないという回答でした。多くの被害が出ていますので、大至急これはきちっとやるべきだと申します。

次に、時効についてお聞きをいたします。今回、時効を援用しない、時効を採用しないという議員立法が出ております。これは、過去、時効を適用しませんでしたと、金額が実は多額になるのではないかと。例えば、既に死亡しているAさんの年金について、確認されてない五千万件の中に確認された場合、本人に支払われるはずの老齢年金と払われていた年金の差額、Aさんの遺族に払われる遺族年金ということに関して、これ、金額が払われるということではないですか。

○衆議院議員(石崎岳君) 今回の法案におきましては、年金記録の訂正に伴う年金の増額分については、五年間の時効消滅期間の経過した分も支払うということとするものでございます。したがって、この年金訂正による増額、つまり、法律上の文言では、記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づく支払分が支払われることになるということでございます。年金記録の訂正ということが前提でございます。

○福島みずほ君 その支払われるべき年金に関しては法定相続の対象になって、遺族年金についてもこれは遺族がいるわけで、かなり法律関係も錯綜しますし、年金の適用がありませんから全額払えという、巨額なお金になっていくと思っております。

願(第一七〇一號)

千一名

ピング受注と下請に対する指し値発注や下請代

請願者 京都市伏見区津知橋町三九三ノ一

ノ二〇二 尾関奈々子 外四千九百四十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一五二四号 平成十九年五月二十五日受理

国民健康保険の充実に関する請願

請願者 京都市下京区西七条名倉町二ノ一 一三二 下野豊治 外四千九百四十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一五二五号 平成十九年五月二十五日受理

国民健康保険の充実に関する請願

請願者 東京都青梅市新町一ノ二三ノ四 鈴木節子 外四千九百四十九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一五二六号 平成十九年五月二十五日受理

国民健康保険の充実に関する請願

請願者 川崎市中原区木月一ノ三四ノ一四 坂間幸子 外四千九百四十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一五二七号 平成十九年五月二十五日受理

国民健康保険の充実に関する請願

請願者 群馬県吾妻郡六合村入山四、〇七 七 山口栄蔵 外四千九百四十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一五二八号 平成十九年五月二十五日受理

労働法制度の拡充に関する請願

請願者 大分県佐伯市弥生井崎一、〇九二 小松廣二 外二百七十四名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第七八八号と同じである。

第一五二九号 平成十九年五月二十五日受理

ウィルス肝炎総合対策の推進に関する請願

請願者 埼玉県川口市元郷一ノ一七ノ三ノ一、〇〇六 追田孝子 外四千九百四十九名

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

第一五三〇号 平成十九年五月二十五日受理

青年が人間らしく働き、将来への希望が持てる雇用の確保に関する請願

請願者 大阪府摂津市浜町一ノ二 川口 純子 外五百一十一名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第一五三五号 平成十九年五月二十五日受理

ウィルス肝炎総合対策の推進に関する請願

請願者 群馬県高崎市剣崎町三〇〇 藤井 信彰 外四千四百一十一名

紹介議員 富岡由紀夫君

この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

第一五三九号 平成十九年五月二十五日受理

公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願

請願者 宮城県柴田郡柴田町四日市場新宮 市一ノ二 大沼正浩 外八百八十八名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第一五二一号と同じである。

第一五四一号 平成十九年五月二十八日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願

請願者 さいたま市大宮区北袋町一ノ一六

七ノ四 川田高子 外八千九百三十三名

紹介議員 島田智哉子君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一五四二号 平成十九年五月二十八日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願

請願者 岩手県奥州市江刺区男石一ノ三ノ八 及川スミ子 外二千三十一名

紹介議員 平野 達男君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一五四三号 平成十九年五月二十八日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願

請願者 岩手県北上市和賀町横川目一ノ二ノ四七 佐藤和子 外二千四百四十九名

紹介議員 工藤堅太郎君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一五四四号 平成十九年五月二十八日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願

請願者 福井県あわら市市姫二ノ二〇ノ一 四 馬場信雄 外千八百五名

紹介議員 清水嘉子君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一五五〇号 平成十九年五月二十八日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願

請願者 静岡県島田市旗指二、八四七ノ一二 井上正規 外四千六百六十四名

紹介議員 坂本由紀子君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一五五一号 平成十九年五月二十八日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願

請願者 福岡県糟屋郡宇美町ゆりが丘一ノ一三ノ九 橋本誠 外八千名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一五五二号 平成十九年五月二十八日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願

請願者 宮崎市大字加江田四、六九四 吉田節子 外二千名

紹介議員 松下 新平君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一五五三号 平成十九年五月二十八日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願

請願者 佐賀県杵島郡白石町福吉大戸下 藤井美代子 外九百名

紹介議員 陣内 孝雄君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一五五四号 平成十九年五月二十八日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願

請願者 山口県下関市豊浦町川棚一、五九〇ノ三 山田繁治 外二千七十二名

紹介議員 岸 信夫君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一五五五号 平成十九年五月二十八日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願

請願者 静岡県掛川市中三、五一四 和田 達夫 外四千三十六名

紹介議員 榛葉賀津也君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一五五六号 平成十九年五月二十八日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願

請願者 群馬県高崎市間屋町一ノ七ノ三

大塚利子 外一万六千六百三十三名

紹介議員 富岡由紀夫君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一五五七号 平成十九年五月二十八日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願

請願者 兵庫県朝来市山東町一、九七七

日下萩野 外一万二千七百九十名

紹介議員 辻 泰弘君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一五五八号 平成十九年五月二十八日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願

請願者 佐賀県佐賀郡東与賀町大字田中五

六〇ノ二〇 田中展子 外九百九十七名

紹介議員 岩永 浩美君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一五五九号 平成十九年五月二十八日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願

請願者 埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡二ノ一三

ノ二五ノ一〇二 柴田学 外七千九百九十九名

紹介議員 家西 悟君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一五六〇号 平成十九年五月二十八日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願

第七部 厚生労働委員会会議録第二十八号

請願者 仙台市青葉区西花苑二ノ一八ノ一

〇 田中みな子 外二千名

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一五六一号 平成十九年五月二十八日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願

請願者 京都府相楽郡木津町吐師馬垣内三

喜多純子 外一万七千七百八十

九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一五六二号 平成十九年五月二十八日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願

請願者 群馬県高崎市井野町三六五ノ一三

大川平二 外一万九千九百九十九

名

紹介議員 山本 一太君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一五七〇号 平成十九年五月二十八日受理

保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額に関する請願

請願者 京都府綾部市高津町北川三二 坂

根真志 外百八十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第一五七一号 平成十九年五月二十八日受理

児童扶養手当の減額を最小限にすることに関する請願

請願者 大阪府枚方市御殿山町一ノ三三

ノ六〇五 村上加代子 外百九十九

九名

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第一一七号と同じである。

第一五七二号 平成十九年五月二十八日受理

国民健康保険の充実に関する請願

請願者 長野県下伊那郡喬木村三、二二一

北沢たまみ 外二千二百二十八名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一五七三号 平成十九年五月二十八日受理

安全・安心の医療と看護の実現に関する請願

請願者 岐阜県各務原市蘇原瑞雲町一ノ六

ノ二〇一 佐久間晶基 外五百四十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第一五七四号 平成十九年五月二十八日受理

医療改革法の撤回と医療の充実に関する請願

請願者 名古屋市中川区荒越町一ノ三ノ一

ノ一ノ六〇八 野邑文雄 外四百五十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一二四三号と同じである。

第一五七五号 平成十九年五月二十八日受理

公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願

請願者 仙台市青葉区川内三十人町五四

武田浩一郎 外百八十五名

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第一五二一号と同じである。

第一五七八号 平成十九年五月二十八日受理

公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願

請願者 福岡県筑後市大字北長田六七八

近藤美奈子 外四百九十九名

紹介議員 谷 博之君

この請願の趣旨は、第一五二一号と同じである。

第一五八〇号 平成十九年五月二十八日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願

請願者 宮崎県延岡市大武町四、六二一

村中和美 外二千名

紹介議員 小齊平敏文君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一五八一号 平成十九年五月二十八日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願

請願者 滋賀県野洲市堤四二八 中野とし

江 外千九百九十九名

紹介議員 林 久美子君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一五九〇号 平成十九年五月二十九日受理

労働法制の拡充に関する請願

請願者 名古屋市中川区豊成町一 水野晴

美 外三千八百二十三名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第七八八号と同じである。

第一五九一号 平成十九年五月二十九日受理

労働法制の拡充に関する請願

請願者 滋賀県東近江市建部堺町二五三ノ

二 高木紀子 外三千八百二十三

名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第七八八号と同じである。

第一五九二号 平成十九年五月二十九日受理

労働法制の拡充に関する請願

請願者 東京都台東区東上野五ノ一九ノ二

團史子 外三千八百二十三名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第七八八号と同じである。

第一五九三号 平成十九年五月二十九日受理

労働法制の拡充に関する請願

請願者 宮城県石巻市桃生町新田字の場六

七ノ一 今野実 外三千八百二十三名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第七八八号と同じである。

第一五九四号 平成十九年五月二十九日受理

労働法制の拡充に関する請願

請願者 千葉県市川市広尾一ノ二ノ八ノ

六〇二 高屋敷文子 外三千八百二十三名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第七八八号と同じである。

第一五九五号 平成十九年五月二十九日受理

労働法制の拡充に関する請願

請願者 神戸市垂水区小東山本町二ノ二四

ノ四 吉田憲鐵 外三千八百二十三名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第七八八号と同じである。

第一五九六号 平成十九年五月二十九日受理

労働法制の拡充に関する請願

請願者 岩手県盛岡市飯岡新田一ノ八〇ノ

一ノAノ一〇一 金田正彦 外三千八百二十三名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第七八八号と同じである。

第一五九七号 平成十九年五月二十九日受理

労働法制の拡充に関する請願

請願者 福岡市南区和田四ノ九ノ三二 波

多久美子 外三千八百二十三名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第七八八号と同じである。

第一五九八号 平成十九年五月二十九日受理

労働法制の拡充に関する請願

請願者 埼玉県北本市栄七ノ四ノ五ノ三〇

二 渡邊賢治 外三千八百二十三名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七八八号と同じである。

第一五九九号 平成十九年五月二十九日受理

安全・安心の医療と看護の実現に関する請願

請願者 京都府長岡京市一文橋二ノ九ノ八

藤原誠二 外九百九十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第一六〇〇号 平成十九年五月二十九日受理

新・腎疾患対策の早期確立に関する請願

請願者 大分県国東市安岐町瀬戸田一、二

三九ノ一 植田美知子 外二千九百九十名

紹介議員 足立 信也君

この請願の趣旨は、第五四六号と同じである。

第一六〇一号 平成十九年五月二十九日受理

マッサージ診療報酬・個別機能訓練加算の適正な

引上げに関する請願

請願者 大分県国東市安岐町山口二、〇四

〇ノ一三九 本田豊 外二百八十八名

紹介議員 足立 信也君

この請願の趣旨は、第九七七号と同じである。

第一六〇二号 平成十九年五月二十九日受理

ウイルス肝炎総合対策の推進に関する請願

請願者 北海道函館市昭和町八ノ一四 時

田伊将 外四千九百九十七名

紹介議員 下田 敦子君

この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

第一六〇三号 平成十九年五月二十九日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合

的対策の早期実現に関する請願

請願者 栃木市倭町一ノ四 堀越君枝 外

五千四百四十五名

紹介議員 谷 博之君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一六〇四号 平成十九年五月二十九日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合

的対策の早期実現に関する請願

請願者 佐賀県唐津市北波多田中八九二ノ

一五 龍野サチヨ 外九百名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一六〇五号 平成十九年五月二十九日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合

的対策の早期実現に関する請願

請願者 福島市森合字蒲原一八ノ五九 仲

野辰雄 外九百六十三名

紹介議員 太田 豊秋君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一六〇六号 平成十九年五月二十九日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合

的対策の早期実現に関する請願

請願者 京都市南区西九条西蔵王町一〇ノ

二 武田隆男 外二千五百二名

紹介議員 西田 吉宏君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一六〇七号 平成十九年五月二十九日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合

的対策の早期実現に関する請願

請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目

齊藤秀子 外千九百六十五名

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一六〇八号 平成十九年五月二十九日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合

的対策の早期実現に関する請願

請願者 愛媛県松山市東野一ノ五ノ五七

菅裕子 外五千五百五十名

紹介議員 関谷 勝嗣君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一六〇九号 平成十九年五月二十九日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合

的対策の早期実現に関する請願

請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目

鈴木玲子 外八千七百三十八名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一六一〇号 平成十九年五月二十九日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合

的対策の早期実現に関する請願

請願者 北九州市小倉南区葛原東二ノ五ノ

一 高田ヒサ子 外八千名

紹介議員 西島 英利君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一六一一号 平成十九年五月二十九日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合

的対策の早期実現に関する請願

請願者 三重県松阪市春日町三ノ九七 天

田すず子 外千十三名

紹介議員 高橋 千秋君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一六一二号 平成十九年五月二十九日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合

的対策の早期実現に関する請願

請願者 愛媛県新居浜市東田二丁目甲一、

七二五ノ一 石川質 外五千三百三名
紹介議員 山本 順三君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一六一三三号 平成十九年五月二十九日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願
請願者 青森県北津軽郡鶴田町鶴田小泉四六七ノ四二 棟方美子 外四百八十七名
紹介議員 下田 敦子君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一六一四号 平成十九年五月二十九日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願
請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目小田隆 外千四百五十五名
紹介議員 小川 勝也君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一六一五号 平成十九年五月二十九日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願
請願者 茨城県那珂市戸崎一、四五四ノ二 仲田和人 外八千五百十九名
紹介議員 郡司 彰君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一六一六号 平成十九年五月二十九日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願
請願者 東京都新宿区早稲田鶴巻町五四〇 白井達男 外四千三百三十六名
紹介議員 柳澤 光美君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一六一七号 平成十九年五月二十九日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願
請願者 新潟市江南区亀田水道町三ノ四ノ一六 熊倉巖 外千八百五十八名
紹介議員 森 ゆうこ君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一六一八号 平成十九年五月二十九日受理
安全・安心の医療と看護の実現に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市宝木本町一、四七八ノ一七 遠藤洋子 外千二百九十九名
紹介議員 谷 博之君
この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第一六一九号 平成十九年五月二十九日受理
安全・安心の医療と看護の実現に関する請願
請願者 滋賀県近江八幡市鷹飼町四三〇ノ六 奥野芳克 外三千六十名
紹介議員 林 久美子君
この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第一六二〇号 平成十九年五月二十九日受理
ウィルス肝炎総合対策の推進に関する請願
請願者 東京都新宿区下落合三ノ一二ノ二一ノ四〇三 松本佳子 外四千三百四十四名
紹介議員 柳澤 光美君
この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願
請願者 長野県上伊那郡辰野町樋口四六三ノ五 有坂登 外千九百二十八名
紹介議員 吉田 博美君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一六二一八号 平成十九年五月二十九日受理
安全・安心の医療と看護の実現に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市宝木本町一、四七八ノ一七 遠藤洋子 外千二百九十九名
紹介議員 谷 博之君
この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第一六二二九号 平成十九年五月二十九日受理
安全・安心の医療と看護の実現に関する請願
請願者 滋賀県近江八幡市鷹飼町四三〇ノ六 奥野芳克 外三千六十名
紹介議員 林 久美子君
この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第一六三〇号 平成十九年五月二十九日受理
安全・安心の医療と看護の実現に関する請願
請願者 長崎市愛宕三ノ一八ノ二五 中尾 義之 外四百九十九名
紹介議員 田浦 直君
この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第一六三一号 平成十九年五月二十九日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願
請願者 香川県高松市屋島西町二、三二六ノ一ノ二四一〇四 香川守子 外三千三百三十三名
紹介議員 山内 俊夫君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一六三二号 平成十九年五月二十九日受理
公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願
請願者 岐阜県恵那市明智町一、一四九ノ一八 安藤力 外千三百十六名
紹介議員 山下八洲夫君
この請願の趣旨は、第一五二二号と同じである。

第一六三三三号 平成十九年五月二十九日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願
請願者 大阪府岸和田市山直中町七五八ノ六 有吉敦 外二千三百三十二名
紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一六三六号 平成十九年五月二十九日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願
請願者 山形市桜田西四ノ二二ノ二二 近 野孝喜 外二千四百一名
紹介議員 渡辺 孝男君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一六三七号 平成十九年五月二十九日受理
安全・安心の医療と看護の実現に関する請願
請願者 宮崎市大塚台西一ノ三九ノ一 岩 切八重子 外五百八十名
紹介議員 松下 新平君
この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第一六六七号 平成十九年五月三十日受理
安心して子供を生み育てられる社会にするための行き届いた子育て環境の整備に関する請願
請願者 愛知県岡崎市梅園町山添六四 八 田ひろ子 外千五百五十六名
紹介議員 井上 哲士君
「お金の心配せずに子供が産めるようにしてほしい」「夫は毎日二時間労働。疲れて帰ってきて子育てなんてとてもできない」「保育園一杯で預けられるか心配である」「保育料が高くてこれでは何のために働いているのかとむなしくなる」、子育て世代は悩みや不安が一杯である。政府も、少子化対策や子育て支援を言うが、実際には、若い世代に、高い失業率と不安定な仕事があり、家庭を犠牲にする長時間労働もますますひどくなっている。子供を産んだら働き続けられない職場、保育園不足、教育条件の整備の後れなどの問題も深刻さを増している。
ついては、次の事項について実現を図られたい。
一、仕事と家庭生活とが両立できるルールをつくること。
二、長時間労働をなくし、子育て中の労働者には、変則勤務・夜間勤務・単身赴任を制限

し、残業も本人同意を必要とするなど、だれもが家族的責任を果たせるようなルールをつくること。

2 育児休業を男女共に取りやすくするために、育児中の賃金保障の六割への引上げなどの施策を充実させること。

二、中学校卒業までの医療費の無料制度をつくること。

1 子供の医療費の無料化を国の制度として実施して、すべての自治体で中学校卒業までの無料化を支援すること。

2 小児救急医療を始め小児医療体制を整備すること。

3 出産費用、妊産婦検診を無料にし、安心して出産ができるようにすること。

三、保育園を増やし、高い保育料を値下げすること。

1 必要な人みんなが保育園に子供を預けることができるように、保育園を増やすこと。

2 国の保育所運営費を増やして、高い保育料を値下げすること。

3 自治体を支援して、身近な場所に子育て、育児相談のための多様な場をつくること。

4 学童保育を質的にも量的にも拡充すること。

第一六六八号 平成十九年五月三十日受理
安全・安心の医療と看護の実現に関する請願
請願者 浜松市東区和田町四九四 杉原美弥子 外千三百三十四名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第一六六九号 平成十九年五月三十日受理
安全・安心の医療と看護の実現に関する請願
請願者 栃木県足利市大前町八四四ノ七 藤嶋信子 外九百九十九名

紹介議員 谷 博之君

この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第一六七〇号 平成十九年五月三十日受理
安全・安心の医療と看護の実現に関する請願
請願者 宮崎県日南市吾田東八ノ八ノ一二 井福秀子 外五百三十八名

紹介議員 福島みずほ君
この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第一六七一号 平成十九年五月三十日受理
安全・安心の医療と看護の実現に関する請願
請願者 岩手県二戸市石切所字中道四ノ一 菊地英 外三千七百四十三名

紹介議員 平野 達男君
この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第一六七二号 平成十九年五月三十日受理
安全・安心の医療と看護の実現に関する請願
請願者 東京都世田谷区祖師谷三ノ四二ノ一七ノ二〇三 森幹之 外二千三百十三名

紹介議員 大久保 勉君
この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第一六七三号 平成十九年五月三十日受理
安全・安心の医療と看護の実現に関する請願
請願者 茨城県水戸市元吉田町二、八一五ノ一〇二 千葉優子 外千三百八十五名

紹介議員 小林 元君
この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第一六七四号 平成十九年五月三十日受理
安全・安心の医療と看護の実現に関する請願
請願者 宮崎県源藤町池ノ内七二八ノ一一〇 米原浩一 外九百九十九名

紹介議員 小斉平敏文君
この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第一六七五号 平成十九年五月三十日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願
請願者 岐阜県山県市高富一、六〇三中山和江 外四千九百三十九名

紹介議員 津田弥太郎君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一六七六号 平成十九年五月三十日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願
請願者 堺市美原区さつき野西二ノ五ノ二 六 小林優子 外二千八百八十六名

紹介議員 北川イッセイ君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一六七七号 平成十九年五月三十日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願
請願者 岡山県浅口市金光町占見新田二、六八五 山下やす子 外千六百十五名

紹介議員 片山虎之助君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一六七八号 平成十九年五月三十日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願
請願者 愛知県北名古屋市沖村天花寺一一〇 野口隆弘 外三千八十八名

紹介議員 有村 治子君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一六七九号 平成十九年五月三十日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願
請願者 秋田県大館市二井田字下モ四羽出一二 小畑清正 外千五百四十七名

紹介議員 鈴木 陽悦君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一六八〇号 平成十九年五月三十日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願
請願者 福島県郡山市安積町笹川字荒池下三ノ四五 原昌治郎 外七百九十九名

紹介議員 増子 輝彦君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一六八一号 平成十九年五月三十日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願
請願者 香川県高松市多肥上町二四九ノ二 武村政敏 外二千八百六十二名

紹介議員 真鍋 賢二君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一六八二号 平成十九年五月三十日受理
ウイルス肝炎総合対策の推進に関する請願
請願者 福岡県飯塚市相田三〇七 杉本祐介 外四千五百五十四名

紹介議員 西島 英利君
この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

第一六八三号 平成十九年五月三十日受理
ウイルス肝炎総合対策の推進に関する請願
請願者 東京都杉並区永福四ノ三ノ一六 三原積子 外四千七百七十名

紹介議員 中原 爽君
この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

第一六八四号 平成十九年五月三十日受理
ウイルス肝炎総合対策の推進に関する請願
請願者 仙台市太白区西中田六ノ二ノ五〇 鈴木一四 外四千三十四名

紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

第一六八五号 平成十九年五月三十日受理

マッサージ診療報酬・個別機能訓練加算の適正な引上げに関する請願

請願者 仙台市太白区鹿野二ノ一八ノ七

高橋秀信 外五十名

紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第九七七号と同じである。

第一六八六号 平成十九年五月三十日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願

請願者 東京都杉並区荻窪四ノ二二ノ七

前村和子 外四千七百九名

紹介議員 中原 爽君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一六八七号 平成十九年五月三十日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願

請願者 岡山県真庭市鹿田一、三七二 林

好志隆 外二千八名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一六八八号 平成十九年五月三十日受理

安全・安心の医療と看護の実現に関する請願

請願者 岡山市久保六五ノ三五 山地勇

外九百九十九名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第一六九三号 平成十九年五月三十日受理

安全・安心の医療と看護の実現に関する請願

請願者 札幌市清田区平岡三三ノ二六

村上節子 外千三百八十七名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第一六九四号 平成十九年五月三十日受理

就学前の子供の医療費無料制度の早期創設に関する請願

請願者 京都市左京区吉田下阿達町一三

荒堀美代子 外七百十七名

紹介議員 福島みずほ君

子育ての大きな不安の一つに、子供の病気がある。子供は病気にかなりやすく、抵抗力が弱い

ため重症化することも多く、病気の早期発見・早期治療を支える環境が非常に大切である。その一つとして、子供の医療費の心配をなくすることは、大きな子育て支援になる。乳幼児の医療費無料制度は、既に全都道府県、全市町村で実施され、親たちへの大きな励みとなっている。しかし、市町村の独自制度として行われているために、財政困難などを理由として制度内容には大きな格差がある。例えば、助成対象年齢は、一歳児までの所

もあれば高校卒業までを対象としている所もある。どこに生まれ住んでも、子供は等しく大切に育てられなければならない。そのためには、国として制度を創設し、市町村を支援していくことが求められている。参議院では二〇〇一年六月、すべての政党・会派一致で「少子化対策推進に関する決議」を採択した。その中で、政府に対し「乳幼児医療費の国庫助成等を重点的に取り組むべきである」と求めた。また、この数年間に、国の制度創設を求める意見書が四割を超える都道府県議会・市区町村議会が採択されている。

ついては、安心して子供を産み、育てることのできる社会への第一歩とするため、次の事項について実現を図りたい。

一、小学校就学前までの子供を対象とした国の医療費無料制度を早期に創設すること。

第一七〇一号 平成十九年五月三十一日受理

安全・安心の医療と看護の実現に関する請願

請願者 大阪市鶴見区諸口三ノ五ノ二七ノ

九〇九 吉田文子 外百九十五名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第一七〇二号 平成十九年五月三十一日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願

請願者 大阪市住之江区東加賀屋三ノ九ノ

四 山盛淳 外二千二百七十四名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一七〇三号 平成十九年五月三十一日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願

請願者 三重県伊勢市一ノ木一ノ三ノ一二

池田勇 外二千名

紹介議員 芝 博一君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一七〇四号 平成十九年五月三十一日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願

請願者 滋賀県大津市見世一ノ七ノ一六

久保田博 外千名

紹介議員 山下 英利君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一七〇五号 平成十九年五月三十一日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願

請願者 愛知県半田市銀座本町二ノ五一

森田勝人 外三千九百九十九名

紹介議員 大塚 耕平君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一七〇六号 平成十九年五月三十一日受理

小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願

請願者 滋賀県近江八幡市西本郷町西七ノ

一ノ八〇五 伊貝麻恵 外九百九十九名

紹介議員 内藤 正光君

二〇〇六年四月より施行された障害者自立支援法(以下「自立支援法」)は、新たな負担増を中心に障害のある人や家族に多大な影響を及ぼしている。利用した支援に掛かった費用の割合を負担させる応益負担は、収入の少ない障害のある人にとっては耐え難い負担増となっている。また働いても、それ以上の利用料が必要のために働く意欲をなくすという事態も広がっている。障害を補うための支援がなければ社会参加が困難な人にとって、応益負担は「お金が払えないなら家に居てください」と言っているようなものであり、広がり始めた障害のある人の社会参加や地域での自立生活は根こそぎ奪われ、数十年前に後戻りしている。応益負担は自立支援法の最大の問題点であり、これを放置したまま、ほかの部分に手を加えても、障害のある人の地域生活を後退させることになる。また、小規模作業所は、自立支援法によって存続の危機に立たされている。小規模作業所も自立支援法の新規事業に移行できるとされているものの、既存の法定施設が移行する場合との間には大きな格差が残されたままである。しかし、小規模作業所問題が解消の方向にあるかのような風潮が広がり、都道府県における小規模作業所への補助金制度の見直しや打ち切りが検討されている。小規模作業所問題の解消に当たっては、新規事業への移行について既存の法定事業と同等の扱いとすること、新規事業の水準(報酬単価など)の引上げを一体的に行うことが必要である。

ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、利用者負担は応益(定率)負担ではなく、負担できる能力に応じた応能負担を原則とすること。また、利用料の算定に当たっては本人収入のみに着目すること。

二、小規模作業所が新規事業にスムーズに移行するための支援策と、移行するまで小規模作業所と

して存続する間の支援策を、都道府県、市町村などと一体的に講じること。なお、新事業体系と報酬単価を抜本的に見直すと同時に、報酬の日額を月額に戻すこと。

三、障害者自立支援法の附則並びに附帯決議に記載された地域生活を進める上での課題の解消、社会資源の量的整備、所得保障、障害範囲の見直しなどに、早急に着手すること。

第一七〇七号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 名古屋市中千種区御影町一ノ七ノ一
ノ八一 橋本さち子 外九百九十九名
紹介議員 佐藤 泰介君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七〇八号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 広島市東区馬木六ノ四七五ノ二〇
〇 中野千尋 外九百九十九名
紹介議員 亀井 郁夫君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七〇九号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 大阪府東大阪市小阪本町一ノ一一
ノ八ノ二〇六 伊藤友美子 外九百九十九名
紹介議員 高嶋 良充君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七一〇号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 京都市下京区西七条西八反田町二
〇 細田繁 外九百九十九名
紹介議員 西田 吉宏君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七一一号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 兵庫県丹波市市島町上垣二七六ノ二
二 吉見恵子 外九百九十九名
紹介議員 大田 昌秀君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七一二号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 滋賀県甲賀市甲賀町大原市場五〇
三 辻定男 外四千九百九十九名
紹介議員 福島みずほ君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七一三号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 大阪府平野区加美正覚寺二ノ一二
ノ一五 大地辰男 外九百九十九名
紹介議員 白浜 一良君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七一四号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 長野県松本市中央四ノ五ノ三七
新井田鶴子 外九百九十九名
紹介議員 吉田 博美君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七一五号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 名古屋市中川区伏屋二ノ九九ノ二
近藤順子 外九百九十九名
紹介議員 大塚 耕平君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七一六号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 広島県福山市手城町四ノ一〇ノ一

四 桑田君子 外二千五百六十三名
紹介議員 柳田 稔君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七一七号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 埼玉県熊谷市新堀一、一二七ノ一
ノ一〇〇 平間由希 外九百九十九名
紹介議員 家西 悟君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七一八号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 岩手県北上市上野町一ノ三三ノ一
六 福士和也 外九百九十九名
紹介議員 平野 達男君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七一九号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 滋賀県近江八幡市中小森町七四ノ一
一 澤島清 外九百九十九名
紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七二〇号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 長野県松本市中山九四ノ一 諏訪元久 外二千七百五十名
紹介議員 羽田雄一郎君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七二一号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 群馬県高崎市城山町一ノ一〇ノ四
茂木健二 外九百九十九名
紹介議員 中曽根弘文君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。
第一七二三号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 徳島県吉野川市川島町山田字大塚
六六ノ二四 柏木正徳 外九百九十九名
紹介議員 北岡 秀二君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七二三号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 佐賀県鳥栖市浅井町一四九ノ二
楠秀人 外三千九百九十九名
紹介議員 陣内 孝雄君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七三四号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 福岡県筑後市大字下北島一、〇八
七 下川修児 外二千九百九十九名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七三五号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 徳島県板野郡板野町大坂字宮本六
岸本実 外九百九十九名
紹介議員 小池 正勝君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七三六号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人障害者施策に関する請願
請願者 大阪市東淀川区豊新一ノ三ノ三
小林和愛 外九百九十九名
紹介議員 神本美恵子君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七三七号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 熊本県人吉市木地屋町一、〇七一
永田昭一 外千九百九十九名

紹介議員 魚住 汎英君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七三八号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 新潟市南区大郷六三八ノ二 斎藤
猛夫 外九百九十九名

紹介議員 櫻井 新君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七三九号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 東京都杉並区成田東三ノ一九ノ二
七 坪田拓大 外二千名

紹介議員 松田 岩夫君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七四〇号 平成十九年五月三十一日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合
的対策の早期実現に関する請願
請願者 長野県伊那市西春近五、一八六
北原敬一 外千四百四十名

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一七四一号 平成十九年五月三十一日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合
的対策の早期実現に関する請願
請願者 群馬県渋川市有馬四九〇ノ一 青
木常雄 外一万二千名

紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一七五三三号 平成十九年五月三十一日受理
安全・安心の医療と看護の実現に関する請願

請願者 札幌市東区伏古八条五ノ一ノ八
佐賀富士男 外千四十八名

紹介議員 岩本 司君

この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第一七五四号 平成十九年五月三十一日受理
青年が人間らしく働き、将来への希望が持てる雇
用の確保に関する請願
請願者 島根県松江市浜乃木一ノ一三ノ六
五 岩田剛 外百十九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一三七九号と同じである。

第一七五五号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 三重県桑名市長島町源部外面三三
〇 東方香奈枝 外三千七百四十
八名

紹介議員 高橋 千秋君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七五六号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 さいたま市西区水判土三九二ノ三
一 松永啓一 外九百九十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七五七号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 長野県上伊那郡飯島町七久保二、
九三四ノ一 大島孝 外三千九百
九十九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七五八号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 大阪府城東区古市一ノ二一ノ三八

鳴川真弓 外千九百九十九名
紹介議員 松下 新平君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七五九号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 福岡県田川市伊田三、四六五 山
口千恵美 外千九百九十九名

紹介議員 岩本 司君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七六〇号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 長野県松本市会田六三ノ三 中
村幸子 外千九百九十九名

紹介議員 藤本 祐司君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七六一号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 和歌山市毛見三七二ノ五 八杉友
章 外一万九百九十九名

紹介議員 大江 康弘君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七六二号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市水堂町二ノ一五ノ一
二 安井義雄 外九百九十九名

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七六三三号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 鹿児島市田上三ノ一〇ノ六 北
園智子 外千九百九十九名

紹介議員 加治屋義人君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七六四号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 青森県十和田市沢田字種井沢二〇
四ノ一 野月英信 外九百九十九
名

紹介議員 下田 敦子君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七六五号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市本丸町一ノ四一
富田健 外四千六百二十四名

紹介議員 谷 博之君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七六六号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 和歌山市善明寺六一五ノ二七 武
田賢二 外千九百九十九名

紹介議員 阿部 正俊君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七六八号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 茨城県結城市新福寺一ノ四ノ一五
佐藤定男 外三千九百九十九名

紹介議員 岡田 広君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七六九号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願
請願者 茨城県結城市小田林一、七二一ノ
八 中井芳雄 外四千九百九十九
名

紹介議員 郡司 彰君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七七〇号 平成十九年五月三十一日受理
小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都市伏見区向島善阿弥町七 荒

本悠美子 外二千九百九十九名

紹介議員 林 久美子君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七七一号 平成十九年五月三十一日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 長崎市西山一ノ九 岸本博 外九

百九十九名

紹介議員 田浦 直君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七七二号 平成十九年五月三十一日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合
的対策の早期実現に関する請願

請願者 鳥取県米子市西福原九ノ六ノ二〇

吉持謹司 外三千三百四十七名

紹介議員 常田 享詳君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第一七七三号 平成十九年五月三十一日受理

小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願

請願者 広島市中区江波東一ノ一ノ二四

仲田仁 外二千四十九名

紹介議員 山本 順三君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。